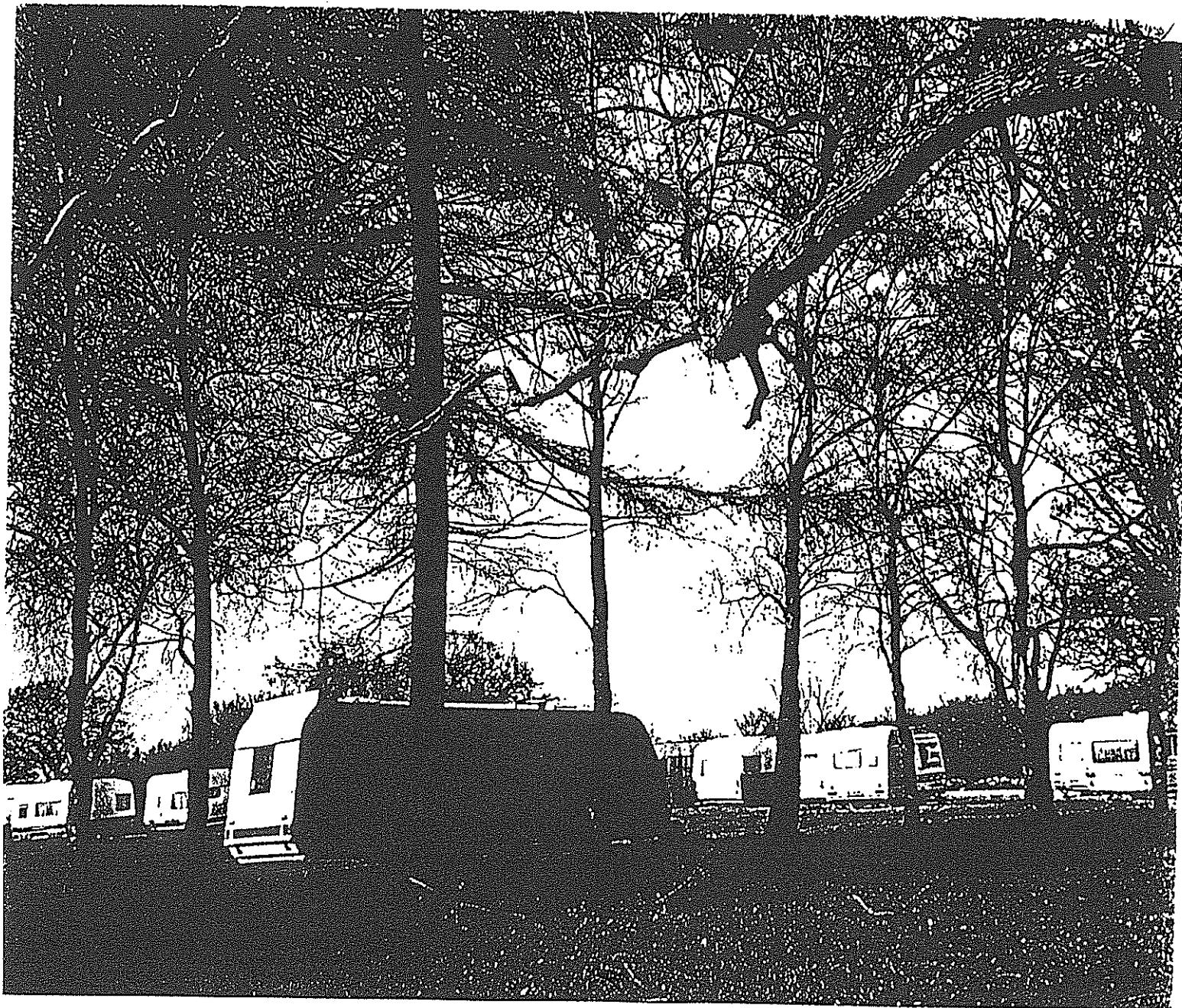
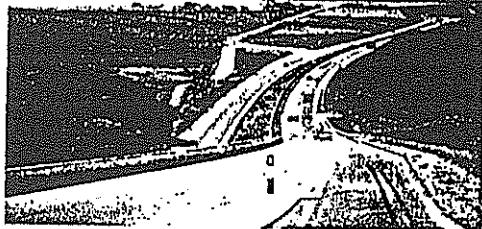
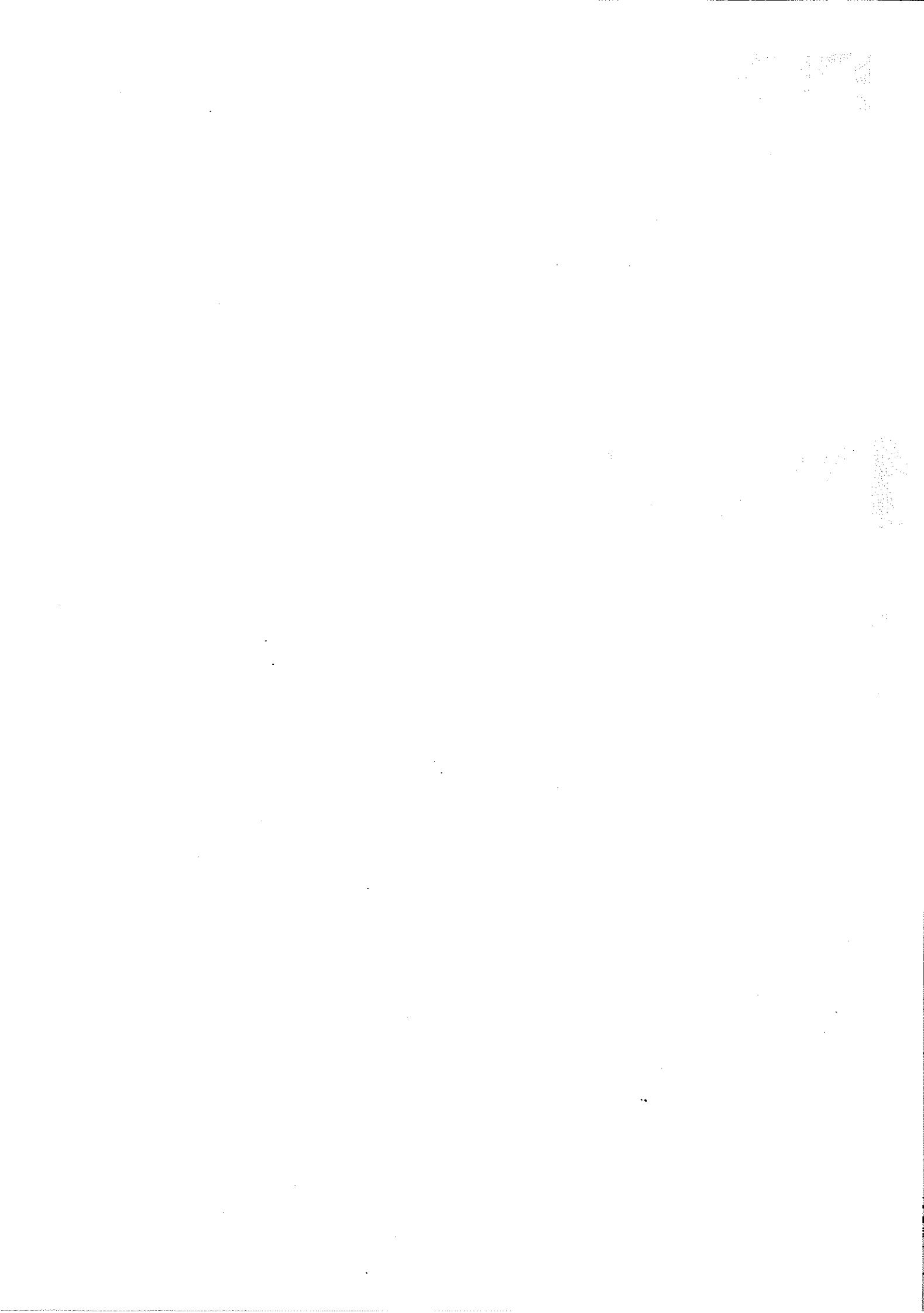


英國の田園地域



財団
法人
自治体国際化協会



はじめに

「最近の10年間に、イングランドの田園地域に対する人々の見方は根本的に変化した。過去2世紀の間、社会、文化、経済、政治のすべての焦点は都市にあり、田園地域はその『背後』にあった。しかし1980年代半ばから人々の見方は変わり始め、1990年代に入ってからは、『1990年代は田園地域は国民の中心的関心事になるだろう』という意見も出てきている。田園地域は、イングランドの文化の『感傷的』な部分だけでなく、多くの人々が、現実に住居として選ぶ地域となってきたのである。」(「English Rural Communities;An Assessment and Prospect for the 1990s」Rural Development Commission 1993より。)

1974年に出版された加藤秀俊著「イギリスの小さな町から」(朝日選書)の中に、「ロンドンの人口は着実に増え続けており、ロンドンの1000万都市時代、そしてイングランド南東部地域の2000万時代が遠からぬ将来にやってくる。」という部分がある。1960年代、英国政府はそのような予測をしていたのである。ところが、1994年の現在、これと正反対のことが起こっている。ロンドンとイングランド南東部の人口は減り続け、大ロンドンではこの40年間に200万人近くの人口を失った。実際には1950年代に変化は始まっていたが、10年前までは、それは明確には意識されていなかった。

英國の田園地域は、日本の「過疎地」の自治体の最大目標である人口増を、「誰も気が付かないうちに」いともやすやすとやってのけた。それも、自治体はあまり努力せずに、人々の方から、いわば勝手にやってきたのである。一体これはどういうことなのか。また、現在英國では、田園地域は政策にどのように位置付けられ、そして現実の田園地域では何が起こっているのだろう。本書はこうした素朴な問題意識に基づくレポートである。

本書の構成は次のようになっている。

- I. 田園好きの英国人 : 現在の英國の社会現象、政策を理解するために不可欠な、英國人の田園地域に対する考え方を説明する。
- II. 田園地域に関する政策 : 田園地域に関する基本的な政策を立体的に理解するため、農業から観光までの幅広い分野の政策を紹介する。
- III. 田園地域の実情 : 田園地域の実情について、2か所を選んで紹介する。
- IV. まとめ : 現在の英國の田園地域の問題点と、日本が英國から学ぶべきだと思われることについて述べる。

このレポートは、自治体国際化協会ロンドン事務所の松井真理子所長補佐(島根県)がまとめたものである。日本の「過疎地」で働く筆者は、日本の田園地域は、依然として「都市の背後」にあるように感じている。田園地域に大きな価値を置く英國を紹介することによって、日本人の田園地域に対する発想の転換を促すとともに、田園地域に住むことの誇りと自信が促進されることを期待している。

平成7年1月

財団法人 自治体国際化協会
理事長 森 繁一

目 次

はじめに

I. 田園好きの英国人

1. 田園好きの英国人.....	3
(1) 英国人の田園好きとその要因.....	3
(2) 英国人のレジャーと田園地域.....	6
① レジャーに要する経費と平均宿泊日数	② 英国人の長期休暇と田園滞在
③ 英国人の田園を訪れる回数	④ どういう人が田園を訪れるか
⑤ 英国国内での旅行の宿泊先	⑥ 田園での活動内容
⑦ どうして田園を訪れるのか	
(3) 英国の都市計画と田園地域	10
① 田園都市 (Garden City) - 「都市と農村の結婚」	② グリーンベルト
③ 都市田園計画法 (Town and Country Planning Act) とその背景	
2. 田園地域の人口増加.....	16
(1) 田園地域の人口増加の動向.....	17
① 英国の人口移動の「反都市化」現象	② 県別の人口密度と人口増減
③ 1990年代の人口増減予測	
(2) 田園地域の人口増加の分析.....	22
① どのような人々が田園地域に移住しているか	
② 田園地域への移住を促進する要因	
(3) 田園地域の人口増加に対する評価.....	27
① 新聞の記事から	
② 田園地域の従来の居住者の立場から	
③ 田園地域の「交流人口」の増加に対する批判	
3. 若い世代の都市と田園に対する考え方～アンケート結果より.....	31

II. 英国の田園地域に関する政策

1. 変化する田園地域と田園地域に関する政策概観

(1) 変化する田園地域.....	37
① 人口の増加	② 農業の衰退と多角経営の促進

③ 自然環境と景観保護への関心の高まり	④ その他の変化	
(2) 田園地域に関する政策概観－「Action for the Countryside」		40
2. 農業に関する政策		
(1) 農業の現状と政策の基本的な方向		42
① 農業の現状	② 農業政策の基本的な方向	
(2) 具体的な施策		45
① 環境保全地域	② 休耕政策	③ 田園地域特別手当事業
④ 田園地域の守り役事業	⑤ 農地森林転換特別手当事業	
⑥ 農業用建築物の規制	⑦ 生け垣保存奨励事業	
3. 森林に関する政策		
(1) 森林の現状と森林政策の基本的な方向		47
① 森林の現状	② 森林政策の基本的な方向	
(2) 具体的な施策		48
① 森林助成金事業	② 指導的森林戦略	
③ 農地森林転換特別手当事業	④ コミュニティの森事業	
4. 開発計画に関する政策		
(1) 開発計画のしくみと政策の基本的な方向		51
① 開発計画のしくみ	② 開発計画の基本的な方向	③ 田園戦略
(2) 田園地域と経済に関する開発計画政策指針第7		54
5. 田園地域の経済に関する政策		
(1) 田園地域の経済の現状と政策の基本的な方向		57
① 田園地域の経済の現状	② 政策の基本的な方向	
(2) 具体的な施策		60
① 田園開発地域の指定と田園開発プログラム		
② 田園地域雇用プログラム		
③ 欧州構造基金一対象5(b)による地域指定		
④ LEADERプロジェクト		
⑤ 田園ビジネスへの助言と経済的支援		
6. 田園地域のコミュニティに関する政策		
(1) 田園地域のコミュニティの現状と政策の基本的な方向		70
① 田園地域のコミュニティの現状		
② 1991年田園地域のサービス実態調査	③ 政策の基本的な方向	
(2) 具体的な施策		73
① ボランティア活動の促進	② 特別後進地域の指定と援助	
③ 個別の問題に対する支援		

7. 自然環境と田園景観の保全に関する政策	
(1) 自然環境と田園景観の保全の現状と政策の基本的な方向	76
① 自然環境と田園景観の保全の現状	76
② 政策の基本的な方向	
(2) 具体的な施策	78
① 特別保存地域の指定	
② 主として農業者及び大土地所有者に対する施策	
③ ボランティア活動の育成	
8. 田園地域へのアクセスとレクリエーションに関する政策	
(1) 田園地域へのアクセスとレクリエーションの現状と政策の基本的な方向	85
① 田園地域へのアクセスとレクリエーションの現状	
② 政策の基本的な方向	
(2) 具体的な施策	86
① パリッシュ遊歩道パートナーシップ事業	
② 国定遊歩道の設置と整備	
③ 田園を楽しむための情報助成金	
9. 田園観光に関する政策	
(1) 田園観光の現状と政策の基本的な方向	88
① 田園観光の現状	
② 政策の基本的な方向	
(2) 具体的な施策	92
① 田園地域の経済の活性化を目指した観光促進	
② 環境に配慮した観光促進	

III. 英国の田園地域の実情

(地図1) イングランドとウェールズの県	97
(地図2) 英国 の地方 (Region)	98
1. グロスター・シャー県	
(1) グロスター・シャー県の概要	99
① 基本的な事項	
② 田園地域に関する特記事項	
(2) グロスター・シャー田園地域社会協議会と田園パートナーシップ	102
① 田園地域社会協議会とは何か	
② 役員の顔ぶれ	
③ ステファン・ライト事務局長へのインタビュー	
④ 事業内容と田園パートナーシップ	
2. コーンウォール県	
(1) コーンウォール県の概要	115
① 基本的な事項	
② 田園地域に関する特記事項	

(2) コーンウォール県の開発の実情—E Cに接近した県へのインタビュー	120	
3. 村に住む人々		
(1) コーンウォール・パリッシュ世帯調査にみる村の現状と島根県集落実態 調査との比較	126	
① 調査の手順	② 今回比較するパリッシュ世帯調査	
③ 年齢別住民構成	④ 県外からの転入者	⑤ 住宅
⑥ 開発に対する住民の態度	⑦ 雇用	⑧ 教育
⑨ 道路・交通	⑩ 買い物	⑪ 健康・福祉
⑫ 緊急サービス	⑬ 環境	⑭ レジャー施設
⑮ 村に対する全般的な意見	⑯ 両調査の比較一覧	
(2) 村に住む人へのインタビュー	145	
① MrsBeerへのインタビュー 「民宿の経営とパリッシュの仕事について」		
② MrsSmithへのインタビュー 「村の生活と女性サークル活動」		
③ MrsTaylorへのインタビュー 「まちの活性化イベントと若者のこと」		

IV. まとめ—英国から何を学ぶか

1. 英国の田園地域の問題点	159
(1) 開発と環境保護との競合とコミュニティの分断	
(2) 英国内の南北問題	
2. 英国から何を学ぶか	161

(資料編)

資料 1 「田園地域」の訳語と定義	164
資料 2 田園地域に関する関係団体一覧	165
資料 3 タイプ別田園ディストリクト一覧	172
参考文献	175



I. 田園好きの英国人



1. 田園好きの英国人

(1) 英国人の田園好きとその要因

「我々は、ほとんど全てが、伝統的な田園の景観を心から愛していると明言できる。」これは、1993年11月17日付けのインデペンデント紙に掲載された、田園地域の景観保護に関する記事の中の表現である。日本人についてこれと同じ表現を日本の新聞に書けるか考えてみたが、ここまで一般化できるとは思わない。

仕事柄ロンドンで仕事をしている英國人に会うことは多いが、ロンドンを好きだという人は少ない。ロンドンは大都市だが、地下鉄の朝の混雑ぶりは、東京と比べれば1/10と言っても過言ではない。東京のようにコンクリートの高い建物は少ないし、歴史的な建造物はしっかりと保存されていて、派手な広告はほとんど見られない。私は大人びた味わい深い街だと思うが、英國人に言わせると、「混雑と騒音、汚れた空気にもまれた住むに耐えない醜悪な街」となるのである。

田園に住むことは、多くの英國人のあこがれらしい。仕事を持つうちは通勤に便利のよい都市に住むが、退職後はのんびりと田園に住みたいと考えている人は多い。退職まで待ちきれない人の中には、平日はロンドンに狭いアパートを借り、週末には家族の住む田園の家に帰ってのんびり過ごす人や、1~2時間の通勤はものともせずに、田園に家を買って住む人もある。ロンドンの中心地から車で1時間も走らないうちに、そこは広々とした畠が広がる田園地域になるのである。

大英博物館のすぐ近くにある全国パリッシュ協議会の Martin Harvey 事務局次長と親しくなって、休日にケント県のチャーリングにあるお宅に招待されたことがある。ロンドンから車で1時間半。住所はチャーリングのハイ・ストリート（通常町の目抜き通りを指す）だが、その通りは車が擦れ違うのがやっとの幅であり、村の郵便局とパブなどが並ぶ、ひなびた小さな小さな村であった。日曜日の昼下がり、村人が集まるパブで地ビールを飲みながら、「これこそイギリス人の伝統ですよ。」と彼は言う。なめるようにビールを飲み、顔見知りの村人とおしゃべりをした後、家に帰って日曜の特製ランチを楽しむ。Martin は男性ながら趣味は料理だそうで、お手製のイギリス家庭料理、コテージ・パイ（挽き肉とマッシュポテトをオーブンで焼いたもの）とたっぷりのゆで野菜が用意されていた。



Martin(右)の手料理。友人夫婦(左2人)も田園が好きでロンドンから移ってきた。

英國人に深く根付いている田園好きの価値観は、次の4つの理由からもたらされているように思われる。

まず第一に、現在も存続する貴族制度である。英國の貴族は、ちょうど日本の大名のように全国に散らばっている。彼等は働くずに豊かな生活ができる人々で、所有する広大な土地を農地などとして貸し出し、収入はその地代から得るのである。彼等は、自分たちが暮らすためにカントリー・ハウスと呼ばれる広大な邸宅と土地を持っている。あのチャーチルが生まれたマールバラ公爵のブレナム・パレスはこうしたカントリー・ハウスの一つだが、2万2千エーカー（1エーカーは約1,200坪。成田空港の6倍の広さだそうである。）の敷地に、2万8千平方メートル（約8,500坪）の建物が建っている。羊がのんびり草を食べている一面の緑の中の、「パレス」というふざわしい豪邸を訪れてみると、心まで広々として夢を見ているようすばらしい。あくせく都市で働くよりも、田園で悠々自適の生活をすることを理想とする英國人の気持ちがわかる気がしてくる。



広大なカントリー・ハウスのブレナム・パレス

第二に、貴族のみならず多くの上流階級の人々の行動様式である。

日本でも有名なピーター・ラビットの作者ベアトリクス・ポッターは、イングランド北部の湖水地方という美しい田園地域に住んで、30年にわたって農業経営をしながら絵本をかいたことで有名である。彼女が住んでいた家は、今ナショナル・トラストという環境保護団体に売却されて管理されているが、彼女自身、今世紀初めのナショナル・トラストの創設時、トラストにいろいろ協力したことはよく知られている。

ポッターはもともと湖水地方に生まれ住んでいたのではない。ロンドンの裕福な弁護士の彼女の家庭は、毎年夏の3か月の休暇を、一家でスコットランドや湖水地方の田園の家で過ごすのが習慣となっていた。ここで動物と遊んだり散歩したり、たっぷりとした自然に包まれて暮らすのである。ここで湖水地方に魅せられた彼女は、自分一人のために家を買い、農場を経営することになるのである。

田園で長期休暇を楽しむのは、上流階級ではめずらしいことではなかったのだろう。彼等の行動様式が、庶民の考え方へ影響を及ぼしたことは想像に難くない。文化が大衆化するにつれ、上流階級の趣味は多くの人のものになっていったと思われる。

第三に、英国の田園地域自体の持つ魅力である。

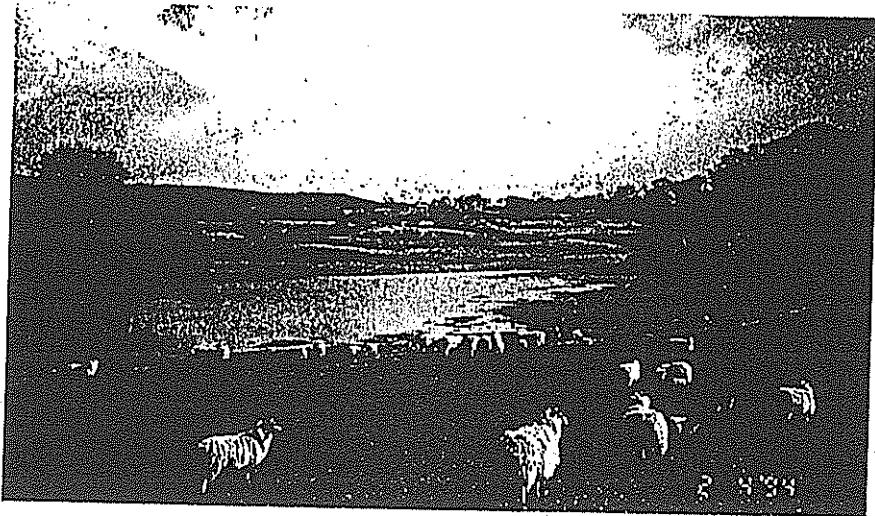
英国の田園地域は、だれもが口を揃えて「美しい」という。ヨーロッパはどこも田園地域が美しいが、中でも、英國のゆるやかな起伏のある田園は白眉である。

車で走っていて、小さな村を通りかかることがあるが、どの家も100年や200年は経っていると思われるれんがや石の味わい深いつくりで、よく手入れが行き届き、花が咲き乱れ、まるでお伽話の世界にいるようである。また、その周囲にどこまでも広がる農園は、1年中変わらない緑（牧草地）が目立ち、丘（イングランドには山と呼べるもののはほとんどない）の上まで完全に開墾されている。広々とした農地は、ヘッジロウと呼ばれる低木や、薄い石をいちいち手で積んだ独特の石垣で仕切られている。遠くから見ると緑のじゅうたんに白い米粒をまいたように見える羊が、一日中のんびり草を食べている。春先には生まれたばかりの子羊が、親のあとを追う。どこ一つとっても絵になる風景であり、英国人ならずとも魅せられずにはいられない。

第四に、英國人には自然への強いあこがれがある。

自然にふれることは、子供の教育にとって大変大切なことだという話をよく聞く。日本人も同じ考えはあると思うが、英國人は口にするだけでなく本当に実行する。子供づれの家族が広い野原を散策している姿は、田園地域で実によくお目にかかるものである。

人間は人工的なものの中ではなく、自然の中で生きるべきだという意識は強い。平日は仕事などで人工的なものに囲まれっていても、休日には自然の中でリラックスして



羊がかわいい田園地域

人間性を回復したいと考えている。ロンドンの大都会の中に野生の鹿が住む大公園があることも、こうした考えに基づくものだと思われる。そこで人は何をするかというと、ただ散歩したりごろごろ寝転んで日光浴をするだけである。田園には遊歩道や森林公園などの整備が進んでいるが、人々はそこをただ歩きまわって自然を満喫するのである。

人々が訪れる田園には、別に人工的に作られた遊園地などがあるわけではない。人が準備した行楽施設を利用するのではなく、自然へ積極的・主体的に関わろうとする姿勢が感じられる。日本人に言わせれば「何もない（つまらない）」ことが英国人には大切なのであって、「何かある」ことは自然の破壊につながり、その価値は低下することになる。

(2) 英国人のレジャーと田園地域

英国人の田園好きは、休暇の過ごし方に端的に現れる。ロンドンに住む若い英国人が、車で数時間の場所にある田園のコテージを借りて、友達と週末を過ごすという話をよく聞く。自炊施設のついた安い賃貸コテージが、田園にはたくさん整備されているのである。車で数時間の田園に数日間滞在し、束の間の田園生活を楽しむことが根付いているように見えるが、こうした英国人のレジャーについて、数字を挙げながら説明してみたい。

① レジャーに要する経費と平均宿泊日数

1993年8月28日付けの朝日新聞に掲載された、作家の井上ひさし氏の「フランス流バカンスの秘密」という論説によると、「先進」諸国のバカンスに関する、下記の興味深い数字が挙げられている。

	一人一日あたりの費用	年間一人あたりの平均宿泊日数
フランス	3,437円	29.2日
イギリス	3,452円	22.3日
ドイツ	6,009円	17.5日
アメリカ	14,330円	6.1日
日本	23,370円	1.9日

この数字の違いについて井上氏は、日本人は「開発されたところ」に行くのが好きだから当然費用がかかるとし、ヨーロッパでは滞在型の農村観光に行く人が多いため費用がかからないとしている(注)。英国人の田園好きに加え、日本では、ホテルや交通費などの経費が非常に高いこと、長期休暇がとりにくく勤務状況などの事情があると思われる。

注) ある調査によると、テーマ・パークを訪れる人の数は、アメリカ・カナダ・日本では人口の60%, ヨーロッパでは17% (英国は16%) だという。

② 英国人の長期休暇と田園滞在

次に、英国人は長期休暇をどのようなところで過ごしているのか、他のヨーロッパの国と比べて目的地別に見てみよう。

a. 主たる長期休暇の目的地 (%)

	田園地域	山	都市	海辺
フランス	29	27	18	51
イタリア	11	24	19	58
ドイツ	34	30	15	44
英 国	29	13	19	58
E C 平均	25	23	19	52

b. その他の長期休暇の目的地 (%)

	田園地域	山	都市	海辺
フランス	29	33	22	28
イタリア	13	33	21	37
ドイツ	30	29	33	15
英 国	38	8	25	36

Europeans and Their Holidays (Commission of the European Communities) より作成

この表を見ると、ヨーロッパでは休暇は海辺で過ごす人が多いが、二番目に多いの

は田園地域での滞在である。二回目以降の休暇となると、田園滞在はもっと増える。また、田園好きなＥＣ諸国の人々の中でも、英国人は田園が好きな国民であることがわかる。

イングランド観光局 (English Tourist Board) の予測によると、英国人の田園滞在は今後も増加すると考えられ、1992年から今世紀の終りまでに滞在日数で8%、滞在者が落とすお金で28%、それぞれ増加が見込まれている。

③ 英国人の田園を訪れる回数

長期休暇など宿泊を伴うもののみならず、週末に日帰りで田園を訪れる英国人は多い。

田園委員会 (Countryside Commission) の調査によると、その頻度は次の通りである。

- ・ 1年間にのべ約16億回。(1990年)
一人あたりにすると、4週間に3.3回。
- ・ この数字はここ10年間ほとんど変化していない。

④ どういう人が田園を訪れるか

田園委員会 (Countryside Commission) の調査によると、田園を訪れる人は次の通りである。階層社会がここにも反映しているのが興味深い。

- ・ 頻繁に訪れる人（人口の20%）の傾向
15～40歳の若い男性層。専門職。田園に住んでいるかごく近くに居住。
自動車所有。田園関係組織を通じて、自分の関心を主張する傾向にある。
- ・ 時々訪れる人（人口の45%）の傾向
40～60歳の男女。事務職や熟練技術職。比較的田園近くに居住。
自動車所有。子供あり。
- ・ ごくたまに訪れる人（人口の35%）の傾向
60歳以上の男女。低収入。非熟練労働者または失業者。
田園地域に遠い貧しい住宅に居住。自動車を持たず、公共交通機関を利用。少数民族出身のことが多い。

⑤ 英国国内での旅行の宿泊先

宿泊施設の充実は、田園滞在や安価な旅行には不可欠である。田園滞在に限定したものではないが、1992年の英国居住者の国内旅行の宿泊先から実情がうかがえる。

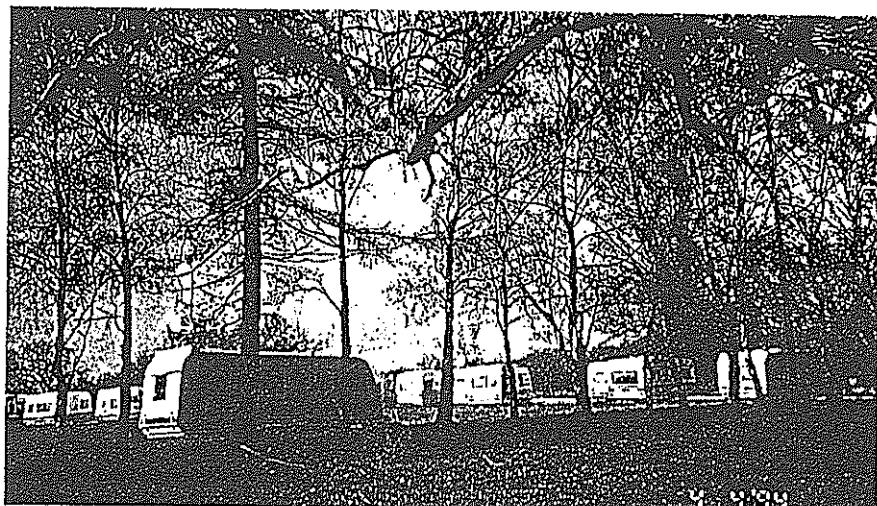
宿泊先	割合(%)
友人・親族の家	32
*キャラバン（キャンピング・カー）	22
ホテル／モーテル／ゲストハウス	17
*賃貸自炊施設	15
*キャンプ	5
*ホリディキャンプ宿泊施設	4
ベッド・アンド・ブレックファスト／ファームハウス	2
*自分の別荘	2
*ボート	1

The UK Tourist Statistics 1992 (UK Tourist Boards) から作成
注) *はおおむね自炊の施設。

全体的に、郊外型のバラエティに富んだ宿泊先であることがわかる。

ことにキャラバンは、日本ではほとんど見かけないが英国では人気が高い。日本のキャンピング・カーと違い、乗用車で宿泊小屋をひっぱって走るのである。田園のあちこちにキャラバン・サイトというキャラバン専門の駐車施設があり、多くの車で賑わっている。長期休暇の時期は、高速道路はキャラバンだらけといつてもよい。

上の表から、約50%は自炊の施設であることも興味深い。日本だと、旅先で地方のごちそうを食べるのも旅の楽しみの一つだが、英国ではそういう要素は少ない。むしろ、普通の生活を旅先でも続けることが重視されており、長期の休暇を安く過ごすことを探しているといえよう。



田園地域のあちこちにあるキャラバン・サイト

⑥ 田園での活動内容

田園委員会の調査によると、田園で行われている活動は次の通りである。

活 動 内 容	割合(%)
ドライブ、ピクニック	19
スポーツ	19
長距離の散歩（2マイル=3.2キロ以上）	14
友人を訪問	13
海岸訪問	10
歴史的建造物等見学	6
田園の公園訪問	4
その他	6

Enjoying the Countryside : Policies for People (Countryside Commission 1992)

⑦ どうして田園を訪れるのか

田園委員会の調査によると、人々が田園で満足させる個人的な欲求は次のようなものである。これまで述べてきたことが挙げてあると同時に、英国人の田園に対する能動的なレジャー観がうかがえるのが興味深い。

- ・平和と静寂、リラックス
- ・冒険と挑戦
- ・運動による健康向上
- ・野生生物や田園風景とのふれあい
- ・農村生活の体験
- ・友人や家族といっしょに楽しむのによい舞台として
- ・平素の生活からの変化
- ・スポーツや趣味を楽しむ
- ・人類の歴史をたどる
- ・ボランティアの環境保護やクリエーション活動に参加

Enjoying the Countryside:Policies for People(Countryside Commission 1992)

(3) 英国の都市計画と田園地域

世界で初めて大学に都市計画学科を持ったのも、都市プランナーという職業を生み出したのも、今世紀はじめの英国のことである。他国に先駆けて産業革命を達成した英國では、都市の過密問題が生じるのも、またこれへの対応策に講じるのも先駆け

ていた。

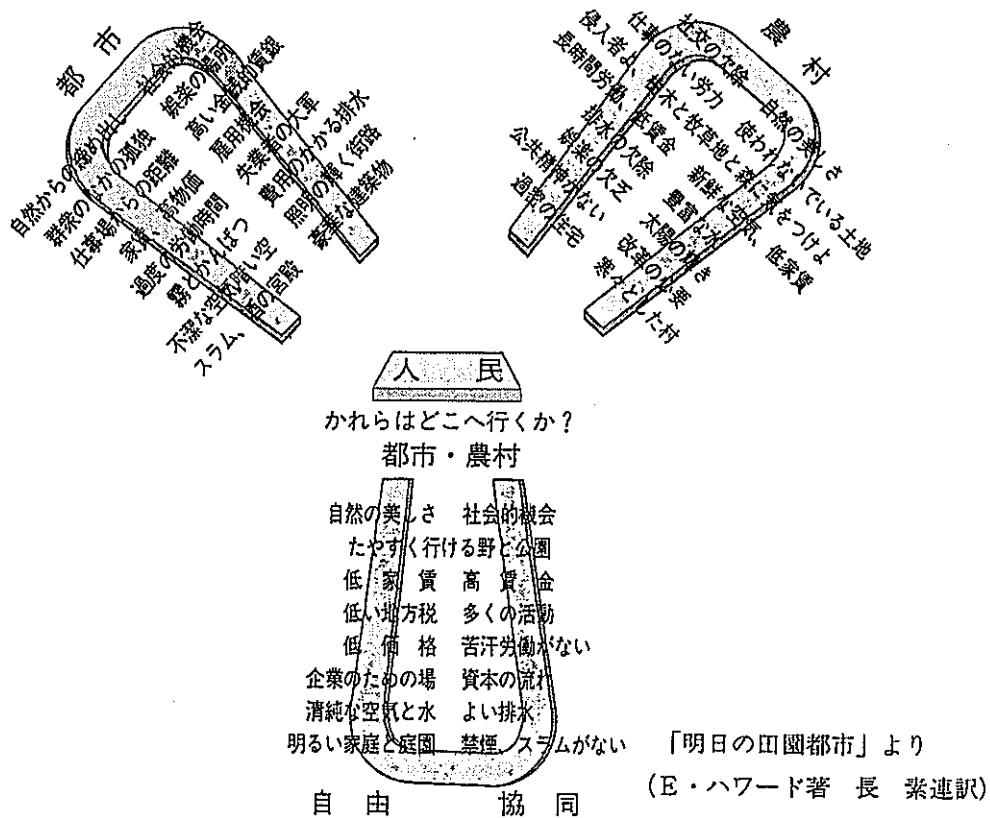
都市計画の先駆者といえる英國では、「過密からは何も生まれない」という1912年のアンワインの論文の標題に象徴されるように、根本に、過密に対する嫌悪と、田園地域に対するあこがれがあるようと思える。ここでは、英國の都市計画において田園地域の持つ意味を、「田園好きの英國人」という視点から概観してみたい。

① 田園都市 (Garden City) ~「都市と農村の結婚」

英國の都市計画を見る時、エベネザー・ハワードが提唱した「田園都市」がパインニア的役割を果たしており、かつその後の都市計画の発展に大きな影響を与えたことは異論のないところである。1898年に刊行され1902年に改版された「明日の田園都市」によって、彼の田園都市構想は公にされた。

ハワードの田園都市構想は、当時のロンドンの過密状態に対する問題意識に端を発している。19世紀末、多くの人々が職を求めて農村からロンドンなど大都市に流入していたが、その結果生じたのは、劣悪な住宅環境の都市と、荒れ果てた農村だった。ハワードは、都市に集中する人口の受け皿として、新しい魅力を供えた町の建設を考えたが、彼のアイディアのユニークな点は、「都市と農村の結婚」すなわち都市と農村の長所を一体化した、全く新しい町を建設しようとしたところにあった。(下図参照)

三つの磁石



英国政府刊行の「計画 (Planning; HMSO)」という冊子は、田園都市の要点を次の通り挙げている。

- 一産業と人口を限定された大きさの町に分散させること。(ハワード自身は人口3万3千人の町を想定していた。)
- 一建物と同時に庭園や公園を配置すること。
- 一都市と田園との保存的な相互関係の保持。
- 一町全体のレイアウトと都市地域と農村地域のゾーニング。
- 一土地利用のコントロールを容易にするための土地の公的所有。

大都市と過密に対する嫌悪感、庭園・公園・農園といったものが健康的な生活に必要不可欠とする英國人の感性を、ここから明確に認識することができる。

ハワードの「田園都市」が世に問われた翌年の1899年には、早くもこの考えを現実のものにするため、運動団体「田園都市協会」が設立された。この団体は、国や公共団体とは関係を持たない、市民の手によるものであったが、1903年にはレッチワースに、1920年にはウェルウィンにと、2つの田園都市の建設の実現にこぎつけたのは、英國人の偉大な実行力と言うしかないであろう。

これほどまでの急速な運動の盛り上がりの背景には、英國人の過密に対する深刻な問題意識と、田園に対するあこがれの気持ちがあったことは間違いない。英國の都市計画は、最初から「人間らしい生活」に重点が置かれ、そしてそれは自然に触れることがあり、しかも民間人の熱い気持ちに支えられていたことに注目したい。

2つの民間人による田園都市の成立後、1946年にはニュータウン法が制定され、田園都市の基本的な考え方を受け継ぐ「ニュータウン」が、国家的事業として計画的に作られ、大きな成功を納めることになる。

(参考) 日本では1907年に、早くも内務省地方局有志によって「田園都市」が紹介されている。しかし、1918年に設立された、田園都市株式会社による東京の「田園調布」建設にみられるように、単に良好な「郊外住宅」でしかなかったり、あるいは、活力の落ちた地方の振興のための行政のスローガン（故大平首相が、1978年に主唱した「田園都市構想」など）にとどまったりするなど、「都市と農村の結婚」という本来の田園都市の意図は十分理解されてきていないといわれる。私は、人間の生活における田園の持つ意味に対する、両国民の基本的な認識の違いによるよう思う。

② グリーンベルト

グリーンベルトとは、広義には市街地を取り囲む田園地帯のことであり、狭義には、そのうち地方団体の開発計画に位置付けられたものを指す。その目的は下記のとおりであるが、それらの目的を達成するため、建築に対する厳しい規制が行われる。

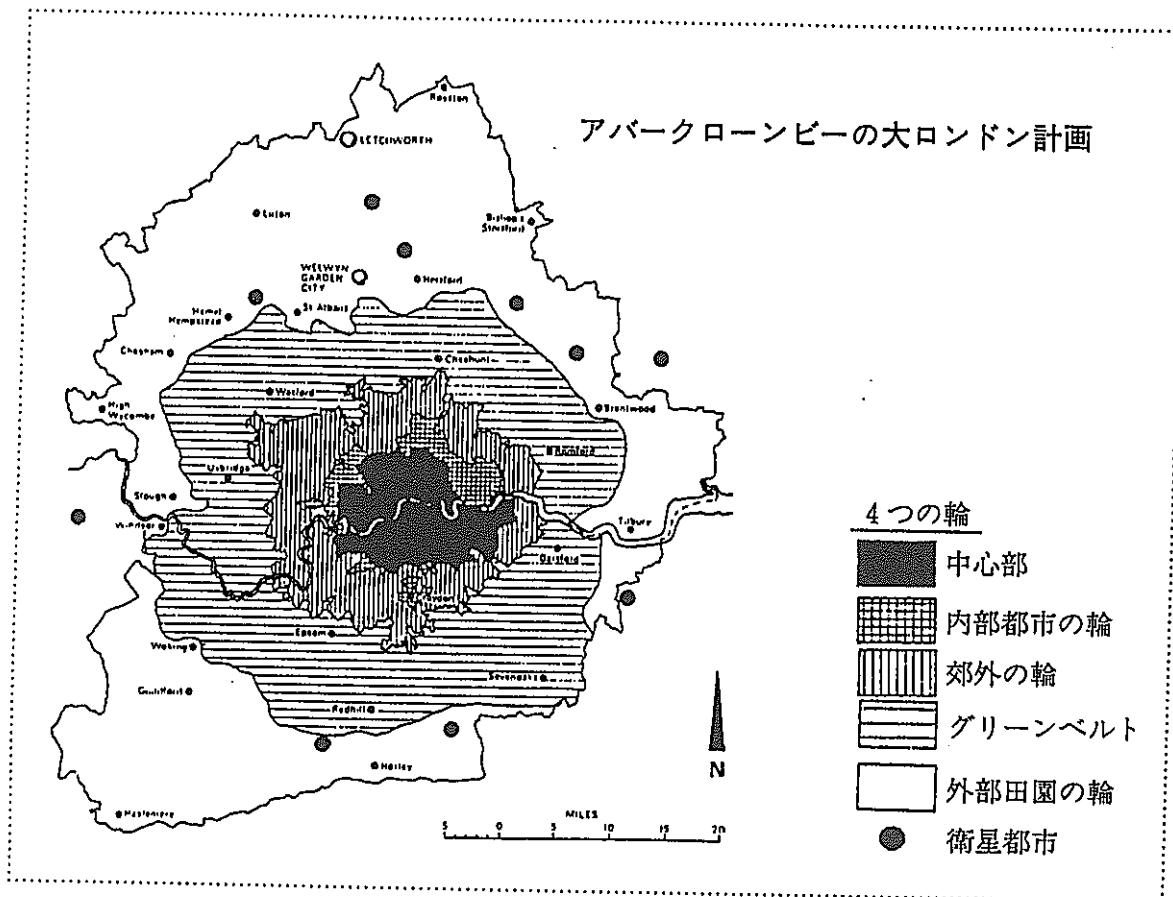
[グリーンベルトの目的]

- 都市の郊外への広がりを制限する。
- 田園地帯を都市の浸食から守る。
- 隣接する町同志の合体を防ぐ。
- 町の歴史的特性を保護する。
- 郊外の新たな開発よりも、都市の中での再開発を進めることによって都市の世代交代を促す。

グリーンベルトの起源は、1580年のエリザベス一世の布告とされるから、考え方としてはそもそも非常に古い歴史を持っている。近代的な意味での狭義のグリーンベルトは、ロンドンの周囲のそれが最初である。ロンドンの産業と人口の集中に危機感を持った政府は、1927年ロンドン地域計画委員会を設立する。その初回の会合の席上、保健大臣は「ロンドンと近郊の町を隔てる『農業ベルト』」の計画を依頼するのである。現在のロンドンを取り巻くグリーンベルトは、1944年に出されたアバーコロンビーの大ロンドン計画（次頁参照）に基づくものである。

1955年、政府はグリーンベルトをロンドン以外の地域に拡大することを表明した。それ以来グリーンベルトは大幅に拡大しており、1979年から10年間に面積は2倍に増加、現在では大都市のほとんどが指定しているほか、中小の市街地にも設置されている。

大ロンドン計画を作成したアバーコロンビーは、田園地域へ強い関心を持っていたことはよく知られている。彼は多くの田園地域の計画に関与し、田園地域の保護に対する明確な意見を持っていた。美しい田園地域を守るために計画の必要性への認識は強く、こうした彼の哲学が、ロンドンのグリーンベルトの背後にあることは間違いない。



③ 都市田園計画法 (Town and Country Planning Act)とその背景

今日の英国の都市計画のしくみの基礎は、1947年に策定された都市農村計画法 (Town and Country Planning Act 1947)によって形成された。この法律は、1971年、1990年に大きな改正があったが、その哲学は今日に繋がるものであるといわれている。

この法律は主として次のようなことを規定している。

- 地方団体に地域の開発計画の策定を義務付ける。
- 地方団体の「開発許可 (Planning Permission)」なく開発することは許されない。
- 地方団体の開発規制に対する違反に対して強制手続の確保。
- 計画遂行のため、地方団体に強制的な土地購入の権限を与える。
- 開発許可が得られなかった場合の土地所有者に対する補償。

この法律によって、土地所有者は自分の土地上の開発権に大きな制約を受けることになる。英国では、地方団体の土地利用計画は、「開発」のためでなく「開発規制」のためにある。日本的な「財産権の自由」の観念は弱く、個人の財産であっても、野放

図な開発は許されない。開発規制を行う地方団体の権限は極めて強く、きびしい規制をデベロッパーのためにいかにゆるめていくか、というのがむしろ近年の課題になっている。

英国の都市計画の「哲学」を考えるとき、1940年代前半に相次いで出された三つの政府関係報告書が参考になる。これらの報告書は、戦後の都市計画法制の基礎となつたとされているからである。そして、これらの報告書の背景には、「産業と人口の都市への集中による農業地域の浸蝕と自然景観の破壊をどう解決するか」という共通の問題意識があったことに注目しなければならない。

*バーロー報告書 (Barlow Report) (1940年)

都市の膨脹及び無計画の町の危険性と、農業用地の喪失に注目。効果的な地域計画と、田園都市あるいは類似のプロジェクトの推進を提言した。

*スコット報告書 (Scott Report) (1942年)

田園地域の土地利用に注目。都市的な利用が無秩序に田園に及ぶことを抑止する必要性や、田園地域の固有の計画の価値と農業的土地利用について提言した。

*アスワット報告書(Uthwatt Report) (1942年)

開発規制に伴う補償問題に注目。戦後すぐ予想される開発ブームを見越して、都市計画の効果が補償問題によって薄れることのないようその手法を提言した。

英国の都市計画の背後には、「人間らしい町づくり」を行おうとする英國人のコンセンサスがある。そして、彼らの「人間らしさ」とは、「自然との調和」を意味しており、「都市計画」は「田園計画」と一体となっていることに注目したいと思う。

2. 田園地域の人口増加

「都市は人が増え続け、田舎は減り続ける」。これは日本でずっと継続してきた基本的な人の流れであり、日本人の「常識」である。ところが、英國では全く逆の現象が起こっている。「都市は人が減り続け、田園は増え続ける」のが、今日の英國であり、人々の共通認識なのである。従って、「田舎は人が減って困っている」という先入観で英國人と話すと、話がかみあわないことがある。

周知のように、都市への人口集中は、英國において非常に早い時期に進んだ。18世紀に始まる産業革命や地主による農地の囲い込みによって、人々は田園から都市へと流れ続けた。1770年、詩人ゴーランドスミスは、人が出て行ってしまい荒れはてた村の様子を「誰もいない村」という長詩で表している。一方で都市では過密と不衛生が生じ、こうした事情から、都市計画の必要性についての問題意識も生まれたわけである。

しかし、今日この流れは完全に逆転した。本章では、この興味深い現象について述べる。

イングランド・ウェールズの地域特性別ディストリクト人口推移

ディストリクトの特性	ディストリクト数	1991年人口 (千人)	人口増減率(%)	
			1971-81年	1981-91年
大ロンドン	33	6,348	-10.1	-4.8
大都市圏ディストリクト	36	10,651	-4.6	-5.2
非大都市圏ディストリクト（注）	334	31,931	5.3	2.7
1. 都市部	27	4,357	-4.5	-2.1
（a）人口175千人以上	11	2,666	-5.1	-3.6
（b）それ以下	16	1,691	-3.5	0.3
2. 工業地帯	73	6,659	3.1	-0.2
3. ニュータウンを含む地域	21	2,305	15.1	6.1
4. 保養地・退職者居住地域	36	3,509	4.9	5.2
5. その他の都市化した地域	98	9,679	7.6	3.4
6. 遠隔の田園地域	79	5,422	10.2	6.4

(1991 Census, Preliminary Report for England and Wales より作成)

(注) この分類は1971年センサスのデータ分析に基づいている。

(1) 田園地域の人口増加の動向

① 英国の人団移動の「反都市化」現象

イングランド及びウェールズの「都市と田園地域」の対比に注目した人口移動について、1971年から1991年までの国勢調査を基に作成した前頁の表を見てみよう。

この表から、次のことがわかる。

- 大ロンドンを始め、大都市圏で人口減少が続いている。
- 非大都市圏においても、都市部は人口が減少している。
- 最も人口増加が顕著なディストリクトは、遠隔の田園ディストリクト、ニュータウンを含むディストリクト及び保養地・退職者居住のディストリクトである。

次に、英國の主要な都市の人口の推移をみてみよう。

英國における主要な都市の人口の推移

(千人)

都 市 名	1911	1931	1951	1961	1971	1981	1991(年)
大ロンドン	7,160	8,110	8,197	7,992	7,452	6,696	6,348
バーミンガム	526	1,003	1,113	1,107	1,015	1,007	938
リーズ	446	483	505	511	496	705	677
グラスゴー	784	1,088	1,090	1,055	897	766	654
シェフィールド	455	512	513	494	520	538	503
ブラッドフォード	288	298	292	296	294	457	451
リバプール	746	856	789	746	610	510	450
エジンバラ	320	439	467	468	454	437	422
マンチェスター	714	766	703	662	544	449	400
ブリストル	357	397	443	437	427	391	372

この表からは、次のことが読み取れる。

- 1950年代前半くらいまでは大都市への人口集中が続いているが、その後軒並み減少に転じている。
- 日本では、人口100万人以上の都市が11、50万人以上の都市が10あることと比べると、英國では大都市が少ない。

(参考)

日本では、1993年6月に発表された四全総点検中間報告の人口の将来動向の試算（趨勢型）によると、三大都市圏（東京・名古屋・関西）及び地方中枢都市は今後増加を続ける一方、それ以外の地方圏は減少し続けると予想している。すなわ

ち、日本では現在の東京一極集中から地方分散へと形を変えるものの、大都市への人口集中という基本的な点で今後も変化する兆しはない。英国の人口動向は、まさにこれと正反対の傾向を示していることは注目に値するであろう。

② 県別の人団密度と人団増減

次に、県別の人団増減率を見てみよう。

P19、20は、それぞれ県別人口増減率と県別人口密度を示している。これを対比することによって、人口密度と人口増減との関係を見ることができる。

ここから読み取れるのは次のことである。

－人口が減少しているのは、人口密度の高い、大都市圏とその近郊の県である。

－その他の県、ことに人口密度の低い県はすべて人口が増加している。

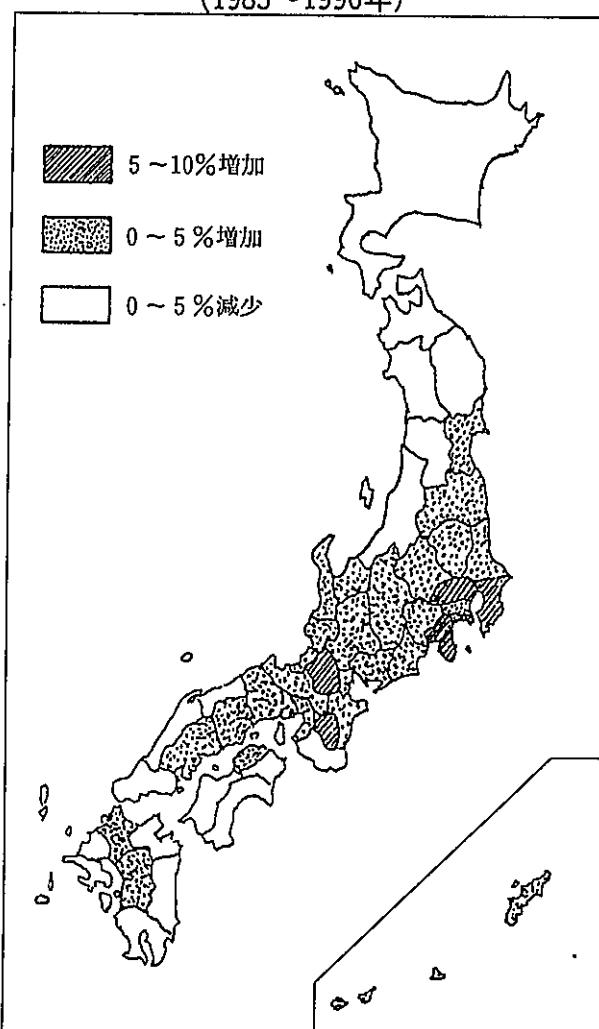
－北部に比べて南部の増加が多い。

－人口は、密度が高い地域から低い地域へ移動している。

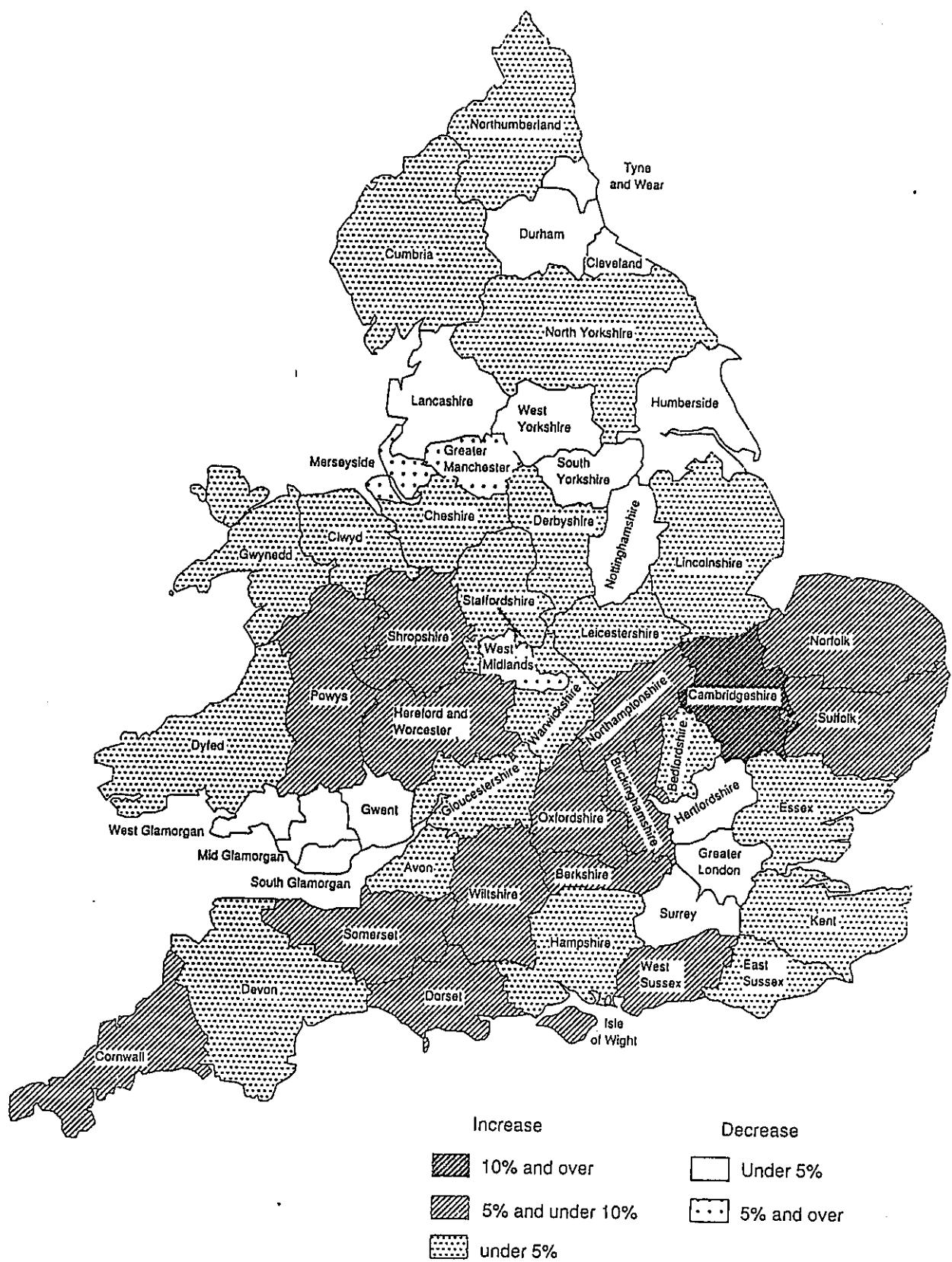
都道府県別人口増加率
(1985～1990年)

(参考)

上記の英國の人口移動とほぼ同じ時期、1985年から1990年までの間に、日本ではどのような人口の変動があったかを県別に示すと右図のとおりである。日本では、大都市地域での人口増加が著しく、人口の少ない地域においてはますます人口減少が進行しており、英國とは対照的である。

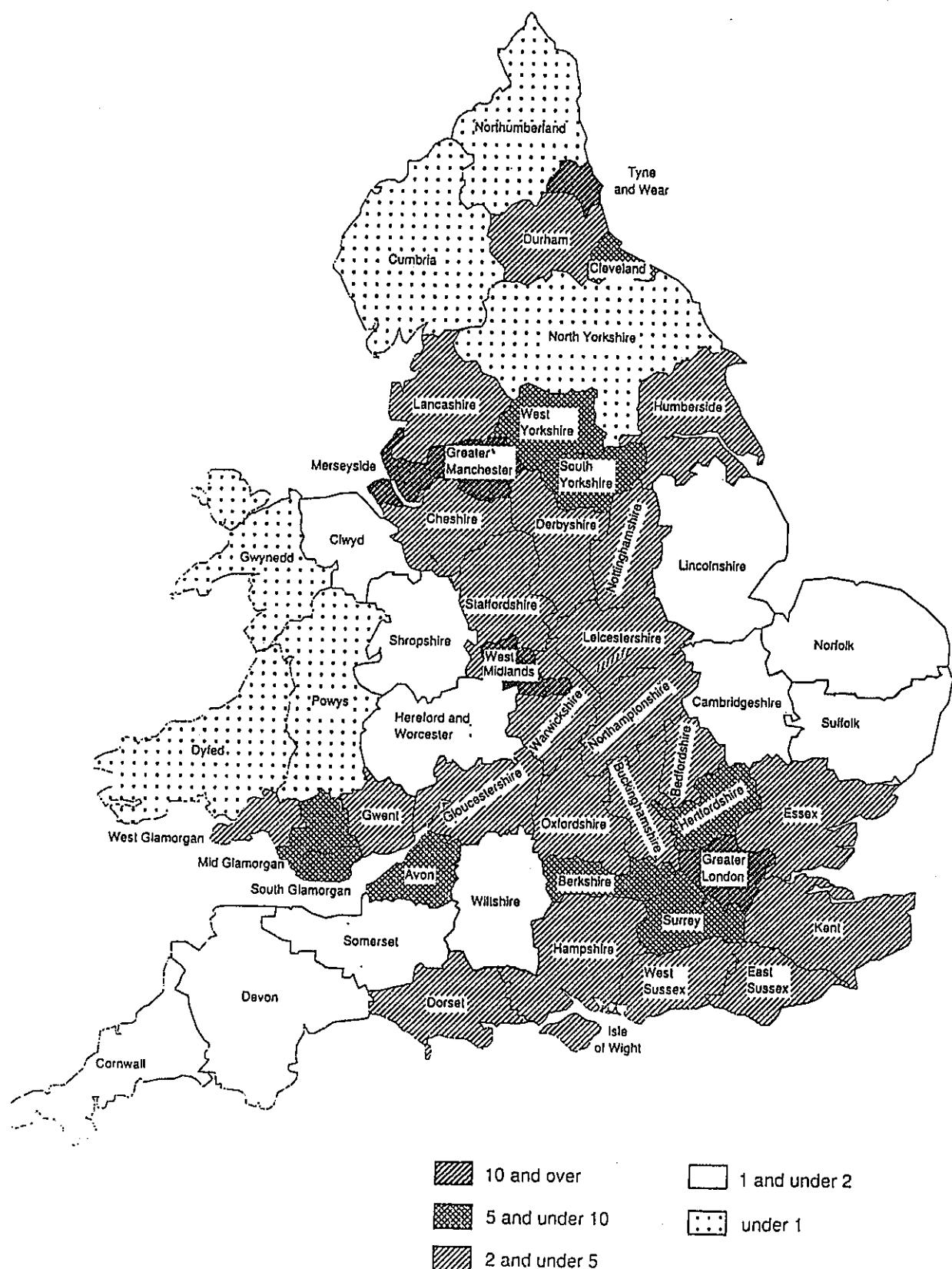


イングランドとウェールズの県別人口増減率（1981～1991年）



(1991 Census, Preliminary Report for England and Wales)

イングランドとウェールズの県別1ヘクタールあたりの人口密度（1991年）



(1991 Census, Preliminary Report for England and Wales)

③ 1990年代の人口増減予測

これまでみてきたように、1950年代から1980年代にかけて、田園地域の人口は増加してきたが、今後の見通しはどうだろうか。これについて、田園開発委員会の調査では、次のような予測をしている。

特徴別に選別された県における人口変化予測（1989年～2001年）

県名	年齢人口別増減率(%)			総人口数の 増減率(%)
	0～15	16～64／59	65／60～(注)	
田園色の強い県	15	6	11	8
シェロプシャー	14	8	15	10
ノースヨークシャー	17	5	11	8
コーンウォール	19	7	11	10
ノーサンバーランド	9	2	5	4
ノーフォーク	12	6	10	8
都市色の強い県	3	-4	-2	-2
ハンバーサイド	1	1	9	2
タイン&ウェア	4	-3	-5	-2
ウェストミッドランド	6	-4	-2	-2
マージーサイド	-5	-8	-4	-7
サウスヨークシャー	6	-4	-2	0
イングランド全体	11	-3	1	4

(R. Tarling, J. Rhodes, J. North, G. Broom 「The Economy and Rural England」
Rural Development Commission 1993)

(注) 男性65歳、女性60歳が、英国の年金受給開始年齢。

この予測によると、次のことがわかる。

- －田園地域の人口増加と都市地域の人口減少は、1990年代も引き続き進行する。
- －田園地域の人口増加は、すべての年齢層でイングランドの平均を大幅に上回っている。
- －田園地域の16歳未満の人口増は、16～64／59歳の生産年齢人口の増加に伴うと考えられる。
- －田園地域では、高齢者の増加も著しい。

(2) 田園地域の人口増加の分析

① どのような人々が田園地域に移住しているか

P21の表が示すように、田園地域に移住しているのは、年金受給年齢の高齢者と、生産年齢の人々である。また、同時にP8④に示した表「どういう人が田園を訪れるか」でわかるように、田園への訪問者や移住者には、職業や教育についての階層的特徴がある。具体的には、退職して悠々自適の生活ができる人々と、都市までのある程度の長距離通勤を厭わない、比較的高学歴の人々である。

a. 退職者の移住

英国人には、仕事は自分の人生の一部にすぎないという考え方強い。自分の生活を楽しむための経費を得るために仕事をしている、という印象を受けることもある。若い時にある程度がんばって働き、その後はできる限り早く悠々自適の生活に入りたいという話は、多くの英国人から聞く。

そして、退職後の居住地域の選び方は、日本に比べるとはるかに自由である。地域によっても多少異なるが、生まれた地域への執着度は日本人に比べると非常に低いし、また子供が親の面倒をみなければならないという考え方には、親も子もほとんど持っていない。このため、親の世代は、自分が退職後に住む適当な地を、自分たちでいろいろ考えて自由に決めるのである。

これまで退職者が移り住む地として特に人気があったのは、比較的暖かい南部の海岸であった。国内に限らず、スペインのコスタ・デル・ソル（南部海岸）などの海岸保養地への移住もある。しかし、カントリー・ライフ誌によると、最近は、海岸部よりも、より落ち着いた田園地域に人が集まっているという。その理由として、海岸部のリゾート地は安っぽい観光開発があって美しくないこと、日光による皮膚ガンの危険性が指摘されるようになり、健康上の心配があること、自然環境への関心が高まり、森林や田園の縁にあこがれる人が増えたことなどが挙げられる。

具体的な例は身近にもこと欠かない。

筆者の子供が通っていたロンドン中心部のある公立小学校の校長先生は、50才をすぎたばかりであるが、退職してイングランドの北部の田園地域に移り住むことになった。都会の喧騒（実は東京に比べれば喧騒の度合いははるかに低い。）を離れ、静かな所でゆったり暮らしたいというのである。

自治体国際化協会ロンドン事務所のヒラリーさんのご両親は、最近これまで住んでいたコーンウォール県から隣のデボン県に移ったが、選んだのは、もともと静かな環境だった地域から、村の郵便局すらない、もっと辺鄙な「何もない」地域だという。

b. 現役の生産年齢者の移住

現役の人で田園に移り住む人は、自分自身はもとより、子供の教育のことを考慮する人が多い。「ごみごみした都会は子供の教育にふさわしくない」と彼らは考える。田園の散策や動植物の観察による自然とのふれあいが、子供が育つために非常に重要なと考えられているのである。

これには、英國の教育事情も関係がある。オックスフォードやケンブリッジなどの有名大学自体が、人口10万人あまりの地方の町にあるし、有名進学校がロンドンなどに集中しているわけでもない。日本の大都市に林立する塾や予備校も、英國ではその存在自体がない。こうした事情も、「子供の教育のためには田舎よりも都會」という人の多い日本との違いを生む要因となっている。

自治体国際化協会ロンドン事務所のレゲットさんは、オックスフォードの小さな村に家を持つ。ロンドンの中心部までの通勤に時間がかかるため、平日はロンドンにアパートを借り、金曜日の夜から月曜日の朝まで、多くの子供と妻の待つ田園の家に帰るのである。週末は、田園の広い家で庭づくりをしたり、家の改修をしたりして、自分の時間を楽しむ。

イングランド北部のランカシャー県に住む、ランカスター大学のシュガーマン教授は、数年前ランカスター郊外の田園の家を買った。かつてはロンドンに住んでいたが、ランカスター大学に移ったこと、すばらしい田園風景に魅せられたこと、2人の娘の教育のことを考えて、田園の一軒家を買うことにしたのである。

この家は彼の自慢であり、一度招かれて行ってみたことがある。本当に広々した緑の田園に、家が2、3軒しか見えない。家の周りは羊が牧草をのんびり食べており、家の窓からどこまでも続く緑が見える。遠く見える教会の隣が小学校になっており、点在する家々から子供達が親の車に乗せられて通っている。毎朝の新聞は、車で5分ほどの村の小さい商店に買いに行き、子供達は毎朝、あぜ道を横切ったところの木に



広々とした田園地域の中にあるシュガーマン教授の家（手前）

取り付けてある小鳥の巣箱に、えさをいれてやるのが日課である。

② 田園地域への移住を促進する要因

田園開発委員会発行の「The Economy of Rural England」によると、英国人の居住地域の選択は、収入と雇用の機会の有無だけに左右されるのではない、という。他の要因として挙げられているのは、その地域の物理的及びコミュニティの環境、住宅の取得の可能性、通勤可能性、家族構成、教育などがある。その中でも「環境」の要因は、ことに家族づれと高齢者には関心が高く、「平和で静か (peace and quiet)」な田園地域に人気が集まっている。

a. 英国人の田園好き

田園地域の人口増加の最も基本的な要因として、英国人の自然と田園への強い志向があることは言うまでもない。「混雑した都市は人間の住むところではない。」とにかくがしい口調で語る英国人の多さは驚くばかりである。町のあちこちにある書店や新聞雑貨店には、いろいろな種類の雑誌が並んでいるが、田園の住宅情報やインテリア、園芸など、田園生活に関係するものが10種類以上もある。

(参考)

Country Life という、週刊の田園住宅情報雑誌には、広大な緑の敷地に御殿のような家が建っている写真が並んでいる。18世紀の美しい農家の家、などと宣伝され、敷地は最低でも1エーカー(1,200坪)、広いものは何と26,500エーカー(約3万2千坪)もある。値段はさまざまであるが、例えばロンドンから3時間のある物件は、19世紀の田園の家(6ベッドルーム、2バスルーム、3居間、食事室、台所、クローケ、ユーティリティ)、車庫、テニス・コート、手入れされた庭、牧場が付き、敷地総面積は3.5エーカー(4,200坪)で36万5千ポンド(約6千万円)。もっともこれだけの敷地を維持するためには、別途、庭師などを雇う必要があり、現実の出費はもっと増える。



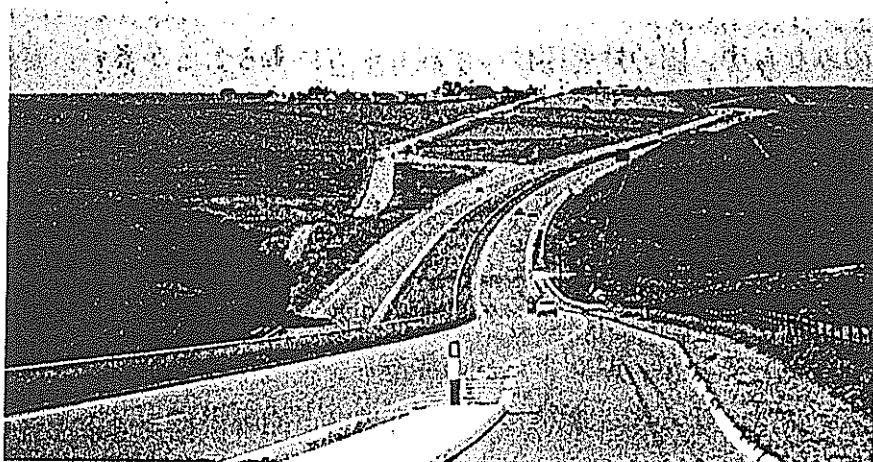
Country Life 誌に掲載されている広々とした田園住宅の例

b. 進んでいる道路の整備と自家用者の普及

英国では自動車道の整備が非常に進んでいることも、田園居住を促進する要因の一つとなっている。片側3車線の高速道路が整備され、それに接続する地方道路も、幹線では片側2車線のものが多く、田園地域から都市部へのアクセスが短時間に行える。走りやすい道路が整備できるのは、山らしい山がないというイングランドの地理的特性によるところが大きいが、英國の社会資本の整備が進んでいることを実感させられる。

筆者の勤務する島根県では、山に阻まれて隣の県境にたどりつくまでに車で2、3時間かかるが、英國では、ロンドンから3時間車を走らせる間に、大ロンドンを含めて4つの県をまたぐことができるのである。

人里離れた辺鄙な所に住むためには、近郊の都市に勤め先がある場合に限らず、日常の買い物や病院に行くための自家用車を持つことが不可欠となる。英國では自家用車が普及しているが、自動車の値段は日本と比べても高いから、自動車が買えるだけの経済的ゆとりが必要となり、このことが貧困な層が田園に住めない理由の一つとなっている。



地方道路も片側2車線。

c. 教育に関するここと

英国人は、子供の教育には自然とのふれあいが不可欠という考え方強い。このため、彼らは、子供の教育を考えて田園地域の移住を選ぶ。

また、英国の教育制度や受験システムも関係がある。有名進学校がロンドンなどに集中しているわけではないし、日本の大都市に多い塾や予備校も、英國ではその存在自体がない。こうした事情が、「子供の教育のためには田舎よりも都会」という人の多い日本との違いを生む要因となっている。

一方退職者の場合、退職前まで専門家として培ってきた知識や技能を生かす場があることも重要である。英國では、地方団体などが行う成人教育プログラムが驚くほど充実しており、受講生として参加するのみならず、講師として教える場も広く住民に道が開かれている。元気な退職者たちが、多様な成人教育講座の開設や、地域の各種ボランティア活動を支えているといえるだろう。

d. オフィスの地方移転と通信手段の発展等に伴う勤務形態の変化

英國の会社には、本社がロンドンにはないもののがかなりある。金融など特殊なものを見き、旅行会社や通信販売会社など、首都に立地する必要のない会社の本社は、英國の各地に散らばっている。

民間会社のみならず、國の外郭団体の本部も地方にあることが多い。自動車の運転免許に関する事務を行うD V L Cはウェールズにあるし、田園開発委員会の本部はウイルツシャー県、田園委員会の本部はグロスター・シャー県にある。事務所の地方分散がこのように進んでいれば、その均衡の田園に住むことは容易になることは明らかである。

地方分散が進んでいる原因は、過去の政府の分散政策にもよるが、ロンドンのオフィスの賃貸料が高いことも、ロンドンから事務所が脱出する要因となっている。さらに、情報機器の発達によって、職種によっては地方に立地することに伴う不利益はほとんどなくなっているといえよう。さらに、ファックスやコンピューターなど情報通信手段を駆使することによって、株式仲買のようにこれまでロンドンの中心部でしかできないと考えられていた仕事さえ、週に2日ほどロンドンに出掛けるほかは、田園の家で仕事ができるようになっているという。

また、フレックスタイム制やジョブ・シェア、在宅勤務という新しい働き方の導入は、田園に住みながら勤務することを可能にしている。勤務地まで車や汽車で4、5時間かかる田園地域でも、週に2日か3日の通勤で済ますことによって、自分の好きな田園生活を楽しむ人がかなりいるという。こういう話を聞くと、英國人の田園好きも筋金入りという感じがする。

(3) 田園地域の人口増加に対する評価

日本では一般に田園地域＝過疎地域であり、人口増加は無理でも、せめて減少に何とか歯止めをかけたいというのが、日本の過疎地域の共通した願いといえよう。人を呼び込むために、時として、村をあげての奇抜な施策が取られている。

英国では全く逆に、自然現象のように田園地域の人口増加が起こっているわけであるが、これについて、「田園地域に人が増えるのはいいこと」という論調はあまり聞かれない。逆に、「田園地域にとって今の風潮はあまり好ましくない」という意見がよく聞かれるのである。

日本人としては、田園地域の人口増加という現象自体も興味深いが、これに対する英國人の否定的な評価はさらに興味深いことである。英国人は、現在の田園の人口増加をどのような点で「問題」と考えているのか、以下簡単に紹介してみたい。

① 新聞の記事から

1993年9月23日、インデペンデント紙に「産業革命以来最大の人口移動が田園地域にプレッシャーをかけている。」という見出しの記事が掲載された。

この記事の内容は次のように要約できる。

- ・産業革命以来の最大の人口の逆流—都市から田園地域へ—が起こっている。
- ・田園地域は、炭鉱の閉鎖や防衛費の削減、ECの共通農業政策などによって失業者が増加しているが、都会からの人口移動は事態をさらに悪化させている。
- ・田園地域では、失業者や再就職者のための職業訓練において、さまざまな問題を抱えている。例えば、貧弱な交通機関のために訓練に参加しにくい、訓練コースを柔軟に開催することも財政的に困難である、田園地域は訓練センターが不足している、職場復帰を考える女性が訓練を受ける際の子供の保育施設も貧弱であるなど。
- ・国は事態を正しく認識していないし、ECとの有機的な政策も取られていない。

この記事に興味を抱いた私は、筆者の Paul Gosling 氏に、いくつかの質問を書いた手紙を送ってみた（英國の新聞記事はほとんどすべて署名入りのため、筆者を特定して連絡をとるのが容易である）。間もなく彼から返事が来たが、英國人の田園地域についての考え方方がうかがえて興味深いため、この中から 2 つの点について紹介する。

Q：私は田園地域の失業の多さと、人口の田園地帯への流入の関係が理解できません。

どうして人々は、職のない地域に移るのですか。

A：田園地域に移るのは、都會に仕事を持つて通勤する人達と退職者です。彼等はより裕福で、車を持ち、郊外の大きなショッピングセンターで買い物をすることが

できます。その結果として、地域の経済を空洞化させてしまうのです。さらに、彼等の流入が住宅価格を吊り上げ、それまで田園に住んでいた若い家族が家を買えない状況になっています。このため若い人が都市に押しやられ、地域の経済は労働力の獲得が困難になっています。

Q：あなたは、田園地域の人口が増えることをどう評価しますか。

A：私は人口増加に伴う問題がいろいろあると思います。とりわけ、緑の土地に新しい建物が建ち、環境を破壊することです。一方で、都市の建物は空いたままになっています。田園地域への人の移動は、また郊外のショッピングセンターの開発を促進しますが、これも環境に有害です。これらは若い世代のホームレスを生み出し、伝統的な地域文化を破壊します。問題解決の鍵は、都市を改善し、犯罪を減らすなど、人々が住みたくなるような地域にしていくことだと思います。

② 田園地域の従来の居住者の立場から

グロスター県にあるグロスター・チェルトナム大学のオーウェン教授は、田園地域の抱える問題について研究しているが、都市からの移住者が田園地域に与える圧力について、次のように説明する。

「都市から田園に移り住んで来る人は、自家用車を持った比較的裕福な人たちです。彼等は田園風景を心から愛していますが、それゆえに現在の田園風景を変えるいかなる開発にも強硬に反対します。彼らが田園地域で高い値段で家を買ったために、田園地域の住宅価格が飛躍的に上昇してしまい、地元の若い人々は、地域に住宅を持つことができなくなりました。このために、地方団体が若い人のための安価な住宅を建設しようとすると、移住者は、田園地域の風景を壊すといって反対するのです。住宅だけでなく、村の経済を活性化させるための小さな開発－小さな事業所を建てたり、観光資源を開発したりすること一は、常に彼等の批判の的になるのです。これは本当に皮肉なことですが、田園を愛する人々が、田園を愛するがゆえに、田園の発展を阻もうとするのです。」

都市から移住してきた田園を愛する人々は、ただ外から美しい田園の景観を見て満足するのではなく、その保存にきわめて積極的である。もともと社会参加の意識が高い国民であることに加え、英国の地域開発システムでは、地方団体は地域住民の意見を聞く機会を十分に保障していることも、都市からの移住者が、田園の地域開発に圧力をかけやすくしている要因となっているだろう。

もとより、田園の景観が好きなのは都市から来た人だけではない。しかし、農業や鉱業の地盤沈下などに伴う就業問題や住宅問題など、田園地域の住民として経済・社

会活動の改善は、そこで生活する者にとって非常に切実な問題である。

田園地域の保護と開発の調和は、それ自体困難な問題を抱えているが、その背後には、田園生活の「部外者」の立場と「関係者」の立場、あるいは富める立場とそうではない立場、という2つの立場の摩擦がある。「関係者」にしてみれば、都市から流れ込んでくる「部外者」の存在は、両手を挙げて歓迎するわけにはいかないようである。

(第3章3(1) コーンウォール・パリッシュ世帯調査参照)

③ 田園地域の「交流人口」の増加に対する批判

近年、日本の地域の活性化の指標として、定住人口だけでなく交流人口に視点置くものを見かけることが多くなった。定住促進は無理でも、多くの人が訪れる地域になれば、地域の活性化が図れるということのようである。このことに反対する意見はみたことがない。

英国でも、田園地域の経済を活性化するための方策として、「観光」が重要視されており、また現実に人々が頻繁に田園を訪れている。しかし英国では、田園地域の定住人口の増加が必ずしもいいことだと考えられていないのみならず、こうした「交流人口」の増加についても批判的な有力団体がある。

1994年5月13日のタイムズ紙とインデpendent紙は、それぞれ「田園生活はグリーン・ツーリズムの行進に踏み躊躇られる」「レジャー爆発が田園の静寂を脅かす」という記事を掲載。田園イングランド保護協会(Council for the Protection of Rural England)が、ランカスター大学に委託して行った田園観光の研究成果が発表されたのである。

その記事の要点は次の通りである。

- ー イングランド観光庁などが現在進めている「グリーン・ツーリズム」政策は、テーマ・パークやゴルフ・コース、休暇用宿泊小屋、マウンテンバイクのための施設などのブームをもたらしているが、これらは伝統的なイングランドの田園の価値と雰囲気を脅かしている。
- ー 現在の計画システムを変更しなければ、伝統的な田園生活を守ろうとするグループとレジャーや観光を促進しようとするグループとの間で、田園は「戦場」と化すだろう。
- ー また田園を異なる目的で楽しもうとするグループ—散歩、乗馬、キャラバン、各種スポーツ、狩りなど—相互の摩擦も起こってくるだろう。
- ー これまでの個性ある村々は、同じタイプの田園観光コンサルタントによって、独特の古いスタイルの道路標識や街灯など、急速に均質化している。
- ー 田園観光の地域間競争によって、いくつかの地域で、環境破壊につながる観光開発計画が行われている。例えば、ある地域では、800マイルの観光湿地帯を作り出

するために、自然の川をせき止める計画がある。

- 国と地方団体は、農業の縮小によって不足する雇用の場を、田園観光によって新たに作り出せると考えて田園観光を促進させようとしているが、もっと長い目で傷付きやすい田園の文化を見るならば、現在の考え方を変えなければならない。
- 現在、田園の観光目的の使用には制限がないが、新しい開発に関する規則を制定し、田園の開発規制の権限を地方団体に与えなければならない。

今日、田園の散策は、若い世代においても映画や劇場、ディスコに行くよりはるかに人気があるというが、反面、静かなはずの田園に人があふれる結果をもたらしている。ただ人が来ればいいというのではなく、田園の性質を失わない開発への配慮が必要という意味で、この意見は傾聴に値するといえよう。



美しい緑に囲まれた田園の家

3. 若い世代の都市と田園に対する考え方～アンケート結果より

現在大都市に住んでいる英国人は、居住地としての田園地域をどのように考えているのだろうか。筆者は、下記の要領で、ロンドンに住んでいる人を対象にアンケート調査を行ったので、その結果を紹介してみたい。

対象者：現在ロンドンに居住して働いている英国人
実施時期：1993年4月
実施方法：筆者の友人を通じて手交・郵便による回収
回収数：122（回収率24.4%）

1994年4月28日付けの官庁速報によると、国土庁が東京の大学生を対象に、地方移住志向調査を行っている。筆者が行った調査は「都市か田園か」、国土庁の場合は「東京か地方か」に焦点を当てており、結果をそのまま比較するわけにはいかないが（地方にも都市と田園地域があるため）、可能な限り比較してみたい。

① 回答者の年齢

20代	(38%)
30台	(34%)
40代	(16%)
50代	(6%)
60代以上	(6%)

回答者の7割以上が30代以下のため、国土庁の調査と同様、英國の比較的若い層の傾向を知ることができる。

② ロンドンを今後離れるつもりがありますか。

はい	(65%)
いいえ	(35%)

国土庁の調査では、「結婚や就職を機に、東京を離れて地方で暮らすことを考えたことがある」のは61.2%。しかし「将来も東京やその周辺に住み続けたい」のは57.1%

となっており、地方移住志向があっても、それが必ずしも現実の地方移住に結び付かないことを示している。一方「ロンドンを離れるつもり」が65%もあることは、英国人の強いロンドン離れ志向をよく示している。

③（ロンドンを離れる予定のある人に）その主な理由は何ですか。

快適に暮らすため	(52%)
仕事を探すため	(38%)
親の近くに住むため	(5%)
その他	(5%)

国土庁の調査では、東京に住み続けたくない人の理由は、

「地方は自然が豊富」	50.5%
「地方はゆとりがある」	45.5%
「仕事や通勤が楽」	31.8%
「生活費がかからない」	27.3%
「生まれ故郷に帰りたい」	27.3%
「跡継ぎだから」	18.2% などとなっている。

ロンドンや東京など大都市は生活する上で快適ではない、と考えられている点では基本的に同じである。一方、日本では「生まれ故郷」「跡継ぎ」などは東京を離れる重要な要素の一つであるが、英国ではほとんど重視されていない。

④（ロンドンを離れる予定のある人に）どこへ移るつもりですか。

外国	(40%)
英国内の他の都市	(26%)
英国内の田園地域	(35%)

英国での今回の調査は、対象者が高学歴の若い世代であった可能性が高く、「外国」がトップとなっているのが注目される。アメリカや旧植民地諸国など英語が通じる国が多いこと、EC域内では労働力の移動が自由であることなど、英国人の国際的活動を可能にする要因がこの背後にはある。また、英国内では田園地域に移るつもりの人が35%もあり、都市部をかなり上回っているのが注目される。

一方、国土庁の調査では、東京を離れる場合の行き先は「地方」としか分類されていない。「地方」を都市部と田園部に分けて質問していたら、どういう結果が出ただろ

うか。

⑤ 両親の世話をするために、近くに住むつもりがありますか。

絶対近くに住む	(8%)
多分近くに住む	(27%)
そのつもりはない	(65%)

日本では、田園地域を居住地とする場合、両親の存在が重要な要素になって「親元に帰る」という感覚であることが多い。このため、英国では「両親」はどの程度の重要性を持っているか聞いてみたものである。2／3の英国人は、居住地と親との関係を全く考慮していないが、1／3は何等かの考慮をしているのは、日頃の英国人の社会的風潮からすると、意外に多いように思える。

⑥ 永住する地を決めるとき、育った土地を考慮に入れますか。

絶対考慮に入れる	(27%)
多分考慮に入れる	(21%)
考慮に入れない	(52%)

大多数の日本人にとって、「ふるさと」とは生まれ育った場所であり、日本人相互では改めて説明の必要もないが、この質問を作成する時は、筆者の真意を伝えるために「育った土地」としなければならなかった。人の移動の激しい英國では、生まれた場所というだけではほとんど意味がなく、「そこで育ったことによる特別の思い入れのある土地」と理解してもらう必要があったからである。この意味での「ふるさと」は、半数近くの英国人が何等かの考慮をしていることがわかった。

⑦ 理想の世界としては、都市と田園地域のどちらに住みたいですか。

都 市	54%
(理由)	
・田園地域はよい仕事を探すのが困難	(42%)
・田園地域は文化的な刺激が少ない	(38%)
・田園地域は交通の便が悪い	(6 %)
・田園地域では人々がお互いを知り過ぎ	(4 %)

田園地域	46%
(理由)	
・田園地域は美しい	(23%)
・田園地域は静か	(20%)
・田園地域は汚染されていない	(20%)
・田園地域は独自の文化を持つ	(13%)
・田園地域は生活費が安い	(13%)
・田園地域は安全	(10%)

この質問は、ロンドンに限定せず、一般的に居住地を都市と田園地域に分けて、強引に二者択一を迫るものである。

国土庁の調査ではこれに対応する設問はなく、東京とその周辺かそれ以外か、という聞き方をしている。

「東京とその周辺に住み続けたい」	57.1%
「地方に住みたい」	22.5%
「わからない」	20.4%

この場合、「地方」は必ずしも田園地域ではなく、中核となる地方都市がイメージされている可能性が高いから、地方志向者のうち、田園地域に住みたいと考える人はかなり少ない可能性が高い。

英国の30代以下の若い世代に二者択一を迫った結果は、ほぼ半々、都市がやや優勢というところである。日本の数字と比べると、圧倒的に田園志向が強いことがわかる。

しかし、「理想の世界では」と条件をつけても、いかに田園好きの英国人でも、田園地域が多数派になれないのは、「よい仕事」と「文化的刺激」の不足による。この調査ではことに高学歴者が多かったと考えられることからも、やりがいのある仕事の存在は非常に重要である。

国土庁の調査では、東京に住み続けたい理由として、

「文化施設や催しが多い」	50.0%
「生まれ故郷だから」	35.7%
「暮らしやすい」	33.9%
「就職先が豊富」	23.2% など。

筆者の調査と、概ね似た傾向がうかがえる。

II. 英国の田園地域に関する政策



1. 変化する田園地域と田園地域に関する政策概観

この30年間は、英國の田園地域にとって大きな変化の時代であったといわれる。社会的・経済的な変化が互いに関連し合いながら、今日の田園地域を形成してきた。ここでは今日の田園地域政策の基礎となっているこれらの変化と、これに対応する政策について概観しておきたい。

(1) 変化する田園地域

① 人口の増加

田園地域の人口増加については、第一章の中で詳しく述べた。ここでは記憶を新たにする意味で、もう一度要点だけ指摘しておこう。

一産業革命以来、英國の人口は田園から都市へと流れていたが、この流れは1950年代に逆転した。

一田園地域の人口は、1961年から1981年の国勢調査の間に27%増加したが、これは同時期の他の地域の増加の20倍以上となっている。この傾向は今後も続くと予想され、あらゆる年齢層において増加が見込まれている。

一一方、大都市の人口は軒並み減り続けており、ロンドンではこの20年間に約200万人を失った。この傾向は今後も継続すると予想される。

一田園地域の人口の増加は、比較的裕福な退職者と車を持つ都市通勤者が、静寂で美しい居住環境を求めて都市から移住していくことによる。

一このことは田園地域の住宅価格の上昇をもたらし、収入の少ない若い世代は田園地域に家が買えないなどの問題を生じている。

一田園地域の開発などをめぐって、都市からの転入者と、古くから住んでいる人との間に摩擦を生じている。

② 農業の衰退と多角経営の促進

農業技術の向上によって生産性が高まったことや、EC予算の6割以上が割当てられるという農業重視の政策などにより、ECでは1980年代半ばから農産物の過剰生産が問題となってきた。このため、1980年代終りからECの共通農業政策に基づいて、休耕制度（セット・アサイド：set-aside）が開始された。開始当初は農家の任意参加とされたが、1992年の改正により、15%の休耕が事実上強制されるに至っている。このほか、これまで手厚かったECの各種農業補助金も削減されるなど、中小農家にとっては特に厳しい状況を迎えていている。

一方、生産性向上を重視したため多くの農薬が投入され、これが田園の環境破壊に

つながっているという批判も強くなった。これに対して、1992年のEC共通農業政策改革では、「環境重視の農業政策 (agri-environment measure)」が盛り込まれることになった。こうしたECの動きの中で、英国でも、1980年代半ばから、田園地域を単に農業生産の場としてとらえるのではなく、自然環境保護地域として位置付けられるようになり、農家は生産者であるとともに「美しい田園地域の守り手」としての役割が期待されている。

今日、英国の農業はこれまでにない挑戦を強いられている。すなわち、もはや土地は農業生産のためだけにあるのではなく、樹木の植栽、田園リクリエーションへの活用など、新しい経済活動のための転用を図らなければならない。農家は、田園の利点を利用した多角的経営への転換に、頭を絞るようになってきている。

(参考)

英国の農業用土地利用

(千ヘクタール)

	1961	1971	1981	1986	1990	1991	1992	1993
作物一般	4,276	4,838	4,995	5,239	5,013	4,995	4,980	4,508
小麦	739	1,097	1,491	1,997	2,013	1,980	2,067	1,762
大麦	1,549	2,288	2,327	1,916	1,516	1,393	1,297	1,163
その他穀物	768	424	161	111	128	126	123	105
菜種	—	5	125	299	390	440	421	374
砂糖ビート	173	190	210	205	194	196	197	197
じゃがいも	285	256	191	178	177	176	180	167
その他	761	577	490	533	595	644	696	740
未開墾地	123	74	76	48	64	64	53	49
草地	7,999	7,240	7,013	6,801	6,843	6,835	6,764	6,732
牧草地		5,550	5,021	4,829	4,713	4,679	4,674	4,618
共用牧草地		1,128	1,214	1,216	1,236	1,233	1,230	1,230
その他(休耕地を含む)		285	488	543	680	712	791	1,372

(Social Trends 1994 : HMSO より作成)

農業用地の総面積にはほとんど変化がないが、1992年のEC共通農業政策の改正により、作物の作付面積は、小麦を始めとして減少し、一方休耕地は激増している。

③ 自然環境と景観保護への関心の高まり

第二次世界大戦後、都市生活者の間で田園と美しい自然環境についての関心が非常に高まっている。このことは、1950年代半ばから始まった人の動きの逆流や、田園リクリエーションの人気の高まりに、端的にうかがうことができる。

また、世界的な環境問題への認識の高まりも、英國の田園の自然環境保護の動きに

拍車を掛けている。英国ではあらゆる分野においてボランティア活動が盛んだが、自然保護についても積極的に保護団体の会員となる人が増えている。下記に掲げた表から、自然環境保護についての人々の関心が、近年飛躍的に高まっていることがわかる。こうした人々の意識の変化は、田園地域政策の形成に重要な役割を果たしているといえる。

主要な環境保護ボランティア団体の会員数

(千人)

団体名	1971	1981	1991	1992
British Trust for Conservation Volunteers	1		9	10
British Trust for Ornithology	5	7	9	9
Campaign for the Protection of Rural Wales		2	4	4
Civic Trust (注)	214		222	222
Council for Protection of Rural England	21	29	45	46
Friends of the Earth	1	18	111	116
Greenpeace		30	408	411
National Trust	278	1,046	2,152	2,186
National Trust for Scotland	37	110	234	237
Ramblers Association	22	37	87	94
Royal Society for Nature Conservation	64	143	250	250
Royal Society for the Protection of Birds	98	441	852	850
Woodland Trust		20	150	150
Wild Wide Fund for Nature	12	60	227	209

(Social Trends 1994 : HMSO より作成)

(注) シビックトラスト本部に登録された自然環境保護を目的とする地域アメニティ団体を指す。

④ その他の変化

田園地域に影響を及ぼしているその他の変化には、次のようなものがある。

*多くの炭鉱の閉鎖に伴う失業者の増加

1992年10月には51の炭鉱があったものが、1年後には30まで減少。

1995年には民営化も予定されるなど、炭鉱労働者をめぐる状況は非常に厳しいものがある。田園地域に住む人々の就労に及ぼす影響も大きい。

*東西対立の終焉に伴う防衛政策の縮小により、基地の閉鎖と地方の防衛関係の人員の削減。

1992年から1995年までの間に、防衛費は10.5%の削減が行われ、その後の5年間には25~40%の削減が行われる予定である。このことは、地方の基地と、基地周辺の関連産業の雇用に及ぼす影響が大きい。

* 通信手段の発達や良好な環境の魅力から、田園地域の小さい町や村に、先端技術産業など新しい産業の立地が進んでいる。

(2) 田園地域に関する政策概観—「Action for the Countryside」

今日の英国政府の田園地域に関する政策全般を概観する上で、1992年2月に出された文書「Action for the Countryside（田園地域のための行動）」が最も参考になる。これは、環境省が中心となって、農業水産食糧省や、田園委員会等の各種政府外郭団体の協力によって作成されたもので、今日の田園地域の状況を踏まえ、既存の田園地域に関する政策を分野ごとにまとめるとともに、今後展開する予定の新しい施策－アクション－についても、具体的に述べられている。政府文書ではあるが、きれいな田園風景のカラーイラストが全ページに掲載されている。（P. 42参照）

「Action for the Countryside」は、田園地域に関する政策を次のように分類する。

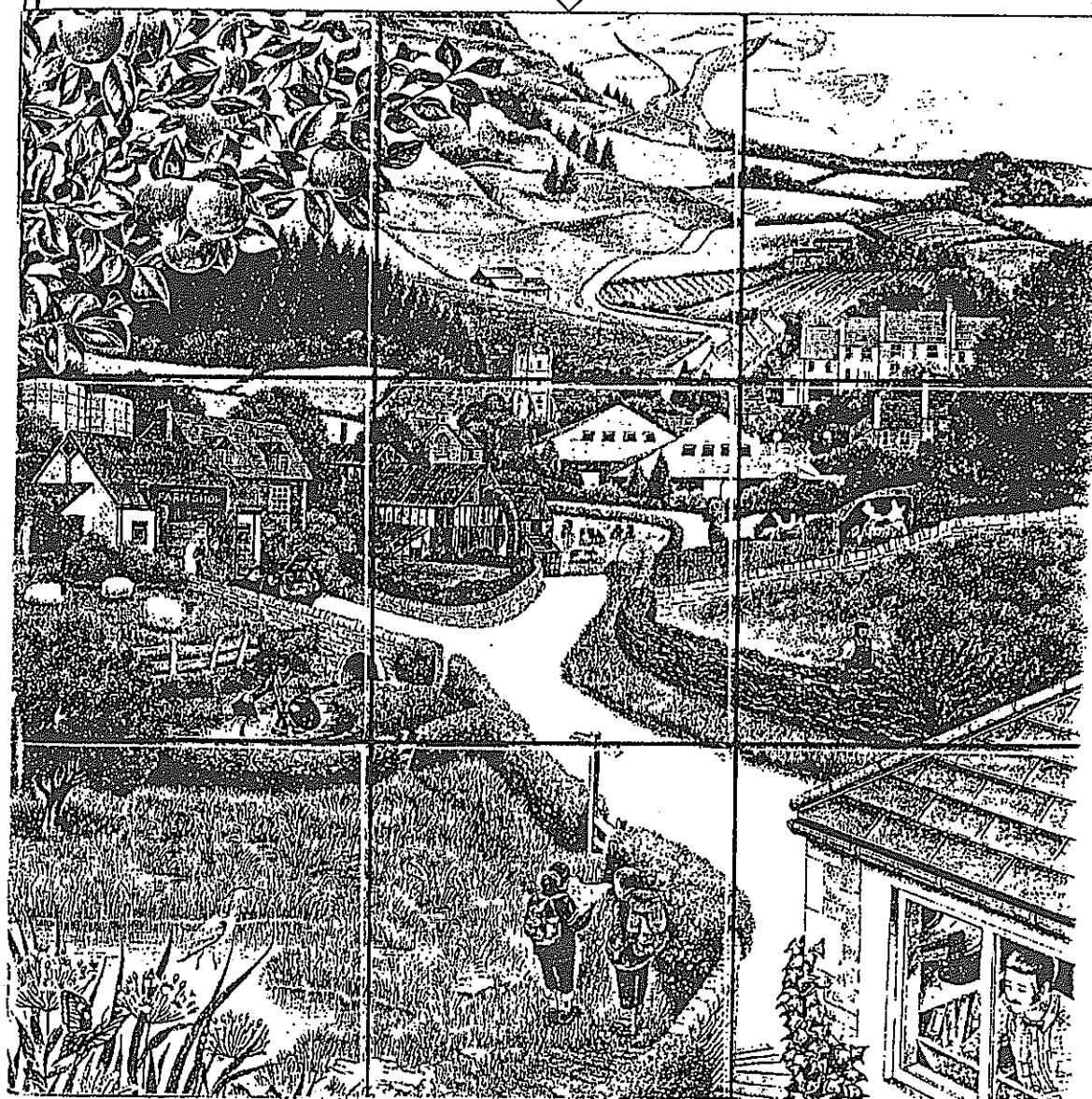
- ・ 農業
- ・ 森林
- ・ 土地利用計画
- ・ 田園地域の経済とコミュニティ
- ・ 景観の保護と改善
- ・ 野生生物と自然の保存と保護
- ・ 人々の田園へのアクセスと活用
- ・ 観光

英國の田園地域に関する政策を理解するためには、これらの各政策を追うだけではなく、全体を流れる基本的な考え方について知っておく必要がある。第一章で英国人にとって田園地域が持つ意味を述べたのはこのためでもある。

「Action for the Countryside」は冒頭で、1990年に出された環境白書「This Common Inheritance」を基本的な下敷きとしていることを述べている。このことが端的に示しているように、現在の英國の田園政策に対する全体的な関心は、「地域の活性化」よりも、「いかに美しい田園地域を守るか」にあるといえる。個々の分野では「地域の活性化」も考慮されるが、農業、土地利用計画、経済などのそれぞれの政策の基礎には、「田園の美しい景観と自然の保護との調和」が最重要課題として存在している。そして、その背後に「田園好きの英国人」がいることを理解する必要がある。

このため、本章では田園地域に関する政策として、「地域の活性化」に関わる部分だけでなく、「Action for the Countryside」を基本としながら、上記の政策全体を取り上げることにした。田園地域に関する施策については、「Action for the Countryside」に掲げられている施策以外にも、政府や政府外郭団体、また各地方団体によって実施される施策がある。本章ではこれらの要点をできる限りまとめるよう努めた。

Action for the Countryside



「Action for the Countryside」のかわいい表紙
(Department of the Environment 1992)

2. 農業に関する政策

(1) 農業の現状と政策の基本的な方向

① 農業の現状

a. 英国の国土の利用状況

英国の国土の利用状況は、日本と比較すると次の通りである。(1991年の統計)

国土の利用内容	英 国	日 本
農 業 用 地	77(%)	14.1(%)
森 林	10	66.8
都 市 的 用 地	10	7.3
山 岳 そ の 他	3	11.8

英國は山が少ないため、国土の77%は農地として利用されているが、このうち耕地は1/3程で、残りは牧草地と放牧地である。英國の田園地域を訪れると、まるでゴルフ場のように一面の緑が広がっているのはこのためである。

b. 農地の規模

1991年の農家一戸あたりの農地の平均規模は71ヘクタールである。1945年の平均は26.6ヘクタールであるから、戦後急激に増加したといえる。その原因には、効率性を重視した国の農場統合政策と農業経営者の減少、ECの農業補助金による機械等への投資の回収効率を高めようとする経営者の意向などがある。

c. 農業従事者

伝統的に、英國の農業従事者には2種類のタイプがある。一つは、富裕な大地主・農業資本家（地主自身または借地して資本主義的農業経営を行う人）であり、もう一つは農業労働者である。農業労働者は日本の小作人とは異なり、土地の所有関係を持たない賃労働者である。18世紀には、「地主—農業資本家—農業労働者」というしくみが主流を占め、その圧倒的多数は農業労働者であった。農業労働者は、農業技術を生かして、ちょうど会社に勤めるように農家に勤めるのである。

しかし、農業技術の進歩などから、現在農業労働者数は激減している。もはや農業に従事する人口は、総人口の2%あまりに過ぎず、EC諸国の中でも最も低い。

国の農業政策に対して大きな影響力を持っているのは、全国農業者同盟(National Farmers' Union)である。彼らの中には、地方領主の流れをくむ豊かな人々が目立ち、多くの英國人にとって農家のイメージは「富裕な人」であることは注目に値する。

農業従事者数の変遷

年	農業従事者の総人口に占める割合
17世紀末	70~80(%)
1801	35.9
1901	8.7
1951	5.0
1991	2.1

- ・1991年の農業従事者数は55万2千人で、前年度より1万3千人の減少。
- ・兼業農家は約35%。
- ・イングランド・ウェールズの農地の37%、スコットランドの約50%は借地。
- ・1991年の日本の農業従事者数の割合は6.4%。

d. 英国の農業政策の推移

ア. 自由貿易政策（第一次世界大戦まで）

英国は、伝統的に自由放任主義への志向が強い。1815年の穀物法により、海外からの農産物の輸入を禁止するなど国内生産者保護政策がとられたものの、新しく勃興してきた市民階級の要求する「自由貿易」を達成するため、1846年にはこれを撤廃。外国との競争にさらされることになった結果、19世紀末から深刻な農業不況に陥った。このため穀物の自給率は75%から20%代まで低下したが、積極的な農業保護政策は取られなかった。

イ. 保護政策の導入と食糧自給率の引上げ（第二次世界大戦下～1980年代半ば）

第一次、第二次の両世界大戦下での深刻な食糧不足により、食糧自給率を高める必要性を痛感した政府は、1940年代から保護政策の導入を開始する。しかしその内容は、「自給力の強化は生産性の高い農業経営の育成を通じて」という考え方を基本としており、自由貿易の基調は維持されているといえる。1972年にはEC共通農業政策（CAP：Common Agricultural Policy）に参加。ECの手厚い農家への補助金などによって、食糧自給率は飛躍的に上昇。1992年の統計によると、穀物や豆類では100%を越えているのを始め、卵類、肉類、野菜類など主要な食品については概ね80～90%代にまで引き上げられている。

ウ. 生産抑制と環境保護重視への転換（1980年代半ば）

EC内で、過度の農業重視政策による食糧過剰生産が大きな問題となり、1992年のEC共通農業政策の変更により、生産抑制と環境に配慮した農業が、2つの大きな柱となる。

② 農業政策の基本的な方向

1992年のEC共通農業政策の改革や、ECを超えた自由化を目指すガット・ウルグアイラウンドへの対応など、農業政策は国際的関係の中で構築されなければならなくなっている。今日の農業政策の基本的な方向としては次のようなものがある。

a. ガット・ウルグアイラウンドへの対応

英国政府は、世界経済の発展と農業の体質強化のためにウルグアイラウンドの成功が不可欠としており、この受入れについては積極的である。これに対して、主要な農業団体である全国農業者同盟 (National Farmers' Union) も、受入れ止むなしという姿勢をとっている。これは、フランスの農業者がウルグアイラウンド受入れに反対して、アメリカの国旗を路上で燃やすなど派手な抗議行動を行っているのとは対照的である。その背景には、全国農業者同盟の中核は大規模な穀物農家で国際競争力に自信を持っていること、農業経営者の多くは大地主で富裕な階層にあること、農業就業人口が少なく、政治的なパワーになりにくいことなどが挙げられる。

b. EC共通農業政策 (CAP) 改革への対応

1992年の改革では、過剰生産と環境破壊への対応が中心となったが、英国政府はこれまでCAPの抜本的な改革を主張してきたことから基本的に評価している。この中でもことに影響の大きい、15%の半強制的休耕制度 (set-aside) については、暫定的な措置としてやむをえないとするが、休耕奨励金などの補助金を、環境との調和を条件に交付する必要を強調している。

c. 環境・地域対策

ア. 環境と景観保護

1986年農業法 (Agriculture Act 1986) によって、農業大臣は、農業の利益と他の利益 (田園の景観保護や野生生物の保護など) とのバランスを考慮することを義務付けられることになった。また英国は、農用地の環境保全地域制度 (Environmentally Sensitive Areas) をいち早く導入し、後に他のEC諸国もこれにならった例にみられるように、環境保護について極めて積極的である。現在の各種政策は、環境と景観保護を基本としたものが多くを占めるといってよい。

イ. 新しい多角的農業経営 (farm diversification)

過剰生産への対応として、農業生産以外の多角的経営対策が取られるようになっている。多い例としては、人々の田園レジャーへのニーズに呼応して、ゴルフ場、民宿、乗馬広場の経営などがある。エセックス大学の調査によると、これらは3万以上の新しいフル・タイムの職を生み出し、農家あたり年間5千ポンド以上 (100万

円弱) の収入をもたらしている。

ウ. 条件不利地域 (Less Favoured Areas)への助成

1943年の丘陵地羊・肉牛助成金に始まり、地味がやせて作物栽培が困難な地域について、牧畜に対する特別の助成を行う制度。丘陵地の牧畜を支え、田園地域の生活を維持することを目的とする。条件不利地域は、スコットランドを中心に、英国の全農地の53%を占める。

(2) 具体的な施策

① 環境保全地域 (Environmentally Sensitive Area:ESA)

1987年にはまず英国で始められ、他のEC諸国もなった制度。農業の変化によって起こり得る障害から、美しい田園地域を守るのが目的であり、自発的に参加する農業者と農業大臣による合意に基づく。具体的な内容は個々の地域によって異なるが、共通するものとしては、草地から耕地への転換の禁止、農薬や化学製品の使用の制限などがある。地域指定されたことに伴う収入源にたいしては補償措置がある。1993年半ば現在、下記のとおり30地域の指定が行われており、13地域が名乗りを上げている。

環境保全地域 (1993年3月)

	指定数	参加農業者数 (人)	指定面積 (千ヘクタール)
イングランド	16	3,329	387
ウェールズ	4	895	193
スコットランド	7	884	287
北アイルランド	3	1,059	40

(農林水産食糧省の資料より)

② 休耕政策 (set-aside)

1988年EC共通農業政策に基づいて始めた。過剰生産を抑えるため、耕地の最低20%を5年間耕作させないというもので、その場合には補償金が出される。当初は農家の自発的な意思に委ねられていたが、1992年EC共通農業政策の改正により、15%の休耕が事実上強制されることになった。この政策については、何も作らないことに国民の税金を支出することへの批判があるが、野生生物の復活に役立つという見方もあり、環境保存に配慮した休耕にするための施策(以下参照)が工夫されている。

③ 田園地域特別手当事業 (Countryside Premium Scheme)

休耕政策に参加した農家のうち、その土地を野生動物や田園景観の保存、一般の人々の利用に配慮して取り扱うものに対し、特別の手当が加算される制度。

④ 田園地域の守り役事業 (Countryside Stewardship)

1991年、田園地域の土地所有者と農家を対象に、田園地域の自然環境と景観を保存するとともにその価値を高めることを目的として、環境省と農林水産食糧省によって始められた。事業の実施は田園委員会によって行われる。農家や土地所有者が目的に適合する事業計画申請書を提出し、これが認められると、土地の広さと事業内容に応じて補助金が出される。具体的には、田園地域の景観の保存や改善、一般の人々が田園地域をリクリエーションのために利用しやすくするよう改善すること（牧草地の開放など）、野生生物の保護など。事業開始当初はイングランドだけだったが、1992年からウェールズの農地でも実施されることになった。

⑤ 農地森林転換特別手当事業 (Farm Woodland Premium Scheme)

1988年、農業水産食糧省と森林委員会によって開始された農地森林転換制度(Farm Woodland Scheme)に代わるもので、1992年にスタートされた。単なる転換ではなく、環境を改善するとともに農業収入に寄与することが求められている。農地を森林に転換した場合、森林の種類に応じて、10年間または15年間補助金が出される。ただし、個人の農地の50%を超えての転換は許されない。

⑥ 農業用建築物の規制

1992年、政府の新しい計画指針により、田園地域の景観を保護するため、これまで自由だった農業用建築物の建設や建増しについて、地方団体の開発規制のコントロールを受けることになった。

⑦ 生け垣保存奨励事業 (Hedgerow Incentive Scheme)

英国の田園は、積み石やヘッジロウと呼ばれる生け垣で区画されているのが特徴である。しかし近年、管理の不十分さから、多くの生け垣が壊されており、イングランドでは1984年から1990年の間に、8万5千キロメートルの生け垣が失われたという。このため、1992年、英国独特の田園景観を破壊から守るとともに、野生生物の保護を目的として始めたのがこの事業である。事業は田園委員会によって実施され、農業者と土地所有者を対象に、生け垣を環境保護の観点から取り扱う事業者に助成金が出される。

ちなみに、すべての田園地域の生け垣の破壊に対して、2,500ポンド（約40万円）の罰金を課す法案が、1994年3月、超党派の国會議員グループから出されている。

3. 森林に関する政策

(1) 森林の現状と森林政策の基本的な方向

① 森林の現状

古代、英国人はブリトン人（森に住む人の意）と呼ばれ、国土は森林でおおわれていたそうだが、その後の減少ぶりは劇的である。他の国に先駆けて盛んになった鉄鋼業の燃料や船などの建材として、無計画かつ大量に伐採された結果、17世紀の終りには国土の12%に過ぎなくなり、さらに19世紀の終りには5%まで落ち込んだ。今日、英國全土の10%（イングランド7%，スコットランド15%，ウェールズ12%，北アイルランド6%）まで回復しているが、ヨーロッパの平均25%（日本は67%）よりかなり低く、ヨーロッパでは、アイルランドに次いで2番目に森林の少ない国である。

第一次大戦下に生じた木材の枯渇に対する対策を進めるため、1919年、政府は森林法（Forestry Act 1919）に基づき、森林委員会（Forestry Commission）を設立した。この委員会は、英國全土に責任を持つ、数少ない組織の一つである。当初、森林委員会の主たる目的は木材の増産にあったが、1972年に出された森林政策白書によって、森林を木材生産の場としてだけ位置付けるのは非経済的とされ、木材供給以外の多目的な機能が同時に期待されることになった。具体的には、雇用の場の創設、アメニティ、環境保存、娯楽の場としての人々のアクセスなどである。

今日、英國の生産性を持つ森林の39%は森林委員会の管理下にあるが、1980年代から民間への払い下げが進められている。近年の急速な森林の拡大は、主として個人の土地所有者によるものである。木材等の生産量は、1970年から20年間に約2倍に増加し、英國全体の消費量の15%は国内で生産している。

② 森林政策の基本的な方向

1991年9月、スコットランド大臣によって、政府の森林政策が発表された。これによると、政策の基本は、「既存の森林や樹木を維持するとともに、多目的に活用できる森林を拡大すること」にある。新たな植林や森林管理の改善によって、木材生産の拡大が図れるばかりか、景観の向上、野生生物の保護、レクリエーションの機会の増大、雇用機会の提供、農家の多角経営への援助など、多様な目的に合致するとしている。

この背景として、次のような事情がある。

- 環境問題への認識が高まり、二酸化炭素を吸収する樹木の価値が評価されたこと。
- 農業の縮小を余儀なくされる中、農地の森林への転換が進められていること。
- 田園レクリエーションへの要求が高まっており、自然の生物を育む森林の価値が評価されていること。

こうした目的を達成するため、次のような基本的な方向が採られている。

－針葉樹ではなく広葉樹または混合林の促進

広葉樹は景観にすぐれ、野生生物の生存に適しているため、広葉樹を植林した場合は助成金の割増制度がある。新規の植林のうち広葉樹の占める割合は、1972年には約3%であったものが、1992年には50%近くまで増加している。

－農地への植林の促進

政府は今後毎年4万5千ヘクタールの植林を予定しているが、このうち1万2千ヘクタール（約27%）は農地への植林である。

－多目的な都市周辺の植林の促進

－環境やレクリエーションに配慮した多目的な森林管理の促進

また、県レベルの地方団体の森林に関する計画（指導的森林戦略：Indicative Forestry Strategies）づくりを促進するため、1992年12月に環境省は、県レベルの地方団体に対して、指導的森林戦略策定のためのガイドラインを示している。

(2) 具体的な施策

① 森林助成金事業 (Woodland Grant Scheme)

植林を促進するとともに、経済的目的と環境保護とを一体化するため、森林委員会によって実施される助成金制度。土地所有者または長期借地者が申請の対象者となる。

a. 森林設置助成金 (Establishment Grants)

森林の創設や、風害などで倒れた樹木の植林などに対して出される助成金。

助成金の額は、森林の広さと樹木の種類によって異なる。例えば、広葉樹1ヘクタールの場合1,575ポンド（約25万円）、広葉樹10ヘクタール以上の場合1ヘクタールあたり975ポンド（約16万円）となる。

b. 森林管理助成金 (Management Grants)

既存の森林に対して、自然環境保護、レクリエーション促進等の目的に合致するような管理活動に対して出される助成金。10ヘクタール未満の広葉樹林の場合、1ヘクタールあたり1年間に35ポンド（約6千円）。針葉樹では、年15ポンド（約2,500円）。

c. よりよい土地設置助成金 (Better Land Supplement)

耕地や良質の草地に樹木を植林する場合に出される助成金。農地の転用が目的。

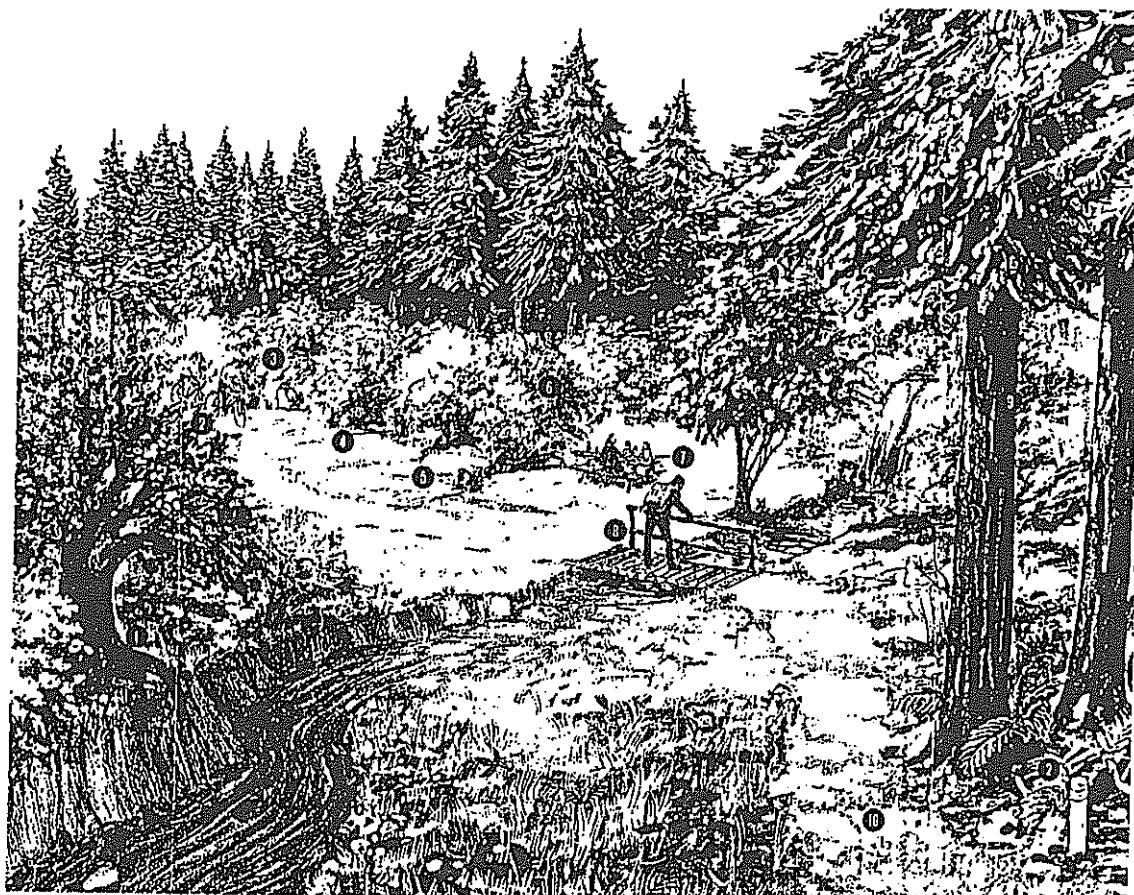
d. コミュニティの林設置助成金 (Community Woodland Supplement)

町の近隣に、町民のレクリエーションのための新しい林を植林する場合に出される助成金。この場合、無料で人々に利用させることが条件となる。

e. 土着の松植林助成金 (Native Pinewoods)

スコットランドで、地域特産の土着の松を植林した場合に出される助成金。

(参考) 森林助成金事業の応募者の参考のために森林委員会が作成した「最低限の環境基準」から「生活の森 (Living Forest)」。(この他に「高地の風景」、「低地の風景」、「仕事場の森」がある。)



- | | |
|--------------------------------------|---------------------------------|
| ①水辺の広葉樹はまだらの影を落とし、水生動物に有益です。 | ⑥林の縁の灌木は、野生生物のために有益です。 |
| ②指示のある小道は、人々が森を楽しみやすくします。 | ⑦小川の見える日の当たる広場は、人々を魅きつけます。 |
| ③混合林の縁は、多様で豊かな野生生物の生活の場を提供します。 | ⑧森の小道に沿って、興味深いながめを楽しめるようにしましょう。 |
| ④日の当たる乗馬道は、野生植物や動物に有益であり、また景観をよくします。 | ⑨古い針葉樹は、樹木自身と野生生物のために保存します。 |
| ⑤道路脇や乗馬道の草は定期的に刈り、野生の花を守りましょう。 | ⑩道しるべは、素材と色が周囲に調和するものを使います。 |

② 指導的森林戦略 (Indicative Forestry Strategies)

近年、多くの地方団体が森林設置対策に取組み始めているが、県レベルの地方団体と国立公園管理委員会による、新たな森林を設置するための計画（指導的森林戦略）策定を促進するため、1992年12月、環境省によってガイドラインが出された。この作成にあたっては、森林委員会、農業水産食糧省との協力が行われている。

ガイドラインの中には、森林を設置することの意義が述べられ、戦略の策定自体は義務ではないが森林政策上有意義であること、県の開発計画との整合性を持たせること、計画策定は既存の職員と予算内で行うことなどが述べられている。

③ 農地森林転換特別手当事業 (Farm Woodland Premium Scheme)

1992年に、農業水産食糧省によって開始された事業。（P. 46参照）

④ コミュニティの森事業 (Community Forest)

森林委員会と田園委員会が共同して行う事業で、都市の周辺に多目的な森林を創設するもの。都市周辺の土地所有者、農業者、コミュニティが、それぞれ収入の手段、娯楽、教育の機会、環境の向上などをめざして、共同して実施する。オープン・スペース、農地、森林、森林教育施設など、多様なスペースが混在した地域の創設が想定されている。

樹木を新たに植林する地域内の土地所有者は、田園委員会の各種の助成金が利用できる。それぞれの森は、8千～2万ヘクタールが予定されており、1994年現在12の地域が決定、9の地域から申請が出されている。



大きな木がすてきな自然公園

4. 開発計画に関する政策

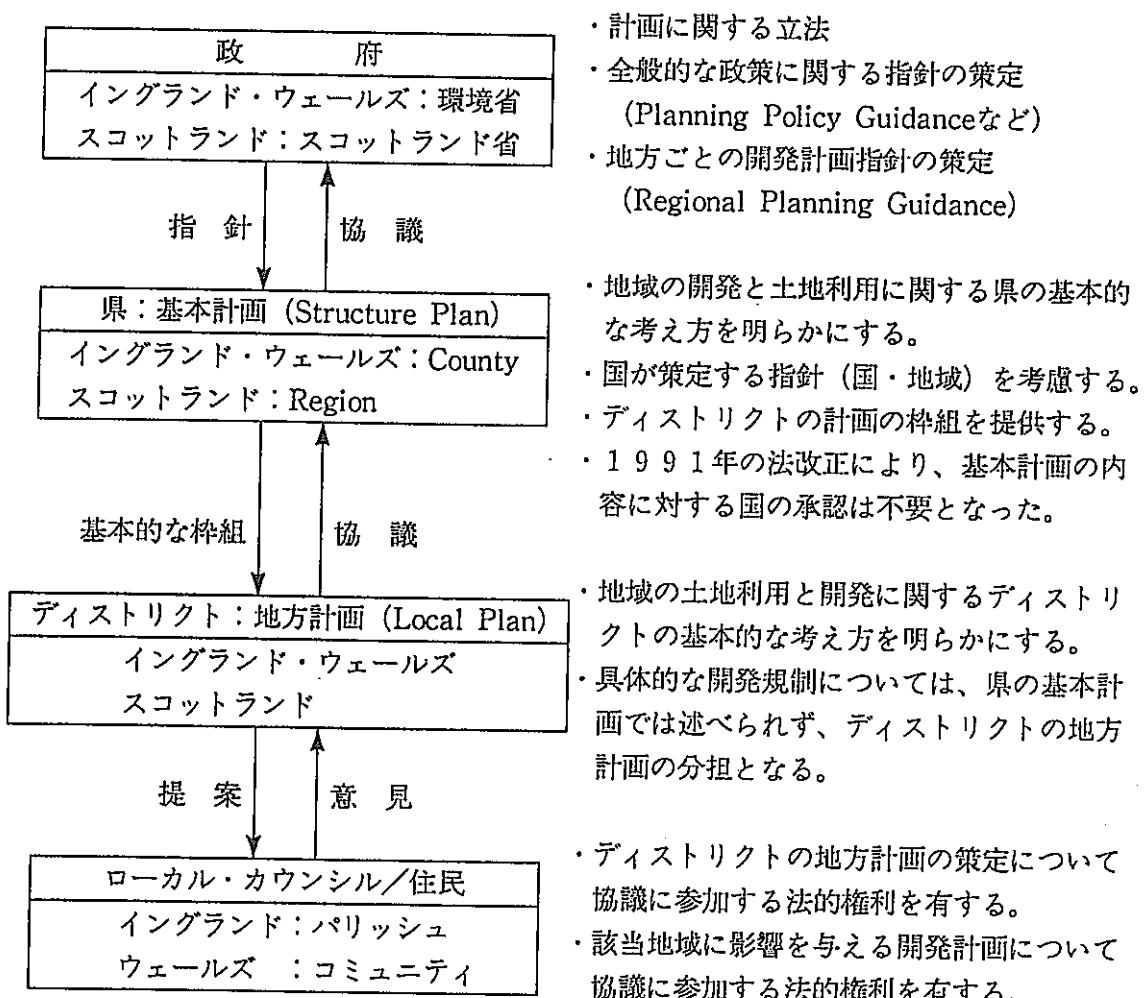
(1) 開発計画のしくみと政策の基本的な方向

① 開発計画のしくみ

英国の開発計画（土地利用計画ともいう）の主体は地方団体であるが、ゾーニングされた地図よりも政策の記述が中心であること、土地利用計画といいながらも、住宅、雇用、景観、観光まで含む広範なものであることに特徴があるといわれる。また、英国の地方団体の計画当局には、非常に広汎な開発規制の裁量が認められている。今日の英国の美しい田園地域は、これまでの地方団体の開発計画と開発規制の成果だといえる。

(参考1)

計画行政のしくみ（大都市圏を除く）



注) 北アイルランドの開発計画については、北アイルランド省環境局の責任であり、地方団体の直接の管轄とはされていない。しかし、実際に計画行政を行う過程で、ディストリクト（北アイルランドには県がない）との密接な関係が持たれている。

(参考2) 地方団体が開発規制を行う場合に考慮すべき事項

- a. 政府の開発計画政策指針 (Planning Policy Guidance)
- b. 地方団体自身の開発計画 (Structure Plan, Local Plan)
- c. 自然環境や景観保護のための特別指定地域に適用されるよりきびしい開発基準
- d. 環境アセスメント (Environmental Assessment)

1988年に実施になったECの環境アセスメント指令により、環境に重大な影響を与えると判断される開発は、開発者は開発によって起こり得る影響についての意見を開発申請に添付しなければならない。地方団体が判断する際は、環境問題の専門家や住民と協議し、その意見を考慮することが義務付けられる。

e. 住民との協議

地方団体に提出された開発申請は、すべて一般に閲覧可能にするとともに地方新聞に掲載され、関連パリッシュは協議を受ける法的権利を有する。多くの地方団体は条例等によって、開発決定の過程により広範な住民の参加を促すよう努力している。

② 開発計画の基本的な方向

近年の開発に関する最も基本的な方向は、次の2点にある。

- a. 田園地域においても開発規制が十分行われるよう、開発計画の領域を広げること。
(計画主導システム : plan-led system)
- b. 開発と環境保護との調和

この背後には、中産階級による環境保護への关心の高まりと開発への圧力、田園地域の経済構造の変化などがある。

「ここ数年間の田園地域への開発規制の拡大は、1947年の開発計画システム始まって以来、最も深く大きい (『rural sustainable development (Rural Development Commission 1993)』より)」といわれる。1990年9月に発表された環境白書「This Common Inheritance」、1992年2月の政府の総合的田園地域対策「Action for the Countryside」、1992年1月の政府の地方団体に対する開発計画指針「田園地域と経済に関する計画政策指針第7 (Planning Policy Guidance 7: The Countryside and the Rural Economy, PPG7)」は、このことをよく示している。

上記後者の「開発計画指針PPG7」では、県・ディストリクトが作成する開発計画の性格について、次のように示されている。「計画とは、田園地域の経済を維持するための開発が、田園地域の環境保護と調和しうるものであるような手法のこという。」

そして、県・ディストリクトそれぞれの開発計画については、次のように述べる。

一県の基本計画 (Structure Plan) は、県全体の開発政策であり、保存と開発とのバランスがどのように図られてきたか地理的に示される必要がある。また、新しい住宅、保存、田園地域の経済、観光などに関する各種政策も、田園地域に影響を及ぼすものとして考慮する必要がある。

一ディストリクトの地方計画 (Local Plan) は、開発規制の決定基準として、(県の基本計画よりも) より詳細な政策が設定される必要がある。すべての計画は、自然の美観と土地のアメニティを守ることに配慮されたものでなければならない。

上記開発計画指針 P P G 7 は、経済の活性化は、健全な田園地域の経済を維持するために重要であることを認識する一方で、その開発手法は、決してこれまでの田園地域の環境や景観をこわさないものであることを強調する。このため、田園地域の新しい開発については、現在の景観や環境に強い配慮が必要であり、現在の建築指定区域以外や、他の建築物が何もない田園に建物を建てることに対しては、地方団体の強い規制が行われなければならない。

③ 田園戦略 (Rural Strategy)

②で述べたように、政府により計画主導のシステムが強調されているが、開発計画自体は基本的に土地利用に関する計画であり、田園地域の実態に即した幅広い問題(雇用、住宅、コミュニティ、交通など)に総合的に対応するのは必ずしも容易ではない。

このため、今日、多くの県では、法律で策定が定められている基本計画の他に、独自で「田園戦略」を策定しているところが多い。住宅、雇用、環境、観光といった、地域独自の幅広い課題に対して、実態に即した計画づくりを行おうとするものである。



グロスター・シャー県の「田園戦略」表紙

あくまでも任意の計画なので、開発計画（県では基本計画）のような法的な実効性はないが、田園地域独自の問題への県の姿勢を示すものとして評価されている。

これについて、政府文書「Action for the Countryside」は、「政府は、多くの地方団体が田園戦略を策定していることを承知している。（中略）これらは、法律に基づく開発計画とは区別されなければならないが、田園地域の政策を地域の実情に則して実現する上で価値がある。」と述べている。

(2) 田園地域と経済に関する開発計画政策指針第7 (Planning Policy Guidance 7 : The Countryside and the Rural Economy, PPG7)

開発計画政策指針は、地方団体が開発計画を策定する場合および個々の具体的な開発規制の指針とされることを目的として、環境省とウェールズ省によって作成されるものである。住宅、道路建設、産業開発などのテーマごとに個別の指針が出されているが、田園地域については、1992年1月「田園地域と経済に関する開発計画政策指針第7」が出された。本書は、総論、各論、特別保存指定地域で構成されているが、総論については前ページで述べたこと、特別保存指定地域については別の項で触れるところから、ここでは田園地域全般にあてはまる各論について概観することにする。

(土地利用の変化と田園経済の転換)

- －農地から都市的利用への転換は近年減少してきている。農地や森林その他の田園地域を都市や商業、産業用地に転換するのは、主として地方団体の開発計画システムに左右される。
- －農業政策の変化に伴い今日重視されるべきことは、これまでの農業従事者と関連産業従事者の新たな就業機会を創設するため、田園地域の経済の転換を図ることである。

(地方団体の開発計画と開発規制)

- －地方団体が開発計画を策定し、あるいは開発規制を行う場合は、次のことを考慮しなければならない。
 - ・田園地域の経済を活性化する必要性
 - ・田園の景観、野生生物、歴史的な特性を保護する必要性
 - ・農業、林業、その他の田園地域の企業的使用についての土地の性格と融通性
 - ・その他の復元不可能な資源の保護の必要性
- －上記の要素を考慮する際、農地はひとたび開発されれば、たとえそれがゴルフコースのような柔軟な使用であっても、農地として最適な復元は困難であること、いかなる土地も、ひとたび何かが建設されれば、自然の生物や景観の復元はほと

んど不可能であることを、地方団体は心にとどめておく必要がある。

(最上の農地の保護)

—英國では農地に5段階の等級（等級3はさらにa, bに分かれる）があるが、開発計画策定や開発規制の際は、このことを考慮する必要がある。イングランドとウェールズの農地の1／3は、等級1, 2, 3aの上級農地であり、これらの農地は特に保護されなければならず、地方団体の開発計画に合致しない開発申請や、20ヘクタール以上の農地を失うおそれのある開発申請については、地方団体は農林水産食糧省（ウェールズ省）に協議しなければならない。

(環境アセスメント)

—規則で定められた一定の開発申請については、環境に与える影響についての言及が求められる。それ以外の申請においても、環境への影響が大きいと判断される場合は評価が求められる。

(農業開発)

—これまで農業用地については変化もなく、農業が田園地域に与える影響は良好なものとしか考えられていなかったため、農業は地方団体の開発規制の枠外に置かれていた。しかし、今日の農業の変化の中にあって、一定の分野においてはコントロールが及ぶことになった。1990年都市田園計画法において、農業用建物の新築、増改築を行い、採掘や機械的操業を行う場合は、命令の定める条件に合致するものを除き、「開発」とされるため、通常の開発申請が必要となる。

(田園地域のビジネス)

—近年、田園地域の美しく健康的な環境に魅せられて、多くの小さい商業や軽産業の立地が進んでいる。これらは、田園地域の環境を阻害しないで経済とコミュニティを活性化するものであり、一般的に歓迎されている。地方団体はこうした小規模の企業の役割の重要性を認識し、今後の展開に関する政策を開発計画に盛り込む必要がある。

—多くの田園地域ではビジネスに適切な建物の不足が問題になっている。既存の建物の再利用が重要な役割を果たしているが、新しく建設することが必要な場合もあり、この場合、環境に配慮した小規模の開発は容認しうる。県の基本計画ではこうした開発の全体的な政策について述べられなければならない。またディストリクトの地方計画では許容できる開発の基準について述べられなければならない。

(観光・スポーツ・レクリエーション)

一観光は田園地域の経済の活性化に寄与するが、他方で観光の拠り所となるべき景観にダメージを与える場合もあるため、環境に対する配慮が必要である。地方団体が開発申請の審査を行う場合、それが公共遊歩道に与える影響も考慮しなければならない。田園地域を楽しむ手段として、遊歩道の重要性が高まっているからである。

(田園地域の建築物の再利用・改裝)

一田園地域の景観を守るために、新しいビジネスを始める場合、これまでの様式や地方の建材を生かした既存の建築物の再利用を行うことが望ましい。地方団体は、使用されていない建築物を生かすことを心にとめておく必要がある。

(住宅)

一田園地域の健全な経済とコミュニティを維持するために、新しい住宅の建設は必要だが、その建設は地方団体の開発計画に従うものでなければならず、その位置や規模も、現在行われている開発と無関係であってはならない。村のリボン状の拡大や住宅群の点在は避けられるべきだし、田園の中の新築は、厳しく規制されなければならない。

一町から移住してきた富裕な人々が村の住宅価格を吊り上げ、安価な住宅の提供に困難を抱える村が多くなっている。この問題に対しては近く環境省から通達が出される。

5. 田園地域の経済に関する政策

(1) 田園地域の経済の現状と政策の基本的な方向

① 田園地域の経済の現状

都市部と比較すると、イングランドの田園地域の経済条件は向上している。1981年から1991年の間に遠隔の田園地域の人口は6.4%増加しているし、ハイテク産業の立地は、田園地域において12%増加した一方、都市部では16%減少している。また、同時期、遠隔の田園地域では、一事業所あたり平均4人の雇用者の増加があったが、都市部では逆に1.6人の減少となっている。

イングランドの都市と田園地域の雇用の変化（1981～89年）

(参考) (%)

	大都市圏	都市圏	炭鉱圏	近接田園地域	遠隔田園地域	イングランド平均
農業	-15	-16	-8	-15	-16	-16
エネルギー供給	-43	-24	-56	-34	-13	-36
電気系工業	-31	-15	9	-2	-8	-19
技術系工業	-30	-17	-16	-5	7	-19
他の工業	-18	-8	3	0	8	-9
建設	-6	0	10	4	5	-1
ホテル・配達関係	4	17	18	32	25	15
交通関係	-13	1	3	19	23	-2
金融・サービス	41	71	40	81	57	55
公務員その他	7	15	18	19	23	13
計	-3	8	-2	15	15	5

The Economy of Rural England (Rural Development Commission 1993)

一方深刻な問題も起こっている。田園地域の経済の主な問題点としては、農業・鉱業の衰退により失業者数自体は増加していること、雇用の種類と数が限られていること、失業者等のための職業訓練の場の不足などがある。

農業は依然として田園地域で大きな産業であることに変わりはないが、現在の農業政策は縮小の方向に向かっているため、今後一層の衰退が予想され、ある公的な調査によると、今後10年間に、10万のフルタイムの農業の職が失われ、1995年までに5万5千の農業関連産業の職が失われるみこみである。また、炭鉱、すず、陶土などの採掘産業も衰退しており、1884年から1991年までに、3万7千の炭鉱の職が失われた。このほか、東西の壁の崩壊に伴い防衛政策が縮小されることになった結果、多くの田

園地域に配備された防衛関係施設の閉鎖が決定。このことが周辺の関連産業を含め、新たな失業者を生み出す原因となっている。

イングランドの都市と田園地域の経済構造（1989年）

(参考)

(%)

	大都市圏	都市圏	炭鉱圏	近接田園地域	遠隔田園地域	イングランド平均
農業	0.1	0.4	1.0	3.0	6.2	1.3
エネルギー供給	1.7	1.8	7.2	1.9	2.2	1.9
工業	21.2	24.2	33.7	25.7	23.3	23.8
建設	4.5	4.3	5.4	4.9	5.3	4.6
ホテル・配達関係	19.9	21.7	17.9	22.0	23.8	21.2
交通関係	6.9	6.1	4.2	4.9	6.0	6.2
金融・サービス	15.6	12.3	4.6	9.3	6.2	12.4
公務員その他	30.0	29.2	25.5	28.3	26.9	29.1

The Economy of Rural England (Rural Development Commission 1993)

② 政策の基本的な方向

田園地域の経済と生活の向上について、政策推進の中心となっているのは、政府の外郭団体である田園開発委員会(Rural Development Commission)である。田園開発委員会は、イングランドの田園地域の経済的・社会的な問題に関するすべてについて、政府にアドバイスを行う法的な義務がある。その目的は、田園地域の経済とコミュニティが健全に営まれるような条件づくりにあり、各種助成金、助言、情報の提供、調査研究など、多彩な活動が行われている。またECでは、経済統合を円滑に進めため、経済的な問題を抱える地域に対して助成を行っているが、「特に困難な田園地域」も対象となっている。

a. 経済的後進地域の指定

最も基本的な施策として、自然的・社会的条件の困難さから特に支援を必要とする地域を指定し、重点的な支援が行われている。

主たる地域指定としては、次のものがある。

* 田園開発地域 (Rural Development Areas : RDA)

1984年に、経済・社会的に困難な条件の地域の指定制度を開始。現在イングランドで27地域。

* 田園雇用プログラム (Rural Employment Programme)

1992年にECの農業縮小政策の対応策としてパイロット的に始められた。

3 地域が指定されている。

* ECのヨーロッパ構造基金 (Structure Fund)の対象地域 5 (b) (田園地域)
による指定

EC各国で、経済開発の遅れた田園地域が指定される。英国では、スコットランドの一部、ウェールズの一部、デボン県の一部とコーンウォール県の全て。

* ECのLEADER プログラム (LEADER programme)

1992年にECの農業縮小政策の対応策として指定開始。英国では13地域。

b. 開発と環境保護との調和 (sustainable development)

英国では一般に開発を行う場合に、従来の景観や環境との調和が重視されるが、最近、開発計画システムは、田園地域にこれまでになく強い開発規制を行うよう変化してきている。これは、最近、田園地域とその美しい景観と自然環境の保護への関心が飛躍的に高まっていることの現れである。

田園地域の雇用機会を増大するために、経済的な開発は必要であるが、この場合、できる限り既存の田園の景観と自然を破壊しないような方法がとられなければならない。経済的開発の必要性と、環境保護の2つのニーズの間には、常に摩擦がつきまとるものであるが、今日、両者を統合するものとして、「Sustainable Development」という観念が使われている。この観念は、ブラジルでの地球サミット以来、世界的な流行語となりつつあるが、英国でも、下記のような実践的な施策に取り組みつつある。

ア. 小規模田園ビジネスの支援

田園地域に、従来の農業等にかわる新しい雇用の機会を創出するため、田園地域の新たなビジネスを支援する。この場合、新しいビジネスはおおむね小規模なものが想定されており、田園地域の景観をこわさないための配慮が強く働いている。このほか、田園にふさわしい小規模ビジネスを始める人のための各種アドバイスを行ったり、農業等から職業を転換する人のための職業訓練を行う。

都市と田園地域に置ける小規模（人員20～100人）
事業所の増加率 (1982～91年) (%)

	事業所数	被雇用者数
遠隔の田園地域	+19.4	+13.7
高度な都市地域	+5.7	+2.7

The Economy of Rural England (Rural Development Commission 1993)

イ. 空き家の事業所等への転用

農業の衰退などによって使われなくなった施設を改造して、事業所等の新しい経

済活動への転用を促進する。既存の田園地域の景観への配慮が行われている。

(2) 具体的な施策

① 田園開発地域(Rural Development Areas: RDAs)の指定と田園開発プログラム(Rural Development Programmes: RDPs)

a. 田園開発地域の概要

経済的・社会的に困難な条件にある田園地域を特別に指定し、集中的な援助を行う制度は、1984年から田園開発委員会によって始められた。1991年の国勢調査等の結果に基づき、1993年に指定地域の見直しが行われた結果、1994年から、現在P63の地図に掲げた27地域が指定されている。見直し以前の地域と比べると、ほとんど変化はないが全体的に少し増加している。

指定期間については特に定めはなく、次に行われる2001年の国勢調査までは大幅な変更はない予定だが、小規模な中間見直しは行われることになっている。

指定地域は、ディストリクトの選挙区を基礎とした地域ごとに、下記の指標によって決定される。この基準はすべて満たされる必要はないが、過半数の事項について、基準を超えていることを要する。現在の27地域は、29の県(75%)にまたがっており、イングランドの土地の35%、人口の6%を占める。

田園開発地域指定見直しの基準

・男性の失業率	11.5%以上
・女性の失業率	4.9%以上
・男性の生産活動者率(16~60歳までの居住者のうち)	90.4%以下
・女性の生産活動者率()	68.6%以下
・16~24歳までの人口が60歳以下の成人に占める割合	21.1%以下
・すべての居住者が年金受給年齢以上(男性65歳、女性60歳)で占められる世帯の割合	25.4%以上
・家庭内の長期療養者の住民に占める割合	11.0%以上
・間借りまたは非永住者の割合	0.9%以上
・主たる居住用でない居住用施設の割合	1.2%以上
・セントラル・ヒーティングのない世帯の割合	15.9%以上

b. 指定の効果 (1)ー田園開発プログラム(Rural Development Programme)

田園開発地域の指定を受けると、田園開発委員会の行う田園開発プログラムの対象となり、各種の補助金が受けられるなどの優遇措置が取られる。

田園開発プログラムの内容は次の通り。

ア. 田園開発プログラム委員会の結成

田園開発プログラムは、国・地方団体などの公共部門、民間、ボランティア団体などのパートナーシップを重視している。このため、各地域ごとに、地域を代表する各部門の人々が集まって委員会を結成し、地域開発プログラムの計画作成から推進に至るまで、プログラムのすべての面に責任を持つ。

イ. 事業計画作成

上記の田園開発プログラム委員会により、その地域独自の開発計画が作成される。これには、概ね3年ごとに見直される「田園地域戦略(Rural Strategy)」と、その戦略に沿って1年ごとに作成される、具体的な「事業計画」がある。事業計画では、個々の事業ごとの経費が掲げられ、田園開発委員会から出される補助金や、他の出資者(地方団体、民間団体など)が明記される。

ウ. 田園開発プロジェクトによる補助金

田園開発地域に指定されると、田園開発委員会から、大別して2種類の補助金を受けることができる。一つは、経済開発を目的とする経済補助金(Rural Development Programme Economic Grants)であり、もう一つは、コミュニティの社会的な問題解決を目的とした社会補助金(Rural Development Programme Social Grants)である。

補助金の総額は、例えばほぼ全県が指定されているコーンウォールの場合、県全体で年間100万ポンド(1億6千万円程度)と多くはない。しかし、最近、経済補助金よりも社会補助金への比重が高まっているといわれ、コミュニティの問題解決に果たす社会補助金の役割が高く評価されている。

(社会補助金の例) (補助率)

- | | |
|------------------------|-----|
| ・村の集会所／コミュニティの建物に関する事業 | 25% |
| ・コミュニティの維持・発展に関する事業 | 50% |

(経済補助金の例)

- | | |
|------------------------|-----|
| ・事業所の作業場の創設に関する事業 | 50% |
| ・田園開発に関する調査・研究に関する事業 | 50% |
| ・環境の改善に関する事業 | 25% |
| ・観光に関する事業 | 25% |
| ・経済的利益を得るために職業訓練に関する事業 | 25% |

c. 指定の効果（2）—その他の経済的援助

田園開発地域に指定されると、田園開発プログラムによる補助金の他に、田園開発委員会の他の補助金を受ける資格が生じる。また、田園開発地域だけが対象ではないものの、実際にはほとんど田園開発地域に集中している補助金もある。

ア. 事業所補助金(Wholly funded workspace grants/Partnership workspace grants)

田園地域の経済開発を進める場合に問題になるのが、事業所としての施設の不足である。このことに着目して、田園地域の特性に配慮した事業所施設の開発に関する補助金。50%補助と100%補助があり、100%補助を受ける場合は、その建物が田園開発地域内にあることが条件となる。

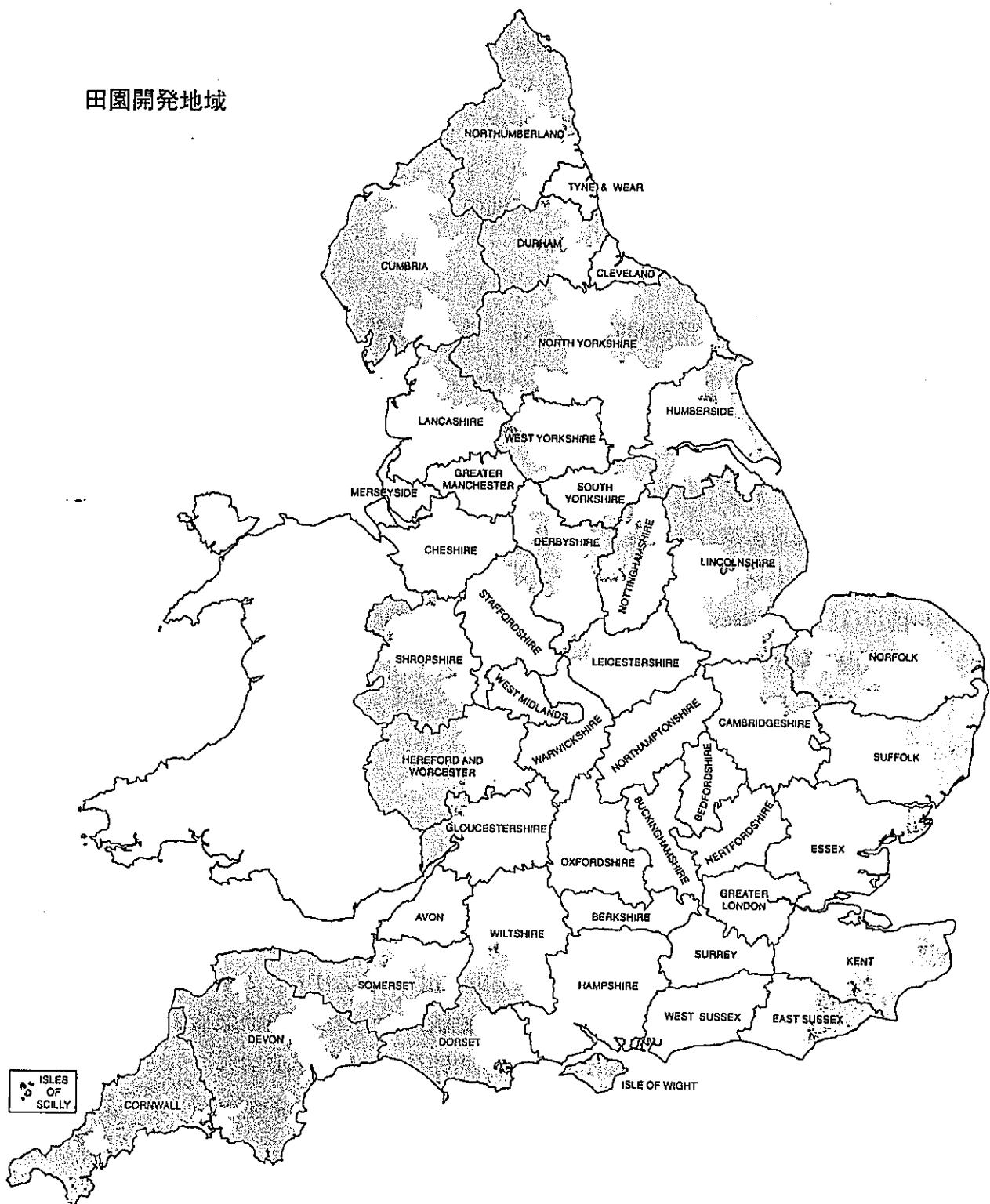
イ. 空き施設改造補助金 (Redundant Building Grants)

農業の衰退などによって使われなくなった施設を改造し、田園地域の景観を壊さないで新たな事業所を作る場合に25%の補助金が利用できる。ただし、その施設は田園開発地域内にあること、その改造によって、事業所、観光用施設、飲食施設などとして利用でき、雇用機会の創設に結び付くことが条件となる。

ウ. 大規模事業補助金 (ACCORD Scheme)

田園地域において、民間事業者による比較的大規模な経済開発に対する低利子の貸付金または助成金。開発規模は50万ポンド（約8千万円）以上、利用限度は、事業所創設の場合は50%、事業の実施の場合は20~30%の補助となっている。

田園開発地域



② 田園地域雇用プログラム (Countryside Employment Programme)

a. 田園地域雇用プログラムの概要

田園地域雇用プログラムとは、政府の「Action for the Countryside」プログラムの一部として、1992年4月に田園開発委員会によって開始された事業である。EC共通農業政策の改正によって、農業は1990年代に相当な数の職を失うと予想されている。ある予測によると、この10年間に10万のフルタイムの農業の職、1995年までに5万5千の農業関連の職が失われると見込まれていて。こうした事態に対応するため、特に状況の厳しい地域を選び、1993年から3年間の予定で、パイロット的な事業が開始された。

b. 指定地域

地域指定にあたっては、田園開発委員会は、地域の農業への依存度、失業率、地方団体等との話し合いなどを通じて検討を行った。その結果、3つの地域が指定された。

(P. 65参照)

c. 事業の内容

本プログラムは、農業の被雇用者と農場を経営者の家族で農業から離れようとする者、または農業関連産業の従事者で、これに代わって田園地域でフルタイムまたはパートタイムの仕事を探そうとする人々に、特に焦点を当てている。

具体的には、就職相談、職業訓練、田園ビジネスを始めようとする人への助言と援助、小規模の事業所の創設、観光と環境改善促進のプロジェクトの援助などがある。また、ハイ・テク産業は、ことに田園地域に適していることから、重点が置かれている。

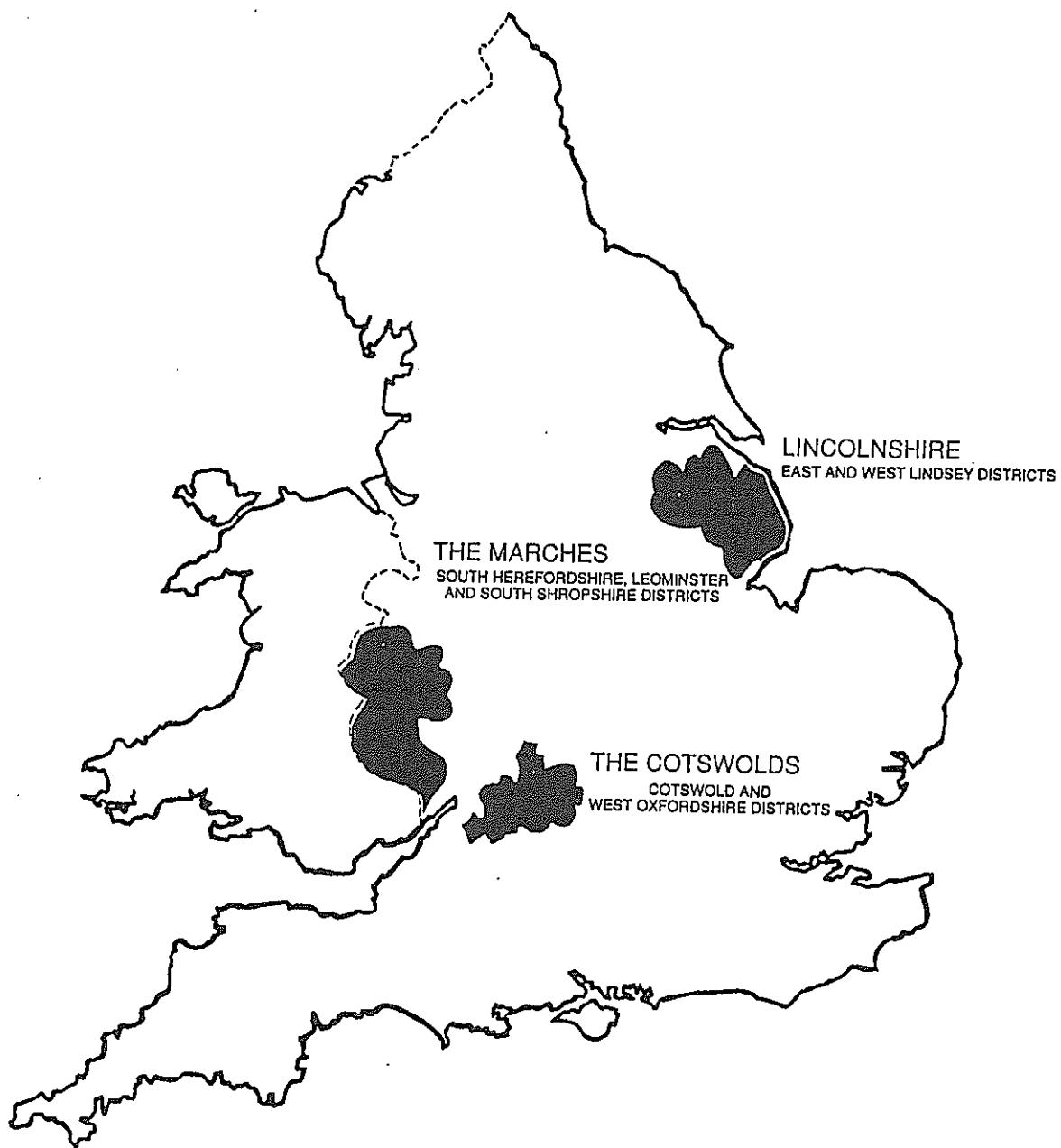
d. プログラムの基本戦略と事業計画

各地域には、田園開発委員会によって一人のプロジェクト・マネジャーが置かれる。マネジャーは、地方団体など各地域の関係団体との連携のもとに、本プログラムのための基本戦略を作るが、その目的は、県やディストリクトの策定する開発計画等との整合性を保ちながら、問題解決のための直接的な事業の枠組みを示すことにある。

また、その実行にあたっては、それぞれの関係団体が協力することが期待されている。例えば、経済プロジェクトは地方団体、職業訓練は地域の訓練企業協議会 (local Training and Enterprise Council)、農業の多角的経営に関する助言については農業開発・助言サービス (Agriculture Development and Advisory Service)、農業者の再訓練のためには農業訓練委員会 (Agricultural Training Board)、ボランティア団体の協力については田園地域社会協議会 (Rural Community Council) が行う、という具合である。

本事業は、地域の田園関連機能を有機的に組織することに眼目があるといえる。

田園地域雇用プログラム指定地域



③ 欧州構造基金一対象5（b）（European Structure Fund—Objective5(b)）による地域指定

a. 欧州構造基金一対象5（b）とは

欧洲構造基金についてはP165参照。ECの経済統合を円滑に進めるために、地域間の経済格差を是正するために、経済開発等の遅れている地域に対して財政的支援が行

われる。基金の対象となる5つの分野のうち、指定された特定の地域のみに支出されるのは、対象1（特別後進地域）、対象2（衰退産業地域）、対象5（b）（後進的田園地域）だけである。対象5（b）は、現在EU全体で21地域が指定されており、英国では、スコットランドの一部、ウェールズの一部、デボン県の一部とコーンウォール県の全部が指定されている。

（参考）

対象5（b）の指定基準

*基礎的基準「総合的な社会・経済的開発レベルが低いこと」

*補助的基準「農業従事者の割合が高いこと、農業収入の水準が低いこと、人口密度が低いこと、の3つのうち2つ以上充足すること」

*このほか、追加的に指定が認められる7つの基準もある。

b. 基金の利用手続き

指定を受けた地域は、EC委員会、国、対象地域の地方団体の共同作業による計画に基づいて、構造基金から資金援助を受けることができる。この過程は次のように分類できる。

ア. 計画段階

該当国は、全国レベルの関係団体や地方団体との協議のもとに、3～5か年を期間とする開発計画を策定。その計画には、構造基金からの資金の活用方法、事業への資金割当の優先順位などを定めなければならない。

イ. 共同体支援体制（Community Support Framework : CSF）の決定

ア. の計画に基づき、ECは、具体的な経済的支援の内容を示した文書「共同体支援体制」を作成。

ウ. 実施段階

該当国は、全国レベルの関係団体、地方団体との協力のもとに、ア. の計画を体現する事業を実施。

エ. 評価

事業の実施後、ECはこの評価を行う。

c. 経済的支援の内容

ア. 「付加性（additionality）の原則」

構造基金からの支出は、「それがなかった場合に他の財源から支出されたであろう額に付加して支出されなければならない（付加性の原則）。」第一義的な開発主体として、加盟国や該当自治体の努力を求めるものである。また、ほとんどの場合、必要経費総額の50%以上は、該当国が負担することが求められている。

イ. 計画本位の支援

経済支援は、個々の事業への支援から、全体計画に基づいた支援に変化してきている。

すなわち、ECは、ECと加盟国、及び加盟国の指名に基づく関係団体との協議によって作成された総合的な年間計画に基づいて支援する。これは、地域の実情をよく知っている人々を計画決定の段階に巻き込むことが目的とされる。

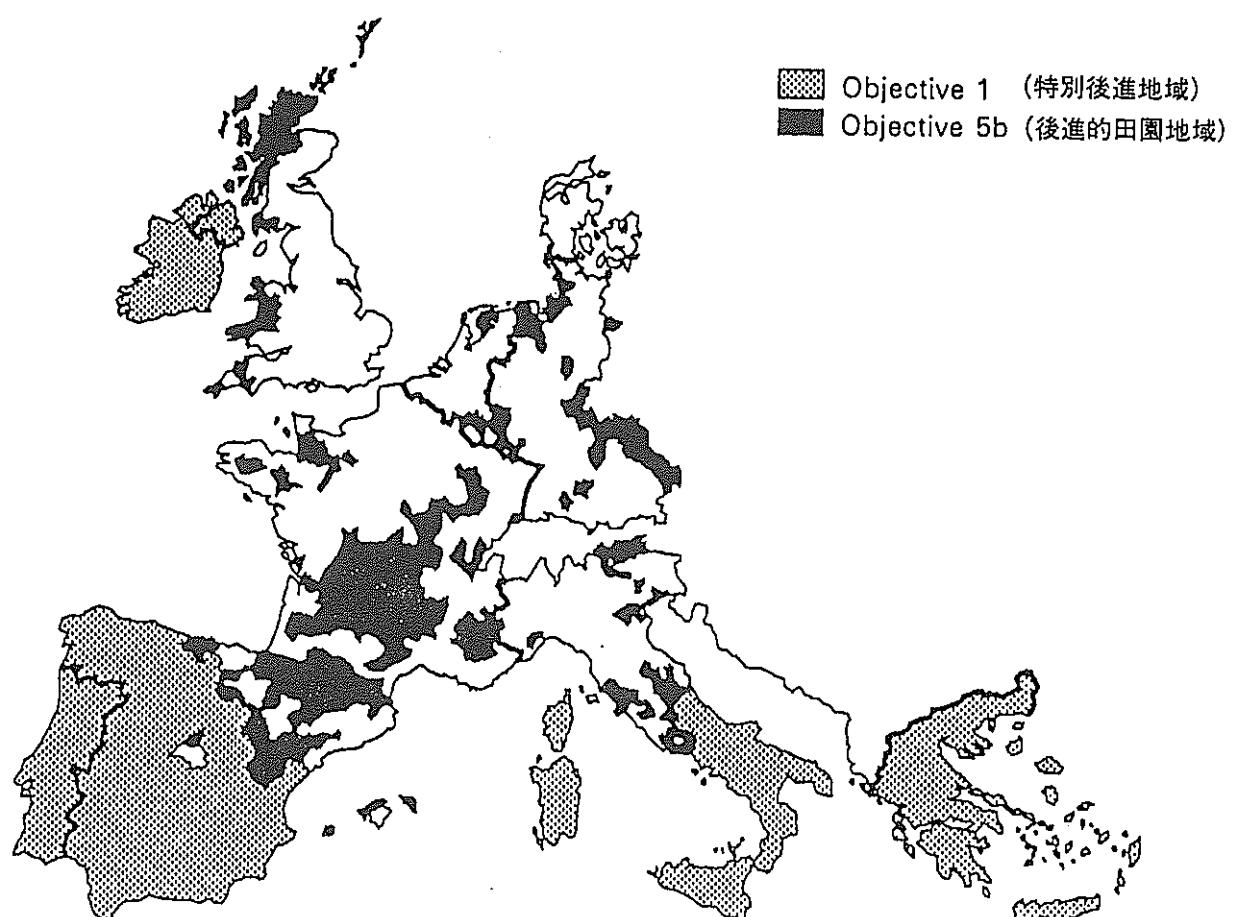
ウ. 経済的支援を受ける事業内容

構造基金の目的自体が、地域間の経済格差を解消することにあるため、事業は経済的な開発に関わるものに限定され、コミュニティの維持・促進に関するものは対象とならない。また、金額的にも、例えばコーンウォールが受ける田園開発プログラムの資金が年間100万ポンド（約1億6千万円）であるのに対し、構造基金からは1億6千8百万ポンド（約269億円）とケタ違いに大きい。

エ. 公共部門優先

構造基金からの援助を受けるためには、加盟国の政策を補完するものであるとともに、国などの公共部門からの出資があることが必要である。

欧洲構造基金による地域指定



④ LEADER (Liaison Entre Action de Developpement de l'Economie Rurale =Links between actions for the development of the rural economy) プロジェクト

a. LEADERプロジェクトとは何か

ECの農業縮小政策に伴い、EC内の貧困な田園地域の活性化を支援するため、ECの主導によって1991年から開始された。欧洲構造基金の対象1（特別後進地域）または対象5（b）（後進的農業地域）の指定を受けている地域内にある、人口5千～10万までの地域が指定される。事業期間は1991～1994年だが、延長も予定されている。

LEADER指定地域（全EC加盟国に217の地域が指定されている。）

ベルギー	2	アイルランド	16
デンマーク	1	イタリア	32
ドイツ	13	ルクセンブルク	1
ギリシャ	26	オランダ	1
スペイン	52	ポルトガル	20
フランス	40	イギリス	13

このうち英国は、イングランドに2地域（North TamarとWest Cornwall: いずれも主としてコーンウォール県）、ウェールズに4地域、スコットランドに6地域、北アイルランドに1地域が指定されている。

b. 事業の特色

この事業の特色として、次の2点が挙げられる。

ア. 地域のコミュニティを主体とした田園地域の開発を進めること

各地域で国、地方団体、民間等による「地域アクション・グループ（Local Action Group）」を結成し、これが事業計画作成と実施の主体となる。

イ. EC域内の指定地域間のネットワーク

EC加盟国全てに217の地域が指定されているが、この地域間に「LEADER連絡協議会（LEADER coordinating unit）」（本部はブリュッセル）を結成し、知識と経験の交換を行う。

c. 事業の内容とECからの援助

事業は各地域によっても異なるが、主として、田園観光、農業、小規模のビジネス、職業訓練の4つの分野に関わる。この事業は経済活性化のための「呼び水」的効果を期待しているもので、欧洲構造基金からは、総額4億5千万エキュ（1エキュは1.2USドル。だいたい4億5千万円と考えられる。）支出される。金額的には小さく、

ハードよりもソフトをねらった事業といえる。また同時に、国（英國では農業水産食糧省）、田園開発委員会の共同出資が行われる。

⑤ 田園ビジネスへの助言と経済的支援

a. 田園ビジネスへの助言

田園開発委員会は、田園地域にふさわしい小規模のビジネスに対して、各種の助言と支援のサービスを行っている。この支援を受けるためには、雇用者の数が5人から25人までであること、田園地域か人口1万人以下の町に立地するものでなければならぬ。

対象となるサービスは、ビジネスの計画とマネジメントに関する事、資金に関する事、建物に関する事、技術的なトレーニングに関する事など。相談の内容に応じて、他の適切な団体を紹介したり、委員会自身が対応したりする。

b. 経済的支援

資金については、関係団体を斡旋する一方、田園開発委員会も、貸付金制度を持っている。貸付金額は5千～7万5千ポンド（約80万円～1,200万円）。貸付金額が25万ポンド（約4千万円）を越える場合には、ACCORDという別の資金援助システムの対象となるが、事業が田園開発地域内であることが要件となる。

（参考）

田園ビジネスの成功例

田園開発委員会は、委員会が支援を行ったもののうち、田園ビジネスの優良事例を集めてパンフレットを作成している。ここから3事例紹介してみよう。

* ブライアンさんのアイスクリーム（ウェスト・ヨークシャー）

電気技師から酪農農業士として転職したブライアンさんは、農場でとれるミルクで30種類のアイスクリームを製造。地域内のレストラン等に卸す一方、農場内にパーカーを建設、年間約8万人の人が訪れている。

* スタンリーさんのコミュニティ・バス（コーンウォール県）

自動車整備工場の社長だったスタンリーさんは、村の貧弱な交通事情を憂慮して、14の車と17人の職員とで、コミュニティ・バスを始めた。現在は、村の主要交通として欠かすことのできない存在となっている。

* エスコット水生動物センター（デボン県）

1984年、農場から水生と動物センターに転換。農場小屋を利用して、西南地域最大の水生動物とペットのセンターとなった。このほかにも、農場を利用した散歩道、庭園、クラフトセンターなどを整備、1年間に5万人が訪れている。

6. 田園地域のコミュニティに関する政策

(1) 田園地域のコミュニティの現状と政策の基本的な方向

① 田園地域のコミュニティの現状

今日の田園地域のコミュニティは、次のように特徴づけられる。

- a. 都市からの移住者の増加による田園地域の人口増
- b. 田園地域に住みたがる人が多いため、田園地域の住宅の価格が上昇し、本来住んでいた人の子供の世代は、収入があまり高くないこともあり、村に家を買えなくなっている（英國では、成人した子供が親と同居するのは特殊な場合だけである）。1992年の田園開発委員会の調査によると、今後4年間にイングランドで8万戸の安価な田園地域の住宅の提供が必要と見込まれている。
- c. 多くの田園地域は、農業や鉱業などの衰退により、若い世代の就業が困難になっている。ことに、高学歴の若い世代が、都市に流出していく傾向にある。
- d. 自家用車の普及により、公共交通サービスが衰退する傾向にある。このため、ことに車を持たない低所得者層や高齢者にとって、病院、学校、図書館など各種サービスへのアクセスが困難になっている。
- e. 田園地域への移住者は、田園地域に対して理想的な考えを抱いている人が多い。彼等は、景観と環境保護の姿勢が強く、小さな開発（安価な住宅の建設など）にも強硬に反対する傾向があり、地域の改善を願う人との摩擦が生じやすい。彼らの態度は「Not In My Back Yard（私の裏庭に開発するのはやめてくれ）」といわれ、これを略した「NIMBY」は、新しい単語として定着するに至っている。

② 1991年田園地域のサービス実態調査(1991 Survey of rural services)

田園地域のサービスの実情については、田園開発委員会が行った「1991年田園地域のサービス実態調査」が参考になる。イングランドの人口1万人以下の田園地域のパリッシュすべて（9,849）を対象に、各種サービスごとの実情を尋ねており、この種の調査としては、英國で初めて全国的・組織的に行われたものである。

* 日常の買い物を行う商店

近年、郊外型の大型ショッピングセンターの進出、人々の買い物のパターンの変化などにより、田園地域の商店は減少傾向にある。39%のパリッシュには商店がない。2／3のパリッシュは郵便局があり、その3／4は商店が併設されている。パブやホテルは69%のパリッシュにある。

* 保育施設

女性が働くために不可欠な保育施設については、公的な施設を持つパリッシュユはわずか1%、私立の場合は7%となる。子供を持つ親の相互補助的な育児グループやプレイグループは40%のパリッシュに存在する。

*学校

1980年代、経済効率を高めるため、多くの田園地域の学校が閉鎖されたが、80年代後半には人口増加によって、閉鎖のスピードは多少遅くなったといわれる。40%のパリッシュは小学校があり、1/4は中学校がある。

*高齢者と障害者のためのデイ・ケア

6%のパリッシュだけが、デイ・ケアを行う何等かのグループを持っている。

*健康管理

過去10年間に、田園地域で診療を行う医師の数自体は増加したが、医療施設の規模が大きくなつた結果、多くの田園地域の小さい診療所は閉鎖される傾向にある。16%のパリッシュは医師を持ち、8%は歯科医を持つが、病院を持つのは3%に過ぎない。

*宗教施設

居住する牧師のいない教会が増え続けている。40%弱のパリッシュは居住牧師のいる村の教会を持ち、その他のパリッシュは居住牧師なしの教会を持つ。

*集会所・娯楽施設

71%のパリッシュは村の集会所を持ち、60%のパリッシュはスポーツ場や子供の遊び場を持つ。40%は村の開放緑地を持つ。

*レクリエーション活動

サッカー・クラブ(38%)、クリケット・クラブ(36%)の二つが最も人気が高い活動である。このほか、村のパブで行われるダーツや、集会所で行われるバドミントンも人気がある。60%のパリッシュには婦人会(Women's Instituteなど)がある。

*インフォメーション・サービス

80%のパリッシュには、移動図書館車のサービスがある。75%のパリッシュにある教会広報紙、34%にある村の広報紙、97%にある村の掲示板などが主たる情報提供の手段となっている。

*公共交通

87%のパリッシュはバス・サービスがあり、このうち27%は毎日運行されている。広く問題になっているのは、午後6時以降の運行がないことである。コミュニティ車／ミニバス(19%)などの新しい手段はまだ一般的ではないが、公共バスサービスが減少している地域では、序々に人気が高まっている。しかし、数字だけでは実際の問題は見えてこない。離れた地域に点在する村

では、サービスへのアクセスに多くの困難を抱えている。

* 電気・水道・下水・公衆電話

電気と水道は完全に行き渡っているが、22%のパリッシュでは下水管による下水処理システムがなく、59%はガス管によるガス供給システムがない。91%のパリッシュには公衆電話が設置されている。

* ごみ収集とリサイクル

93%のパリッシュで毎週ごみ収集が行われているが、リサイクルのための施設などがあるのは16%にすぎない。

* 警察と緊急サービス

警察、消防、救急車などはほとんど都市に設置されている。わずか2%のパリッシュに交番、6%に消防施設、2%に救急施設があるにすぎず、それも人口が3千人以上のパリッシュに集中している。

③ 政策の基本的な方向

田園地域のコミュニティの向上について、政策推進の中心となっているのは、「5. 経済」と同様、政府の外郭団体である田園開発委員会である。田園開発委員会は、田園地域の抱える問題について政府にアドバイスを行う法律に基づく団体であり、各種田園コミュニティ施策を積極的に展開している。

a. ボランティア活動の促進

田園開発委員会は、田園地域のコミュニティが抱える問題を解決するために、民間ボランティアの積極的な参加を期待している。このため、ボランティア団体の全国的な組織である全国ボランティア協議会 (National Council for Voluntary Organisations) や、田園地域の生活向上を目的とする田園地域社会協議会 (Rural Community Council) やその全国組織 (Action with Communities in Rural Areas) と密接な連携を図っている。また、こうした組織を通じて、地域のボランティア活動を促進するために、各種の助成金などの事業を行っている。

b. 特別後進地域の指定と集中的な支援

田園開発地域に指定されると、経済開発のみならず、コミュニティの改善に対しても、田園開発プログラム社会補助金を受けることができる (P. 61参照)。このほか、田園開発地域だけが対象となる事業がある。

c. 特別な問題に対する支援

ア. 住宅

1988年から、政府は田園地域の住宅問題を認識し、低コストの住宅供給に対する取組みを開始した。田園開発委員会による各種住宅供給政策のほか、政府の外郭団体である住宅公団 (Housing Corporation) では、人口3千人以下の小さい村を対象

に、特別な住宅プログラムを行っている。また、地方団体が策定する開発計画上は住宅建設を許していない地域についても、低成本住宅建設のための特に例外措置が取られるなど、ニーズへの認識が高まっている。

イ. 交通

1976年から、田園地域の交通網の整備を目的とした基金が設立され、多くのサービスが提供されてきている。近年は、より小回りのきくコミュニティ・バスに焦点があてられている。

(2) 具体的な施策

① ボランティア活動の促進

a. 田園社会パートナーシップ基金 (Rural Social Partnership Fund)

1992年に田園開発委員会が開始した事業で、全国的なボランティア団体を対象に、田園地域の社会的な問題に対処する活動に出される補助金。そのねらいは、田園地域の社会的な問題に目を向かせるとともに、全国的なボランティア団体とのパートナーシップを形成することにある。活動内容としては、田園地域の子供や青年、高齢者、障害者、小さい子供をかかえて働く母親、低所得者など、弱い立場にある人々の援助を想定している。総事業費の50%を限度に、年間5万ポンド(約800万円)までの支援が受けられる。継続事業は3年が限度だが、この場合補助率に変化がある。

(例)・田園地域の女性の抱える問題への認識を高め、彼女達の意見を団体の活動に反映させるプロジェクトに対して、「全国女性団体連合会 (National Alliance of Women's Organisations)」に補助。

- ・田園地域の高齢者のニーズに合致した活動に対して、「ヘルプ・ザ・エイジド (Help the Aged)」に補助。
- ・田園地域に住む障害者にとって、コミュニティ・ラジオの果たす役割についての研究に対して、コミュニティ・ラジオ連合会 (Community Radio Association)に補助。

b. 田園地域社会協議会 (Rural Community Councils : RRCs)への支援

イングランドの各県単位に、田園地域社会協議会が結成されている。これは、田園地域の抱える問題に対処するためのボランタリーな団体で、県によって活動内容は多少異なるが、おおむね県内のパリッシュの統括、地域のボランティア団体への支援などをしている。田園開発委員会は、各田園地域社会協議会の活動経費の約半分を支出しており、残部は、地域の地方団体が負担している。

* 田園コミュニティのチャンス事業

(Rural Community Opportunity Programme)

経常的な支援のほかに、田園開発委員会は、各田園地域社会評議会から地域

の実情に則したプロジェクトを計画させ、優秀なものには別途補助金を出している。年間7プロジェクト程度が選ばれ、一つのプロジェクトあたり、平均約400万円が予定されている。

c. 環境のためのルーラル・アクション (Rural Action for the Environment)

1992年に、田園開発委員会、田園委員会、イングランド・ネイチャーの3団体の共同事業として開始。田園地域に住む人々自身による、小規模で自発的な環境保護活動を促進しようとするもの（リサイクル、コミュニティの森づくり、パリッシュの地図の改良、遊歩道の改善など）。単に環境保護を目的とするだけでなく、田園地域のグループの主体的な活動を通じて、田園地域の活性化を目的としているところに、この事業の特色がある。

ルーラル・アクションの活動を支援するため、各県ごとに、環境と地域活動の専門家（各種ボランティア団体、地方団体、個人の専門家など）のネットワークが形成されるとともに、2千ポンド（30万円強）の補助金が支給される。実施の主体としては、人口1万人未満のパリッシュ、既存のボランティア団体、新しく結成された地域のグループなどが考えられている。事業の実施にあたっては、県の田園地域社会協議会の監督を受ける。

② 特別後進地域の指定と援助

a. 田園開発地域 (Rural Development Areas)

経済的・社会的に後進地域と判断されると、田園開発地域に指定され、各種の補助金が受けられる。田園開発地域と田園開発プログラムの社会補助金（RDP Social Grants）については、P. 60, 61参照。

b. ルーラル・チャレンジ (Rural Challenge)

田園開発委員会は、1994年から、田園開発地域を対象に、ルーラル・チャレンジという新しい事業を開始した。衰退する大都市中心部（インナー・シティ）の再生を期して実施されている事業「シティ・チャレンジ」の田園版といえる。田園開発地域から、地域の特性に着目したユニークな事業を提案させ、優秀なものには、経常的な田園開発プロジェクト補助金に上乗せして「賞金」を出すというものである。実施主体は、民間、公共、ボランティアの各部門のパートナーシップによるものであることが必要である。1994年末に初めての選考が行われるが、毎年6事業、1事業（3か年事業）あたり総額100万ポンド（約1億6千万円）が得られる。

③ 個別の問題に対する支援

a. 住宅

*選択土地銀行事業 (Options Land Bank Scheme)

1992年から田園開発委員会が実施している事業。住宅建設に適切な敷地を確保するため、適切な住宅建設のために住宅組合 (Housing Association) に売却されるまでは、地主の土地売却権を制限させるもの。

* 田園住宅トラスト (Rural Housing Trust) と田園地域の住宅組合 (Rural Housing Associations)

小規模の田園地域の住宅ニーズに対応するため、田園住宅トラストは、田園地域の住宅組合を通じて、賃貸またはシェアするための住宅を供給している。1993年度には、住宅組合とトラストとの連携によって、500の住宅の建設が開始された。

* 住宅取得専門家プロジェクト (Housing Enablers Project)

田園開発委員会によって出資、田園地域社会協議会全国会議によって運営され、4つの県（デボン、エセックス、リンカーンシャー、ノース・ヨークシャー）においてパイロット的に実施された住宅プロジェクト。その目的は、田園コミュニティの住宅ニーズを調べ、住宅取得を可能にするための専門家 (Housing Enabler) を置き、その効果をテストすることにある。この結果、現在200を越える住宅が建設されている。

b. 交通

* 田園地域交通開発基金 (Rural Transport Development Fund)

運輸省の委託により、田園開発委員会が実施する事業。1976年の開始以来、330の田園地域の交通サービスの開設に寄与してきた。1992年の見直しにより、今後はコミュニティ・バス（注）に焦点を当てることになった。

（注） コミュニティ・バス

公共交通の不足を補うため、田園地域のコミュニティで運営されるミニ・バスサービス。地域のボランティア団体などが、運転手や経営のマネジメントなどを受け持つことが多い。

7. 自然環境と田園景観の保全に関する政策

(1) 自然環境と田園景観の保全の現状と政策の基本的な方向

①自然環境と田園景観の保全の現状

今日の英国の田園地域の独特的な景観は、基本的には、長い間の農業生産活動が形成してきた。広々とした耕地や牧草地、のんびり草をはむ羊や牛などの家畜たち、農地を区切る石積みの低い塀やヘッジロウと呼ばれる生け垣（18世紀後半から19世紀始めにかけての「囲い込み」の名残である。）など、いずれも英國農業が歴史をかけて築き上げてきた、他に比類のない景観といってよい。

また、自然環境と景観の保全については、英國は他の国の先駆者としての地位を誇る。それは、政府など公共部門の対応だけでなく、民間部門でも大きな動きを見せてきたことに特徴がある。例えば、早くも1895年には、今日世界的に有名な民間環境保護団体「ナショナル・トラスト」が設立されているし、1950年代からの人々の田園地域に対する関心の高まりにより、近年、環境保護のための草の根の活動が飛躍的に上昇してきている。

しかしその一方で、機械化や化学肥料の使用など農業手法の変化や、道路や住宅の建設を始めとする各種の開発により、伝統的な田園の景観が破壊されたり、野生生物が減少したりしているといわれる。政府文書「Action for the Countryside」では、その様子を次のように数字で示している。今日、こうした状況を改善するための活動の必要性が強く認識されるに至っている。

環境の損失

- ・1940年から1990年の間に、ヒースの丘陵は、3,481kmから2,697kmに減少。
- ・1984年から1990年の間に、8万5千kmのヘッジロウ（農地を区切る英國特有の生け垣）が喪失。
- ・いろいろな野生生物が住む草地は、50年前の3%に減少。
- ・2千万本のにれの木が、オランダにれ病（Dutch elm disease）のために喪失。
- ・1980年代終りの強風のために、1千9百万本の樹木が喪失。
- ・くいな（鳥の名前）の減少は著しく、絶滅の危機に瀕している。
- ・べにひわの雛（鳥の名前）が減少し、絶滅の危機にある。

② 政策の基本的な方向

イングランドとウェールズの田園地域の景観と自然環境の保護については、政府の外郭団体である田園委員会 (Countryside Commission) が中心的な責任を負っている。今日、田園地域と環境一般に対する政府と人々の認識の高まりにより、各種の施策が活発に展開されている。各種施策を分類してみると、次のような3つの基本的な方向がある。

a. 特別保存地域の指定

英国内の特に景観の美しい地域は、特別な指定を受け、地方団体が作成する開発計画や開発規制において、特別の考慮が義務付けられる。美しい景観を保護するため、他の地域と比べて、開発には特に厳しい条件が付される。また、開発規制のほかに、地域の特性を保護するための、各種の保存事業の対象となる。

特別保存地域にはさまざまなものがあるが、代表的なのは次の通りである。

ア. 国立公園 (National Parks)

イ. 特別自然美観地域 (Areas of Outstanding Natural Beauty : AONBs)

ウ. 国立美観地域 (National Scenic Areas : NSAs) (スコットランド)

エ. 遺産海岸 (Heritage Coast)

オ. 特別科学的重要地域 (Sites of Special Scientific Interest : SSSIs)

カ. 環境保全地域 (Environmentally Sensitive Areas : ESAs)

キ. 特別保存地域 (Special Areas of Conservation) (E C) など

b. 主として農業者及び大土地所有者などに対する政策

農業者と大土地所有者は、イングランドの田園地域の80%を管理しており、田園地域の景観と環境を保護するためには、彼らを対象とした政策が重要である。ことに、近年のE Cの農業政策の転換により、過剰生産に対処するための農業生産の抑制と、環境を考慮した農業が重視されている。

c. ボランティア活動の育成

英国は伝統的にボランティア活動の盛んな国であるが、近年、人々の田園地域の景観に対する関心が飛躍的に高まっている中で、これを有機的に組織し、自発的な保存活動を促進するような政策の重要性が認識されている。このため、ボランティア活動に対する経済的な援助を含めた各種支援策、情報提供、ネットワークづくりなど、多様な施策が展開されている。この結果、1992年の田園委員会の調査によると、同委員会が援助したものだけで、1年間に12万8千日の田園地域保存のボランティア活動が行われている。

(2) 具体的な施策

① 特別保存地域の指定

英国では田園地域を保護するための各種の指定地域がある。指定等による開発規制は、英國の田園保護政策の一つのあり方である。根拠法、保護対象などによってさまざまな指定地域があるため、ここではその概要を整理しておくことにする。

ア. 国立公園 (National Parks)

1949年国立公園及び田園アクセス法(National Parks and Access to the Countryside Act 1949)に基づき、イングランドとウェールズにおいて、環境省の承認を得て田園地域委員会及びウェールズ田園協会によって指定される。指定地域は、イングランドの8%、ウェールズの19%を占める。

その目的は、まず第一に、特に優れた田園地域の景観を保護することであり、第二に、戸外リクリエーションの利用に供することである。国全体の見地から、保存の価値があると判断される地域であるが、そのほとんどは私有地である。国は国立公園補足補助金(National Parks Supplementary Grant)を出すが、それは国が認めた支出の75%にあたり、残りは特定の国立公園の地域を管轄する県によって負担される。

1992年、政府は、これまで各公園ごとに設立されている国立公園管理事務所(National Park Authority)に独立した地位を与えることを決定し、これまでディストリクトが作成していたその地域の地方計画(local plan)の作成と、開発申請の処理・開発規制について、直接責任を持つことになった。

各国立公園管理事務所の任務には次のようなものがある。

- ・農家が公園内の農地を適切な方法で管理することを促進。
- ・公園監視員の設置。
- ・遊歩道の管理。
- ・公園の開発計画の作成と開発規制。(よりきびしい基準が適用される。)
- ・公園利用者のために情報や教育資料を提供。

イ. 特別自然美観地域 (Areas of Outstanding Natural Beauty : AONBs)

1949年国立公園及び田園アクセス法(National Parks and Access to the Countryside Act 1949)に基づき、環境省の承認を得て田園委員会によって指定される。指定地域は、イングランドの15%、ウェールズの4%を占める。(スコットランドについては、ウ. を参照)

国立公園とは、優れた自然景観を持つ点で共通するが、レクリエーションに適した広い地域に欠ける点で異なる。当該地域の景観保護については、地方団体の

作成する開発計画に位置付けられるとともに、きびしい開発規制が行われなければならない。

その目的は、専ら自然景観の美しさを保護することであり、レクリエーションへの利用促進は法的には義務付けられていない。しかし、景観や地域の農業等を損なわない範囲で、人々の要望に応じた使用は許されるべきであるとされている。

国立公園と異なり、法的な単独の管理事務所はないが、35の特別自然美観地域のうち20の地域において、地域がまたがる地方団体による共同の管理体制が置かれている。また、10の地域で、専門の職員が置かれている。地方団体は、当該地域内の特別自然美観地域の改善に対して、田園委員会から助成金を受けることができる。

ウ. 国立美観地域 (National Scenic Areas : NSAs)

スコットランド省によって指定される地域で、イングランド・ウェールズの特別自然美観地域に相当し、現在40地域が指定されている。地域内の開発規制について地方団体も責任を有するが、ある程度規模の大きい開発については、1991年に法律に基づいて設置された団体「スコットランド自然遺産 (Scottish Natural Heritage)」が責任を持つ。地方団体（県・ディストリクト）は、当該地域の美観の保護について、開発計画の方針を明記しなければならない。

エ. 遺産海岸 (Heritage Coast)

海に囲まれた英国では、美しい海岸線の保護は重要な課題である。現在、海岸線の1／3は既に開発されたといわれ、残る2／3をどう守るかが焦点になっている。このため、政府は計画政策指針「海岸線に関する指針」を作成し、地方団体が策定する開発計画の指導的基準として示している。

まだ開発されていないイングランドとウェールズの海岸線のうち、特に景観が美しいものについて、開発と訪問者による損害から守るために、地方団体と田園委員会が共同で、遺産海岸として指定。1994年春現在、45地域、1,525kmが指定されている。指定を受けると、当該地域の地方団体、土地所有者、ボランティア団体は、保護活動に対して、田園委員会から助成金を受けることができる。ちなみに、民間環境保護団体であるナショナル・トラストは、独自に約1千kmの海岸線を買入れ、その美観を保護している。

オ. 特別科学的重要地域 (Sites of Special Scientific Interest : SSSIs)

1981年野生生物及び田園法 (Wildlife and Countryside Act 1981)に基づき、政府の外郭団体であるイングリッシュ・ネイチャーとウェールズ田園協会によっ

て指定される。イングランドとウェールズにおいて、そこに生息する野性の動植物または地理的特徴が特に重要だと判断される地域で、現在約5,700の地域が指定されており、国土の約7%を占める。その内的一部は、国立公園や特別自然美観地域などと重なっている。ほとんどの地域は私有地であるが、土地所有者が当該地域に損害を与えるおそれのある行為を行う場合は、イングリッシュ・ネイチャーへの事前協議が必要とされる。その場合、代替手段が提示され、場合によっては補償金が出されるが、事前協議を怠った場合は、土地所有者には罰金が科される。

* 野生生物促進事業 (Wildlife Enhancement Scheme)

政府は、野生生物の保護のためには、単に地域指定するだけでなく、その適切な管理が重要であると認識し、S S S I s 地域の所有者の適切な管理に対し、助成金システムを開始。イングリッシュ・ネイチャーが実施。

カ. 環境保全地域 (Environmentally Sensitive Areas : ESAs)

農業の変化によって野生生物に及ぼす影響を考慮し、「環境にやさしい農業」をめざして、自発的に参加する農業者と大臣との合意によって指定される。(P. 45参照)

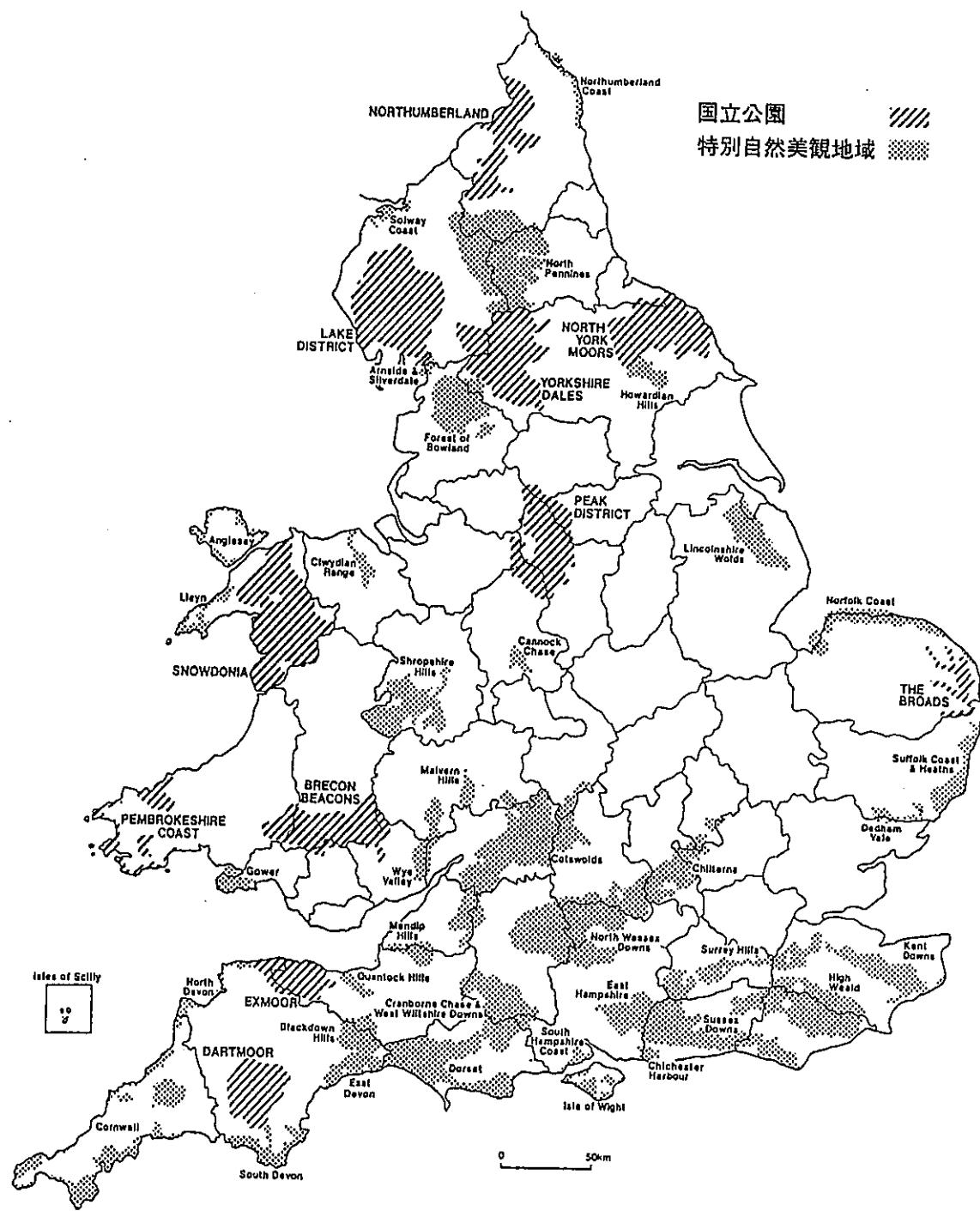
* 種の回復事業 (Species Recovery Programme)

イングリッシュ・ネイチャーが実施する事業で、多種の生物が豊富に生息する地域づくりを目指し、E S A 地域事業と併せて実施される。

キ. 特別保存地域 (Special Areas of Conservation)

1992年に出されたE C 指令「野生生物生息地指令 (Habitats Directive)」に基づき、E C 内で、生存の危機にある希少な生物を保護するために指定される地域。指定された地域は、E C 内で「自然2000 (Natura2000)」と呼ばれるネットワークが形成され、大きな効果が期待されている。

イングランドとウェールズの国立公園と特別自然美観地域



② 主として農業者及び大土地所有者に対する施策

ア. 田園地域の守り役事業 (Countryside Stewardship)

1991年、田園地域の土地所有者と農家等を対象に、田園地域の自然環境と景観を保存するとともに、一般の人々が楽しみのために利用する機会を促進することを目的として、環境省と農林水産食糧省によって開始。実施は田園委員会が担当している。

田園地域の下記の種類（注）の土地所有者（農家、土地所有者、地方団体、ボランティア団体など）は、田園委員会が適切と認める方法で10年間管理することを申し出ることによって、毎年助成金を受けることができる。また、学校の生徒を訪問させることを目的として、学校と長期の関係を持つ土地所有者には、付加的な助成金が出される（教育アクセス事業：Education Access Initiative）。

（注）対象となる田園地域

- ・白亜または石灰石の地盤の草地
- ・水辺の景観
- ・歴史的な景観（古い果樹園を含む）
- ・海岸線
- ・古い牧草地と牧場
- ・低地のヒース
- ・高台
- ・古い牧草地と牧場

イ. 生け垣保存奨励事業 (Hedgerow Incentive Scheme)

1992年、英国独特の田園地域の景観となっているヘッジロウと呼ばれる生け垣を保存することを目的として、田園委員会が開始。土地所有者と田園委員会との間の10年契約により、各種の生け垣の保存と改良に関する事業に対して助成金が出される。

（注）対象となる生け垣

- ・歴史的に田園地域の景観を特徴付けてきた生け垣
- ・野生生物の保護のために重要な役割を持つ生け垣
- ・今後の田園地域の景観に重要な役割を果たすと思われる生け垣
- ・高度のアメニティ的価値を提供すると判断される生け垣（遊歩道や水路に沿ったものなど）

ウ. 景観保存助成金 (Landscape Conservation Grants)

1970年代から開始された事業で、田園地域の景観の魅力を高める事業に対して出される助成金。田園委員会が実施。

助成金を受けるためには、まず地方団体（通常は県）が、地域の景観を改良するための計画を作成する必要がある。田園委員会はこれに対して助成金を支出するが、個々の農業者や土地所有者は、地方団体が実施する計画に基づいた景観改良事業に応募することによって、助成金を受けることになる。

（注）助成金の対象となる事業

- ・アメニティを向上させる植樹
- ・小規模の森の管理

- ・柳とはんのきの刈り込み
- ・池の保存と設置
- ・農地を区切る生け垣や積み石などの保存

③ ボランティア活動の育成

ア. 環境のためのルーラル・アクション (Rural Action for the Environment)

1992年、田園委員会、田園開発委員会、イングリッシュ・ネイチャーの3団体の共同事業として開始。その目的は、田園地域に住む人々が、地域の環境問題について自発的に行動を起こすことを援助することにある。事業のための基金は、田園地域社会協議会全国会議 (Action with Communities in Rural England) によって運営される。

事業を実施するためには、まず、地域のグループのための助言と情報の提供機関として、県単位に関係団体（ボランティア・公的団体）のネットワーク (Rural Action Support Network) が設立される必要がある。このために、ニュースレターや情報提供などのためのネットワーク支援助成金 (Network Support Grants) が用意されている。

一旦ネットワークが形成されると、地域のボランティアグループなどは、それが企画する地域の環境保護事業に対して助成金が利用できる。助成金の金額は、各プロジェクトの総経費の半額補助で2千ポンド（30万円強）まで。

イ. ボランティア・アクション (Volunteer Action)

ア. で述べたようなルーラル・アクション・ネットワークが形成されていない場合、または形成されていてもルーラル・アクション事業の補助が受けられなかった場合などに、田園委員会からボランティア団体に直接支出される助成金。一般に、事業費の50%までの補助が受けられる。

(注) 助成金の対象となる事業

・田園地域プロジェクト

景観の改良や遊歩道の改善など、田園地域を保護する実際的な活動を支援。

・田園地域ボランティア

実際的な田園地域での活動について、必要な器具、自動車、人件費などを負担することによって、ボランティアの人々を支援するもの。

・田園地域の情報と研修

リーフレットなど各種印刷物の発行や、各種研修事業などを支援。

ウ. グラウンドワーク (Groundwork)への支援

グラウンドワーク・トラスト (Groundwork Trust) とは、1980年代始めに田園委員会によって初めて設立され、その後全国各地で次々に設立されている官民一体の

地域環境保護団体である。個々のトラストをつなぐ全国組織としては、グランドワーク財団 (Groundwork Fundation)が設立されている。

対象地域としては、ことに設立当初は都市の周縁地域が考えられており、その理由として、都市と田園地域をつなぐこの地域が、環境保全と野外レクリエーションのために重要であることが認識されたことによる。現在、活動内容は多岐にわたるが、遊歩道の整備や都市近郊農業への支援など、田園地域に関わりが深いものが多い。田園委員会は、関係する活動に対して、通常50%の助成金を支出している。

8. 田園地域へのアクセスとレクリエーションに関する政策

(1) 田園地域へのアクセスとレクリエーションの現状と政策の基本的な方向

① 田園地域へのアクセスとレクリエーションの現状

英国人の田園レジャーの現状については、第一部「田園好きの英国人」で述べた。田園好きな英国人は、頻繁に田園に出かけ、数字にすると1年間にのべ16億回、一人あたりにすると、4週間に3.3回の割合で田園地域を訪れている（P. 8参照）。環境省が発行しているリーフレット「田園地域（The Countryside）」によると、人出がピークになる夏の日曜日には、1日で1,800万人も人が田園地域に繰り出すという。実際に英国人の3人に1人が、夏の休日を田園地域で過ごしていることになる。

上記のリーフレット「田園地域」によると、この10年間に、田園地域のレクリエーション施設は急増しており、こうした施設の利用者も増えている。しかし大多数の人々は、乗馬、自転車乗り、散歩、ピクニックなど、田園の新鮮な空気と景色そのものを楽しむために訪れており、中でも最も人気が高いのは散歩、それも近年ことに長距離の散歩（日本の山歩きのようなもの）への関心が高まっている。

こうした状況を支えるのは、英国の遊歩道の充実ぶりである。イングランドとウェールズだけで22万5千kmの遊歩道（うち76%は遊歩道（footpath）、20%は乗馬道（bridleway）、その他は側道（byway））が整備されている。遊歩道は、田園地域へのアクセスの最も基本的な手段と考えられており、現在、既存の遊歩道の整備とネットワーク化が進められている。

しかし一方で、静かであるはずの田園地域に大量の人々が押し寄せることによって、環境破壊をもたらしている面もある。たとえば、大量のごみ、自動車の排気ガスと騒音、混雑、レクリエーション施設の開発のための景観破壊など。これに対しては、田園の静寂さを求める人々から、こうした傾向に強い批判が出されている（P.26参照）。政府も、田園アクセスとレクリエーションを促進する上で、環境に配慮することの必要性を強調している。

② 政策の基本的な方向

ア. 遊歩道の整備

田園アクセスの最も基本的な方法として、遊歩道がある。1988年に田園委員会は、イングランドとウェールズの遊歩道の状況調査を行ったが、これに基づき、イングランドの既存の遊歩道約19万kmについて、2000年までにより利用しやすい状態に整備することを決定。具体的には、道路行政を担当する地方団体や、土地所有者、農業者、ボランティアなどの協力によって、遊歩道の存在の明確化、広報、

歩きにくい場所の補修など、一般の人が利用しやすいよう整備することを指す。これに呼応して、地方団体の遊歩道関連支出額は、1986年から5年間に倍増している。一般遊歩道に比べてより長い距離のものは国定遊歩道（National Trail）として指定を受けており、現在約3,500kmが指定されている。

イ. 田園地域の土地への一般人のアクセス

囲いのない広々とした田園の土地に、人々が自由にアクセスできる一般的な権利はないが、多くの土地所有者は、何らかの形で通行を認めている。計画担当の地方団体は、土地所有者との合意によって、一般の人々がアクセスできるよう努める権限がある。イングランドとウェールズには、約60万ヘクタールの共用地（common land）があり、このうち1/5には、一般のアクセスが認められている。

ウ. 環境に配慮したマネジメント

散歩など静かな利用に限らず、マウンテンバイク、ゴルフ、ボートなど各種スポーツやテーマ・パークなど、田園に対するさまざまな要求があり、これに呼応して、民間開発業者による開発も盛んになってきている。こうした多目的な田園の利用は、利用者相互間に摩擦を生じることもあり、田園の環境を守るためにも、注意深いマネジメントが求められている。

田園委員会の調査によると、多くの人は田園地域の訪問に慣れてきて、レクリエーション施設よりも、自発的にできる活動の多様化と、活動範囲の拡大に关心を持つようになっている。このため、1992年に田園委員会は、田園のレクリエーション施設の開発には財政的支援を行わないことを決定。その代わりに、より広い地域にアクセスできるような施策（遊歩道やパンフレットの充実など）を促進することにしている。

(2) 具体的な施策

① パリッシュ遊歩道パートナーシップ

田園委員会は、2000年を目標として、すべての遊歩道の存在を明確化するとともに、利用しやすいよう改良することを目指している。この一環として、1992年に田園委員会は、全国パリッシュ協議会の協力を得て、パリッシュ遊歩道パートナーシップ事業を開始した。そのねらいは、遊歩道を改善する場合に、地域に住む人自身の知識と意欲を活用しようとすることがある。

事業の実施を希望する地方団体は、田園委員会の助成金によって、助成金の管理、助言、地域のグループの研修などを行う専門担当者（Parish Paths Liaison Officer）を指名。遊歩道の整備活動の実施を希望する地域のグループ（原則としてパリッシュ）は、この担当者との合意によって事業を開始することができる。パリッシュに期待される活動内容は、地域内の遊歩道の状況調査、雑草の刈り取り、標識の設置、リーフ

レットの発行による広報、ウォーキング・ガイドの実施など。1993年までに25の地方団体が実施しており、94年度には30団体以上の実施が見込まれている。

② 国定遊歩道 (National Trails)の設置と整備

全国的な価値を持つ、長距離の遊歩道については、田園委員会は国定遊歩道として指定を行うとともに、その管理に対して地方団体に助成金を交付している。具体的な管理活動としては、遊歩道のメインテナンス、利用者のための駐車場などがある。

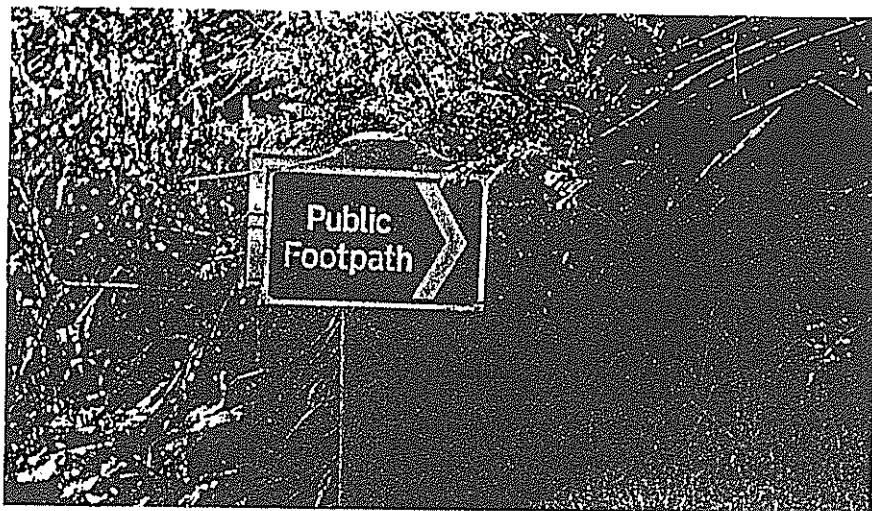
③ 田園を楽しむための情報助成金

田園委員会は、田園地域を楽しむための情報提供や、訪問者が充実した田園滞在ができるよう、田園地域の基盤整備を行うことに重点を置いている。

このため、田園委員会は、田園地域には多くの楽しみの機会があることを訪問者に理解させるような活動に対して助成金を交付。ただし、環境保護に配慮した適切なものであることを要する。地方団体、ボランティア団体が応募できる。

助成金の対象となる活動には、次のようなものがある。

- ・田園地域の魅力やそこで行える各種活動についての情報提供(印刷物、電話、メディアを利用した広報など)。
- ・田園地域までの公共交通サービスについての情報提供。
- ・現場での各種説明のための施設。
- ・頻繁に訪れるこのない人の訪問機会を促進するようなサービス。
- ・田園地域のレクリエーション・観光価値を高めるようなプロジェクト。
- ・田園地域の訪問者が起こす問題点に対処するため、節度ある態度を呼び掛けるプロジェクト。



利用者のために整備されている遊歩道の標識

9. 田園観光に関する政策

(1) 田園観光の現状と政策の基本的な方向

① 田園観光 (rural tourism) の現状

まず観光を総体として見た場合、1950年代前半からその上昇は著しい。英國では、1968年から1988年までの20年間に、国内の経済全般が停滞している中で、観光による可処分所得は63%も上昇している。世界観光機構 (World Tourism Organization) の予測によると、西暦2000年までに、観光は世界最大の産業となると予測されている(下線部は観光促進の分野でよく使われる決まり文句である)。

田園観光は、19世紀から関心を持たれていたが、1970年代あたりから、めざましい成長を見せてきた。19世紀以前の田園観光が上流階級の娯楽の傾向であったものが、戦後の自家用車の普及などによって、大衆化、大量化したところに特徴がある。こうした傾向は先進諸国に共通しており、経済協力開発機構 (O E C D) は、今日の観光産業の成長が一種のファッショナル要素を持っている中で、田園観光は、より長期的な、足が地に着いた分野であると分析している。

イングランドでは、宿泊を伴う観光客の20%は田園に宿泊しており、またすべての日帰りのレジャーのうち、27%は田園に出かけている。これらを合わせると、1年間にのべ2億2,500万日の田園滞在があり、これが27億ポンド(約4,320億円)の収入と、フル・タイムだけで約8万人の職を生み出している(注1)。

イングランドの田園地域における観光の量と価値

(注1)

	回数(百万)	宿泊数(百万)	支出額(百万£)
英国人観光客	14.9	60.1	1,297
海外観光客	1.1	12.5	490
日帰りの訪問	149.6	—	893

資料: The Economy of Rural England (Rural Development Commission 1993)

1970年代の始めから、停滞する農業収入を補い、農場雇用者の半失業状態を救済するため、田園を利用したビジネスが進められてきた。近年は、過剰生産を抑制しようとするECの農業政策のために、英國農業は縮小を迫られており、こうした事態に対応するため、農家の多角化への取組はますます重要になっている。エクセター大学の調査 (Exeter University Surveys 1989/1991)によると、40%を越える農家が何等かの多角経営を手掛けており、そのかなりの部分が観光やレクリエーションに関わるものである(注2)。平均手取り収入は、一農家あたり年間2,300ポンド(約37万円)

と多くはないが、今後も田園観光は、農家の副収入として重要な要素であることは間違いない。

タイプ別農家の多角経営 (注2)

多角経営のタイプ	%
農業サービス（契約によるサービス提供）	21.8
*宿泊施設（民宿、キャンプ場経営など）	19.7
*乗馬関係	11.0
*農作物利用関係（観光農園など）	10.7
*リクリエーション	9.8
大規模な商業的取引	8.8
*家畜関係（小型家畜農場、珍種の家畜繁殖など）	8.2
手工業（軽工業）	1.3
その他（土地・建物の賃貸など）	8.7

資料：Farm Management vol 7 Nov 1991

*は、観光との関係が深いものを指す。

（参考）田園観光が伸びている原因—O E C Dの分析による14の「鍵」

一高学歴化

一般に高学歴の人ほど田園地域を訪れる傾向がある。

一人為的・自然的文化財への関心の高まり

余暇時間の増大と可処分所得の増加

交通と情報の発展

高速度の交通手段の発展、自家用車の普及、FAXの普及などにより、遠隔地であることは、障害であるよりもむしろセールス・ポイントとなってきている。

健康への関心の高まり

伝統的な海岸リゾートは、日光による皮膚ガンの危険性などが指摘されている一方で、田園地域は、多様な戸外スポーツや新鮮な空気を提供する健康的な場と考えられている。

戸外ファッションの実用性・デザイン両面の向上

自然食志向の高まり

環境保護への関心の高まり

本物志向の高まり

一 平和と静寂さへの欲求

ストレスの多い現代人には静寂さが人間性回復の源となる。

一 元気な高齢者の存在

高齢者は田園志向が強い。

一 体験学習型旅行への関心の高まり

一 個人主義志向の高まり

小規模な田園観光は、個人主義的な観光の好みに合致。

一 田園観光プロジェクトを支える田園地域の各種団体の存在

② 政策の基本的な方向

a. 田園地域の観光の原則 (Principles for Tourism in the Countryside)

1989年、田園委員会、イングランド観光局は共同で「田園地域の観光の原則」を探査、その後田園開発委員会もこれを支持し、三者合同の確認事項となっている。三者はそれぞれの立場から、この原則に従った田園地域の観光政策を進めることで一致している。

* 楽しみ (Enjoyment)

田園地域の観光は、田園地域の持ち味それ自体—美しさ、文化、歴史、野生生物—を楽しむような活動促進を第一の目的としなければならない。

* 開発 (Development)

田園地域の観光開発は、保存とレクリエーションの2つの目的に合致するものでなければならない。これは次のような方法によって可能である。例えば、歴史的建造物を新しく利用すること、農場を多目的に利用して農家に副収入をもたらすこと、利用されていない土地の利用、田園へのアクセスの機会を拡大することなど。

* デザイン (Design)

新しい観光開発にあたっては、その計画、デザイン、場所、管理方法などが、地域の景観を損なわず、それを高めるような方法を追及しなければならない。

* 田園地域の経済 (Rural economy)

観光への投資は、田園地域の経済を支えるものでなければならない。しかし、対象地域はこれまでよりできるだけ広がりを持たせるとともに、混雑と環境破壊を避け、経済的利益などを幅広くもたらすよう、ピーク時を外した観光の促進に努める。

* 保存 (Conservation)

田園地域の観光によって利益を得るものは、保存とレクリエーションに関する

政策に対する政治的、実務的な支援を行うことによって、最も重要な資源である田園地域の、保存と価値の増進に寄与しなければならない。

*マーケティング (Marketing)

観光産業による各種印刷物、情報、マーケティングは、人々の田園地域に対する理解と関心を深め、より楽しめるようなものにするよう努めなければならない。

b. 保存的な観光のための7つの原則(Seven Principles for Sustainable Tourism)

1990年に雇用省は、「観光と環境のためのプロジェクトチーム (Task Force on Tourism and Environment)」の結成を発表。このチームは国の各省、地方団体、ボランティア組織などの代表で組織され、観光開発と環境保護との統合をめざして、そのあり方について調査を行った。その結果は、1991年に「環境と観光－バランスの維持 (Tourism and the Environment—Maintaining the Balance)」というレポートによって発表されたが、この中で次に掲げる「保存的な観光の7つの原則」を示している。

a. の原則に比べると、「環境」がさらに前面に出た内容であり、観光開発の手法に対して強い配慮を求めるものになっている。

一環境は、それ自体本来的な価値を持ち、観光資源としての価値にまさるものである。将来の世代にこの環境を楽しんでもらうためには、長期的な視点から保存が行われなければならず、決して短期的な観点から判断してはならない。

一観光は、訪問者のみならず、地域のコミュニティに利益をもたらす肯定的な活動であることが認識されなければならない。

一観光と環境との関係は、長期にわたって安定したものでなければならない。観光は、資源を破壊し、将来の楽しみを損ない、容認できないインパクトをもたらすものであってはならない。

一観光活動と開発は、その地域の規模、自然と特性を配慮しなければならない。

一どの地域においても、訪問者と、地域およびコミュニティとの間のニーズの調和を図らなければならない。

一動的な世界において、いくつかの変化は必然的なものであり、また変化は利益をもたらすものである。しかし、変化への適応は、ここに掲げた原則を損なうものであってはならない。

一観光産業、地方団体、環境保護団体は、上に掲げた原則を遵守する義務を負うとともに、これらの原則を実現するため、相互に協力を買う。

(2) 具体的な施策

① 田園地域の経済の活性化を目指した観光促進

a. 農園多角経営促進助成金 (Farm Diversification Grants Scheme)

農業水産食糧省が実施する事業で、農家の多角経営を促進するため、既存の農園や農業関係建物を利用して何等かのビジネスを始めようとする農業者に対して支援される。

一般の農業者には総経費の25%が限度であるが、若年の農業者には31.5%まで拡大される。

b. 田園開発委員会による各種事業と観光及びレジャー助成金 (Tourism and Leisure Grants)

田園開発委員会は、田園地域の経済活性化のための施策を展開している。こうした事業の一環として、小規模な観光開発を中心として各種援助が行われている。

観光及びレジャー助成金は、このうち特に観光関係に焦点を当てたもので、小規模な民間ビジネスに対して、総経費の30%までの助成が行われ、田園観光とレジャーの開発に関する専門家のアドバイスも受けられる。ある程度大規模なものについては、大規模事業補助金 (ACCORD, P 62参照) があるが、田園開発地域に限定される。

c. イングランド観光局による各種事業

イングランドの観光の促進については、イングランド観光局が中心的な役割を担っている。しかし、観光開発に対する経済的支援については、以前は行われていたものの現在は廃止されており、その代わりに、地方団体と観光産業との協力関係の促進を行っている。

d. 農場休暇協議会 (Farm Holiday Bureau)

安価で、質の高いサービスの提供をめざした宿泊施設を経営する農家のグループで構成される、全国的なネットワーク。構成員の個々の農家は、全国81の農場休暇グループ (Farm Holiday Groups) に所属しており、政府観光局の視察を受けるとともに、協議会が指導するより厳しい品質基準によるコントロールを行っている。協議会は、農村宿泊の経営の促進や、そのための研修、あるいは政府や外郭団体との連絡調整なども行う。

② 環境に配慮した観光促進

a. グリーン・ライト (Green Light) - 観光事業者への環境保護啓発

保存的な観光の7つの原則を具体化するため、観光事業者を対象に、観光開発やマネジメントを行う場合の環境に配慮する手法の指針を示す。田園開発委員会、イングランド観光局、田園委員会三者のパートナーシップによって作成されている。

観光業者にとって、ビジネスを行う上で環境に配慮することの重要性を示す。例え

ば人々の関心が環境保存に変化しており、過大な観光開発へは批判があることを指摘、具体例として、地中海沿岸のリゾート地の人気低下を挙げる。また、環境に配慮した観光開発がビジネスにもたらす利点を挙げるとともに、野生生物や地域のコミュニティへの配慮、職員研修などの具体的な方法を示している。

1992年末から、イングランド観光局の下にある地方観光局に「グリーン・ツーリズム担当者(Green Tourism Officer)」が置かれ、保存的な観光の実施を目指すプロジェクトの補助を行っている。担当者の仕事としては、民間の観光産業の関心を、単なるビジネスから環境に向けることが大きな割合を占めており、具体的には、関係者の研修や啓発が行われている。

(参考) グリーン・ツーリズムは一般的には田園観光の意味で使われることが多いが、厳格には、イングランド観光局と田園委員会が共同で開発した、「環境に配慮した観光」を目指す政策である。また環境サミット以来、「保存的な観光(sustainable tourism)」という呼称も定着してきた。ちなみに、田園観光一般は rural tourism と呼ばれ、このうち農家に関係の深いものは farm tourism または agricultural tourism と呼ばれることがある。

b. 地方観光財産トラスト (Local Tourism Heritage Trust)

一人では改善することのできない地域の環境を共同で保存することによって、より多くの観光客を誘致することを目標として、地域の田園観光に携わる人が共同して設立するトラスト。この実施にあたってのガイドラインを、イングランド観光局と田園委員会が共同して作成している。

趣旨に賛同する地域の観光業者は、毎年資金を出し合い、また宿泊料や入場料等にトラスト寄付額を上乗せして観光客からの寄付を集め(観光客にはこのことを明示する)、これらを利用して、環境改善プロジェクトを行う。従来地方団体がこうした責任を負っていたが、近年の財政圧迫により責任を果たせなくなっていること、よい環境を楽しむためは観光客はこうした寄付を喜んで行うことが背景にある。



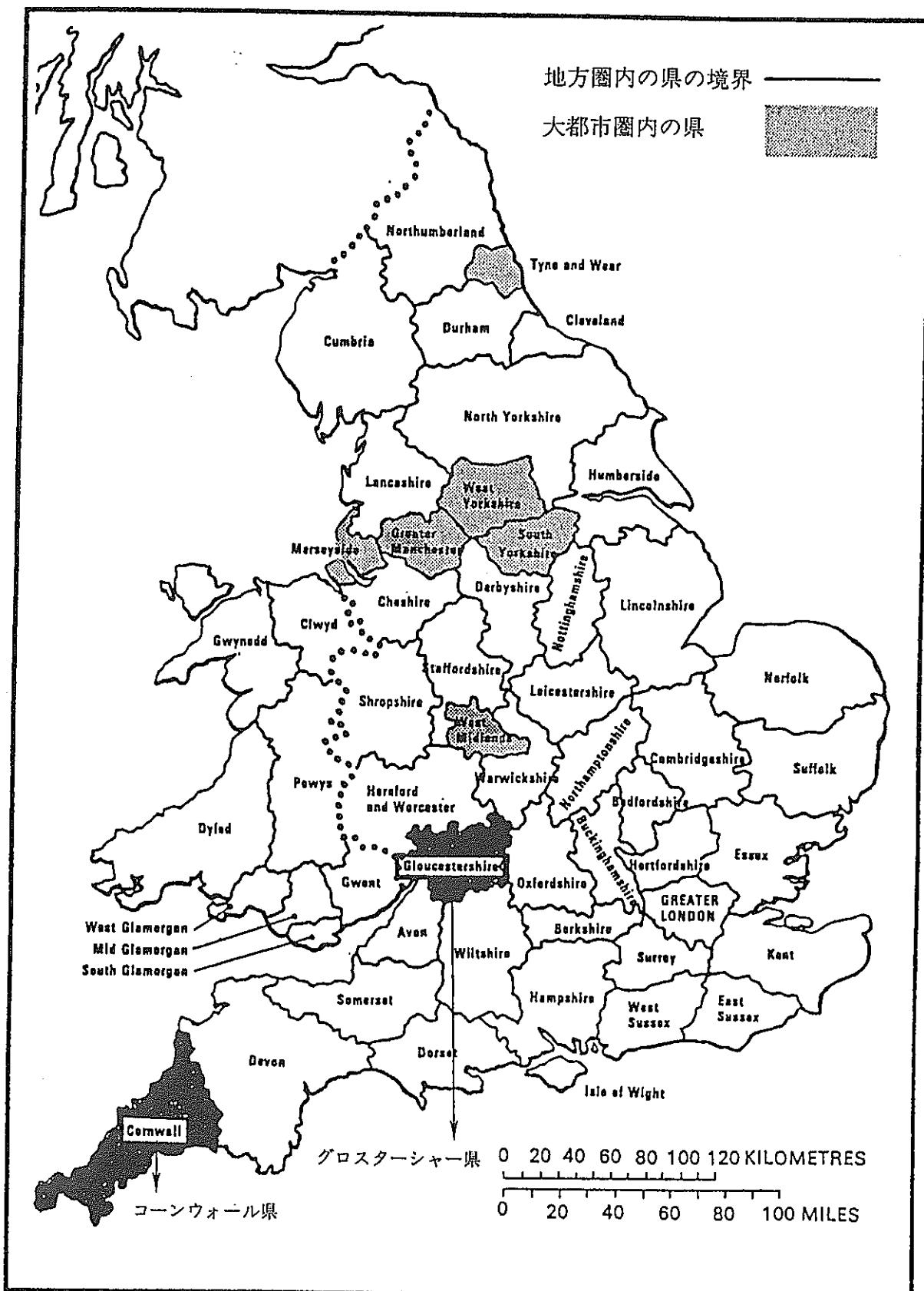
III. 英国の田園地域の実情





(地図 1)

イングランドとウェールズの県



(地図 2)

英国の「地方 (Region)」

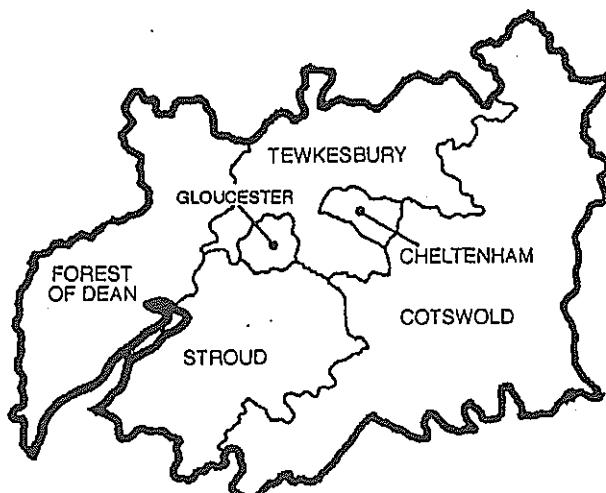


1. グロスター・シャー県

(1) グロスター・シャー県の概要

① 基本的な事項

a. 人口	541,000人 (年平均0.64%増加している。)
b. 面積	2,655平方キロ
c. 政治的バランス	
自由民主党（中道）30、労働党 20、保守党 11、無所属 1、その他 1	
d. 県都グロスターとロンドンとの距離	約160km
e. 高齢化率（65歳以上）	17.0%
f. 年金受給者（男性65歳以上、女性60歳以上）の人口比	20.0%
g. 年金受給者だけの世帯	26.1%
h. ディストリクト数（市町村に相当）	6



g. 県の特徴

グロスター・シャーは、グロスターとチェルトナムの2都市を中心とした、比較的都市的機能を備えた県の中央部、伝統的に鉱業が盛んであったが現在は衰退している西のフォレスト・オブ・ディーン、特別自然美観地区に指定されている東のコッツウォルドと、大きく3つの地域に分けることができる。

高速道路や鉄道などの交通網に恵まれていること、いくつかの大企業の本社があるだけでなく、近年いくつかの企業の本社が移転していることなど、産業・雇用の面では比較的明るい状況にある。また、ここにグロスター・シャーは歴史的・文化的な観光資源、コッツウォルドを中心とした特に美しい自然景観などによって、観光は県の第3の産業となっている。一方、伝統的に大きな割合を占めていた農業や鉱業

の停滞、また近年の防衛費の削減に伴う軍の基地の閉鎖などは、田園地域の経済にも深刻な影響を及ぼしている。

② 田園地域に関する特記事項

a. フォレスト・オブ・ディーン田園開発地域 (P 63参照)

(Forest of Dean Rural Development Area)

ア. 地域の特色

1984年、田園開発委員会によって田園開発地域に指定された。1993年度の見直しによって、1994年4月から、指定範囲はフォレスト・オブ・ディーン・ディストリクトのほぼ全体をカバーする地域に拡大された。

この地域は、他の田園開発地域と比べるとユニークな特色を持っている。一般に田園開発地域では農業が重要な要素を占めているが、フォレスト・オブ・ディーンでは、製造業を中心である。このため、この地域は、都市と田舎の性格が混在しているといわれる。伝統的に炭鉱などの鉱業や製造業が盛んな地域であったが、近年の産業構造の変化に伴い、多くの雇用機会を失ったことによって、田園開発地域に指定されることになった。人口密度も、県内の他の地域と比べると高い。これも他の田園開発地域と比べるとユニークな点である。

(参考)	人口密度 (人/km ²)	他の県の田園開発地域
フォレスト・オブ・ディーン田園開発地域	201	デボン 50
コッツウォルド・ディストリクト	63	ハートフォード 40
グロスター・シャー・カウンティ	199	ハンバーサイド 70

イ. 田園開発プログラム委員会— [対等のパートナーシップ]

田園開発地域の指定を受けると、田園開発プログラム委員会を結成し、3年間の田園開発戦略と、毎年の事業計画を作成する必要がある。フォレスト・オブ・ディーン田園開発プログラム委員会は、下記のような構成になっている。この事業では、こうした官民によるパートナーシップが重要な意味を持っている。

日本でも同様の委員会はよく見られるが、実質的に県が主導権を握っていることが多い。グロスター・シャー・カウンティの計画部局を訪問して、「実質的にはどこが音頭を取っているのですか。」と質問してみたが、まず質問の趣旨がよく理解できないようであった。日本の事情を説明してやっとわかつてもらった後、「議長は県ですが、別にどこがリーダーシップをとっているわけでもなく、皆が知恵を出し合っています。」という返事が返ってきた。

・フォレスト・オブ・ディーン・ディストリクト (町役場)

- ・グロスター・シャー県（計画部局、青少年・コミュニティサービス部局）
- ・グロスター・シャー県田園地域社会協議会
- ・農業水産食糧省
- ・田園開発委員会
- ・ロイヤル・フォレスト・オブ・ディーン・カレッジ
- ・グロスター・シャー県訓練企業協会

b. コツツウォルド田園地域雇用プログラム [農業と防衛産業の衰退への対応]
(Countryside Employment Programme in the Cotswolds)

田園地域雇用プログラムは、農業の停滞に伴う問題解決にあたるため、1992年に田園開発委員会によって始められたパイロット事業である。全国で3地域が指定されたが、グロスター・シャー県のコツツウォルド地域は、そのうちの一つである（P65参照）。

プログラムは、2つの分野にターゲットを置いており、一つは離農する人に対する対策である。コツツウォルドは、ECの農業政策により毎年5%の農業者の減少があり、今後3年間に400の職が失われると見込まれている。もう一つは、軍の基地等の閉鎖に伴う防衛関係の転職者への対応である。地域内の基地の閉鎖により、1994年秋までに500の職が失われる予定で、関連した仕事に従事している人への影響も大きい。

田園地域雇用プログラム指定地域内の人団は、1981年から1991年の間に、11%も増加している（最も増加した集落は31.0%も増えている）から、「過疎」とは異質の問題であることがわかる。

c. グロスター・シャー県田園戦略 (Rural Strategy for Gloucestershire)

地方団体は、県・ディストリクトそれぞれ、開発計画（土地利用計画）の作成が法的に義務づけられているが、これは田園地域だけを対象としたものではなく、基本的には地域内の開発（規制）を目的としたものである。しかし、近年の田園地域に起こっている変化へ対応するためには、開発（規制）だけではなく、より多岐な分野を統合するアプローチが必要であることが認識されてきており、県が独自に「田園戦略」を作成する例が最近増えてきている。

グロスター・シャー県でも、1992年9月に、県庁の計画部局が、県内の関係者で構成された助言者グループの協力を得て作成している。もともと、自発的なものであるから法的な強制力はないが、田園政策に対する全県的な姿勢を示したものといえる。

グロスター・シャー県の田園地域に対する基本的な戦略目標は次のように示される。

「田園地域のユニークで多様な持ち味を、ただ保護するだけでなく、保存的な社会・経済的枠組みの中で、高めていく必要がある。」

この目標は、「保存的な枠組み」という条件付きながら、「ただ保護するだけではない」というところに、政府関係文書などとは違ったニュアンスが感じられる。

また、地方団体やボランティア団体などによってそれぞれ独自に活動が行われがち

であったのを、よりネットワークを強化し、相互に連携がとられることを目指している。

(2) グロスター・シャー田園地域社会協議会(Gloucestershire Rural Community Council : GRCC) と田園パートナーシップ

グロスター・シャー県の「田園地域に関する特記事項」で3つの重要な事例（フォレスト・オブ・ディーン田園開発地域、コッツウォルド田園雇用プログラム、グロスター・シャー県田園戦略）を紹介したが、このいずれの企画にも関わっている唯一のボランティアな団体がグロスター・シャー田園地域社会協議会である。この団体はイングランドのすべての県で、田園地域社会の活性化のために大きな役割を果たしている。

グロスター・シャー県を訪れてみて、県やディストリクト、地元の高等教育機関、地域のボランティア団体、パリッシュなどと幅広い連携を持ち、地域のために熱心な活動を行っている田園地域社会協議会の活躍ぶりが非常に印象的だった。ことに、その幅広いパートナーシップは、日本の地域活性化を考える上でも参考になると思われる。ここでは、英国の田園地域の実情を探るために、田園地域社会協議会の活動を紹介してみたい。

① 田園地域社会協議会とは何か

田園地域社会協議会は、田園地域に住む人々の暮らしを向上させることを目的として、地域の各種団体に対して実際的な援助を行う、法律等に基づかない団体。1920年にオックスフォードで結成されたのを皮切りに、現在はイングランドすべての県で組織されている。グロスター・シャー県では1923年に設立されており、全国で2番目の古い歴史を誇っている。1970年代から、田園開発委員会から運営経費が出されるようになるなど、田園地域の活性化に果たす役割への期待が高まっている。

各県の田園地域社会協議会は（ただし、すべての県の田園地域社会協議会が「rural community council」という名称を使っているわけではない）、住宅、交通、公民館活動、福祉活動などについて、地域社会の自発的な活動を促進している。このため、地方団体や民間企業、ボランティア・グループなど、各種団体との幅広いパートナーシップを持ち味として活動するところに特徴がある。

なお、1987年には、全国の田園地域社会協議会の連合団体である田園地域社会協議会全国会議（Action with Communities in Rural England : ACRE）が設立された。ACREは、傘下の協議会に対して、情報提供や研修などを行うとともに、国に対して田園地域の問題の理解を得るために、さまざまな働きかけを行っている。

(参考) グロスター・シャー田園地域社会協議会の1992年度の収入

<u>補助金</u>	グロスター・シャー県	£ 51210 (約 850万円)
	田園開発委員会	£ 69914 (約 1150万円)
:	2つのディストリクト	£ 20000 (約 330万円)
	田園開発地域指定助成金	£ 21914 (約 350万円)
<u>事業収入</u>	パリッシュ協議会運営費	£ 15644 (約 260万円)
	その他	£ 2077 (約 30万円)
<u>その他</u>	預金利息・寄付金等	£ 16737 (約 270万円)
	合 計	£ 199170 (約 3300万円)

② 役員の顔ぶれ

グロスター・シャー田園地域社会協議会の1992年度報告書では、役員の名前とそれぞれの紹介がしてあり、これが興味深いので紹介してみたい。

会長 Mr Workman : グロスター・シャー県生れ。ケンブリッジとオックスフォードで森林学を修める。1950年からナショナル・トラストの森林保存アドバイザー。

副会長 Mrs Everitt : 1970年に長年の海外生活を終えてグロスターに帰郷。パリッシュ議員、県議会議長などを経て現在も地域団体で活躍中。

Miss Trotter : チェルトナム・グロスター・カレッジ・ダイレクター。テクノロジー、教育、マネジメントの教育資格を持つ。

Mr Gliffith : ウェールズ大学で農業科学を修め、1948年にグロスター・シャー県に移住。グロスター農業カレッジで教える一方、1958年にグロスター田園産業協議会に参加。後に同会長。

議長 Mr Owen : 都市計画専門家。過去20年間グロスターで高等教育に携わっており、現在チェルトナム・グロスター・カレッジで教鞭を取る。ハンガリーの大学の名誉教授でもある。

副議長 Mr Maitland-Hume: ロンドンの中心、シティで国際的な株式仲買人としてビジネスをスタートした後、1971年にグロスター・シャー県に移住、コッツウォルド・ディストリクトの議員として活躍。

委員 Mr Bowden (抄) : 生まれも育ちもグロスター。1980年からグロスター教区の田園アドバイザーとなり、グロスター教会田園グループを結成。

Mr Davison : 農業士。グロスター県議会議員。

- Mr Godman : ケンブリッジで学んだ後、1945年に戦争に参加。1952年にオックスフォード県で農業を始め、その後グロスター・シャー県に移って農業に従事。ディストリクト議員。
- Mr Hamel : 弁護士。1939年戦争開始後、南アフリカで従軍。その後アフリカ等を移動し、1963年帰国。全国パリッシュ協議会に勤めた後、現在グロスター・パリッシュ協議会会长。
- Ms Howell : ケント県で育ち園芸家としての訓練を受ける。結婚後サマセット県でレストランを経営。さまざまなボランティア活動に従事し、現在グロスター県婦人会幹部、パリッシュ議長。
- Mr Jerrard : ブリストルとロンドン大学で学び、高等教育機関で教員や計画担当者の養成に長年携わってきた。地域の歴史に詳しい。ニューヨーク州立大学の名誉教授でもある。
- Mr Miller : 1958年にグロスター・シャー県財政課職員として移住。県事務総長退職後、田園地域社会協議会議長、県高齢者住宅協会会长などさまざまな役職をつとめている。
- Ms Nicholson : 結婚を契機にグロスターに移住して一人娘をもうけ、その後地域婦人会に加入して活躍、現在は会長を務める。

③ ステファン・ライト事務局長 (Mr Stephen Wright)へのインタビュー

そもそも、グロスター・シャー田園地域社会協議会との出会いは、事務局長のライト氏との出会いに始まる。1992年冬、自治体国際化協会ロンドン事務所会議室で、英国のボランティア活動についての講義をしてくれたのを契機に知り合い、これまで何度かグロスター・シャーまで、田園地域の問題についての研修にでかけた。

彼は、快活かつ冷静で、非常に親切でよく気をつかい、ひげだらけの顔と深い美声が印象的な人である。田園地域の問題を深く理解し、いかに人々を巻き込みながら地域を活性化するかに、いつも心を砕いている。

1994年6月に、グロスター・シャーのB&Bの女主人にインタビューに出かけた時、どちらかといえば不愛想な彼女が、「スティーブン(ライト氏の名前 Stephen は英国では一般にこう呼ばれている)はとても人気がありますよ。まるで皆の Father のような存在です。」と言っていたのがとても印象に残っている。

英國でも、「人」の持つ力は大きい。特に田園地域であればあるほど、個人の力量は、政策の実現を左右するほどの重要な意味を持つ。私は、ライト氏の個人的な資質に興味を覚え、彼の田園地域の問題への考え方等についてインタビューしてみた。

日 時 : 1994年6月13日(月) 10:00~12:00
場 所 : グロスター・シャー田園地域社会協議会事務局

[個人的な背景について]

- ー私は生まれも育ちもグロスター・シャー県ではありません。生まれはサリー県（ロンドンの南西部）で、1歳半の時両親についてアメリカに渡り、その後帰国して、主としてデボン県で育ちました。
- ー大学（ロンドン大学）では、プロの俳優を目指して演劇を専攻しました。しかし卒業後、俳優にはならず、他の仕事につきました。数年その仕事をした後、再度カレッジに戻り、自然、ことに森林の勉強をしました。この勉強はとても楽しく、今日の田園とのつながりは、このあたりから始まったといえます。
- ーもちろん、他の英国人と同様、子供のころから自然には親しんでいました。家族で田園の散歩によくでかけましたし、田園が好きでした。
- ーカレッジで森林を勉強しましたが、英國の教育制度の欠陥のため、私には科学的な知識が非常に不足しています。このため、森林の保存等についての科学的に研究することはできませんでした。
- ーその後デボン大学で、マネジメントの勉強をしました。これは、マネジメントの資格がないといい仕事に就きにくいからです。1年の勉強後ディプロマ（学士と修士の中間にあたる）を取得しました。
- ーまずデボン県で自然保護のトラストに就いた後、スタッフォードシャー県の田園地域社会協議会事務局長の職を得ました。ここで3年半働いた後、1984年にグロスター県に移ってきたのです。

[グロスター・シャー田園地域社会協議会について]

- ーグロスター・シャー県の田園地域社会協議会は、事務局長として大変やりがいがあります。設立が1923年で、オックスフォード県に次いで全国2番目の歴史を持っていますし、地域社会のイニシアチブがとりやすい体制になっており、何より地域の基礎的な団体であるパリッシュの県協議会の事務局長も兼ねているからです。
- ー田園地域社会協議会がパリッシュ協議会と兼ねているのは、必ずしも一般的ではありません。イングランドの他の38の県の協議会のうち、確か24~5は別組織になっているはずです。
- ーこの協議会の職員を募集する時、例えばフィールド・ワーカーの募集に際しては、地理学、社会学、プランニングなどの学士であることを要求することがあります。100%絶対的な条件ではありません。大切なことは、人とのコミュニケーションの能力、人間好きであることや仕事への情熱など、インフォーマルな資質を重視します。



研修会で講師をつとめるライト事務局長

—同様に、私の仕事である事務局長も、マネジメントの能力以外はとりたてて重要な要素だと思います。やはり大切なのは、インフォーマルな資質でしょう。

[田園地域の観光について]

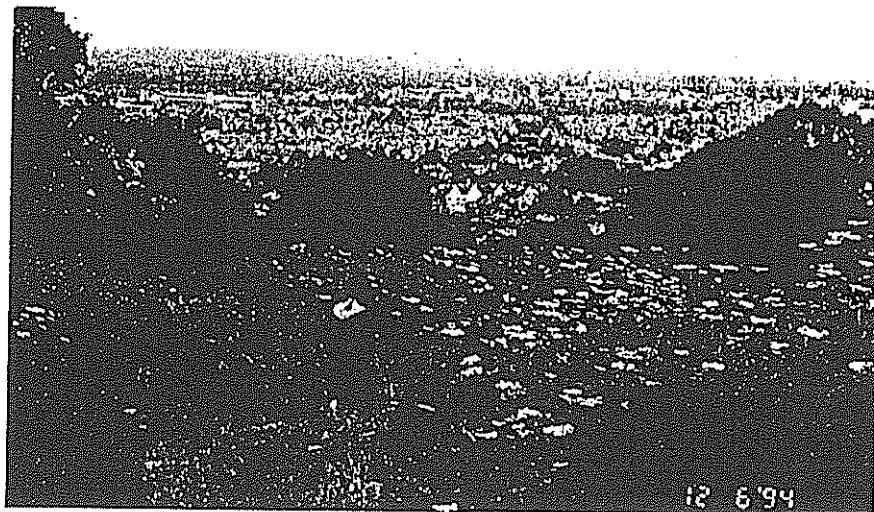
—この10～15年間くらいの間に、田園での娯楽が大変増えています。グロスター・シャークー県では観光が第3の産業となっており、雇用にとってよい面が多いといえます。ただ観光は4月から11月に集中し、季節的な偏りがあるのが問題です。

—また海岸部の観光地を抱える地域は、観光客の長い滞在が望めますが、田園部ではあまり長くは期待できません。田園地域に行くバック・ツアーやロンドンからの日帰りが多く、一人一日平均50ペニス（80円程度）しか落とさないそうです。今後、滞在型の田園観光にするには、ターゲットは長距離の野歩きにありそうです。

—グロスター県では、観光開発に力を入れるため、最近、観光部局に民間から雇った県ツーリズム・オフィサーを置きました。子供を持つ親などを引き付けるためには、田園をより魅力あるものにする必要があったからです。彼は民間人らしいマーケティング・アプローチで仕事を行い、この間に多くの訪問するところを作り出していました。

[田園地域の開発について]

—田園地域の開発については、既存のシステムの下では大規模なものはなかなか期待できません。ウェールズなど特別に指定された地域では大きな開発助成金が受けられますが、田園開発地域に指定されただけでは、1年間に100万ポンド（約1億6千万円）もらえるだけです。コツツウォルド田園雇用プログラムも、3年間にわずか250万ポンドだけ（約4億円）。最近始まったルーラル・チャレンジ（P74参照）も1年間に同じく100万ポンド。同じような内容のシティ・チャレンジを見てもらんなさい。どんなに額が違うことか。これは、大都市問題に比べて、田園地域の実情が、



1992年にオープンしたグロスター県立自然公園

国によく理解されていないことと、政治的な力の不足を示すものです。

一田園に移り住んでくる豊かな人達は、自分の家を田園に持つと、その後起こるあらゆる変化（開発）を、彼等にとって理想的な田園の環境を壊すものとして反対するのです。「NIMBY (Not In My Back Yard)」という言葉を聞いたことがありますか。こういう彼等の姿勢を指す新しい言葉です。そして、彼らによって田園の住宅価格ははね上がり、2ベッドルームの家だと、グロスター市内は4万ポンド（約640万円）で買えるものが、田園地域では、7～8万ポンド（1100～1200万円程度）もするのです。

一今後の田園地域の雇用のあり方として期待されるのは、テレ・コミュニケーションを利用したテレ・センター・ネットワークでしょう。既に、「テレ・コテージ」というプログラムが、英国も政府の援助によって始められています。これは、田園地域にハイ・テクを利用した小さい施設（既存の建物の利用など）を作り、それを地域の人々の職業訓練や、仕事の創設に利用しようとするものです。テレ・センターは、これよりもっと本当の仕事らしいもので、やはりハイ・テクを利用して、オフィスはセンター機能だけの小規模なものとし、職員の多くは在宅勤務するというものです。通信網の利用によって、オフィスは都会に作る必要がないこと、また事務所が小規模なので、環境のいい田園地域にはぴったりです。また、どんな遠隔地に住んでいても、家庭での勤務のため不都合はありません。「情報化」「田園志向」「家庭志向」の現代の傾向に適合するものです。

④ 事業内容と田園パートナーシップ

グロスター・シャー田園地域社会協議会のモットーは次のとおりである。

* with People (人々とともに)

- * through Partnership (パートナーシップによって)
- * in Parish (パリッシュにおいて)

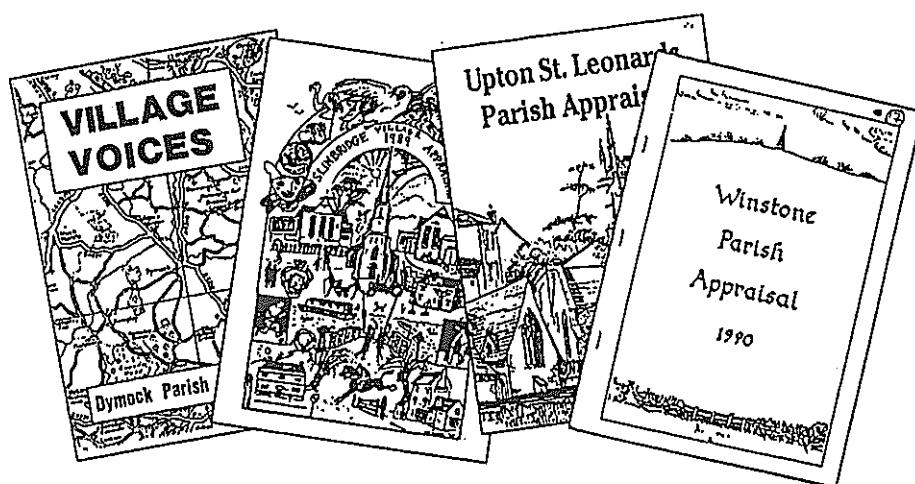
そして、このパートナーシップは、地域のボランティア団体、地方団体、住宅協会などの団体などと、幅広い内容を持っている。ここでは、グロスター・シャー田園地域社会協議会の事業内容と、そのパートナーシップぶりを紹介する。

a. ビレッジ・アプレーザル (Village Appraisal; 村の評価) の促進

ビレッジ・アプレーザルとは、一言でいうと「パリッシュ単位に行われる、村人の村人による村人のための村の生活アンケート調査」である。村の問題点を科学的に探るとともに、村人自身が質問票を作成、配布、集計、分析、出版するプロセスが重視されている。また、この結果はパリッシュ自身の政策はもとより、ディストリクトや県が各種計画を策定する際の、重要な参考資料とされている。

ビレッジ・アプレーザルは、あくまでパリッシュ自身が自発的に行うものであるから、田園地域社会協議会は、この実施を促し支援する役割を担う。1986年から始められ、グロスター県に260あるパリッシュのうち、1994年現在約半数が実施している。

また、この実施を容易にするため、地元のチャルトナム・グロスター・カレッジでは、質問票のコンピューター・パッケージを開発しており、田園パートナーシップの一例として注目される。フランスでは、イギリスでの経験に学び、政府がビレッジ・アプレーザルの実施を前向きに検討しているといわれる。



ビレッジ・アプレーザルの完成例

b. パリッシュの活動援助

パリッシュは、県、ディストリクトの下に位置する、最も基礎的な地方団体である。規模的には日本の「大字」、機能的には「自治会」に似ているが、選挙された議員のい

る法的な地方団体である。

グロスター・シャー田園地域社会協議会は、県のパリッシュ協議会の事務局を兼ねており、パリッシュ・カウンシルの活動の援助や、地域の公民館や各種グループの自発的な活動の援助を行っている。また、チェルトナム・グロスター・カレッジは、パリッシュの事務職員のための研修コース（地方自治の基礎概念、法的な地位、財政、プランニング、地域社会活動、環境など）を実施しており、職員の資質向上やネットワークづくりに大きく貢献している。

c. 出版・情報提供活動

- ・季刊の一般情報機関紙「Rural Voice」
- ・地域の歴史部会による歴史情報機関紙「Gloucestershire Local History Newsletter」と単行本「Gloucestershire Local History」
- ・チェルトナム・グロスター・カレッジとの協力による単行本「小さな田園の小学校—パリッシュの役割（Small Rural Primary School — A Role for Parish Councils）」
- ・トピックごとの啓発リーフレット「Talking about …」「ビレッジ・アプレーザル」「交通」「パリッシュ職員」「良い隣人」「自然保護」など。

d. ボランティア活動の促進

グロスター・シャー県の田園地域では、各種のボランティア活動が活発に行われている。グロスター・シャー田園地域社会協議会では、こうした活動を援助するとともに、ボランティア相互のネットワークづくりなどを行っている。

* 北コッツウォルド・ボランタリー・ヘルプ・センター

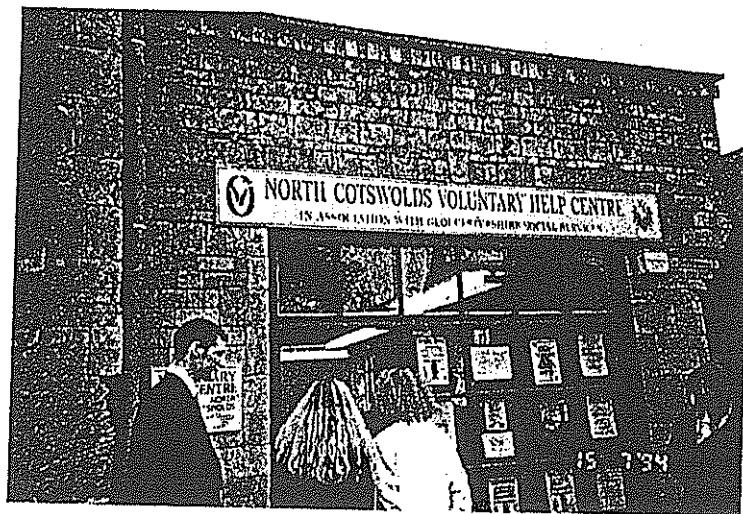
北コッツウォルドの僻地の人々のために、次の2種類のボランティアによるサービス提供を行う組織。サービスの提供も、連絡事務所のマネジメントもボランティアが行っている。コストの一部は県が支出。田園地域社会協議会のフィールドワーカーの職員との情報交換が密に行われている。

・自動車運転サービス

公共交通機関がない僻地の人や、移動が困難な人のために、依頼に応じて運転サービスを行う。依頼者は1マイル(1.6km)あたり15ペニス(約24円)支払う。移動者本人だけでなく、病院などからも依頼がある。現在100人の運転ボランティアが登録されている。

・介護者のための介護サービス

家庭で長期療養者の介護をしている人に代わって、数時間の介護サービスを行い、介護者に一時の休息を与えるサービス。現在25人のボランティアが、30人の介護者を援助している。



北コッツウォルド・ボランタリー・ヘルプ・センター。こじんまりとした事務所で、運転と介護のボランティア・サービスの運営を行っている。

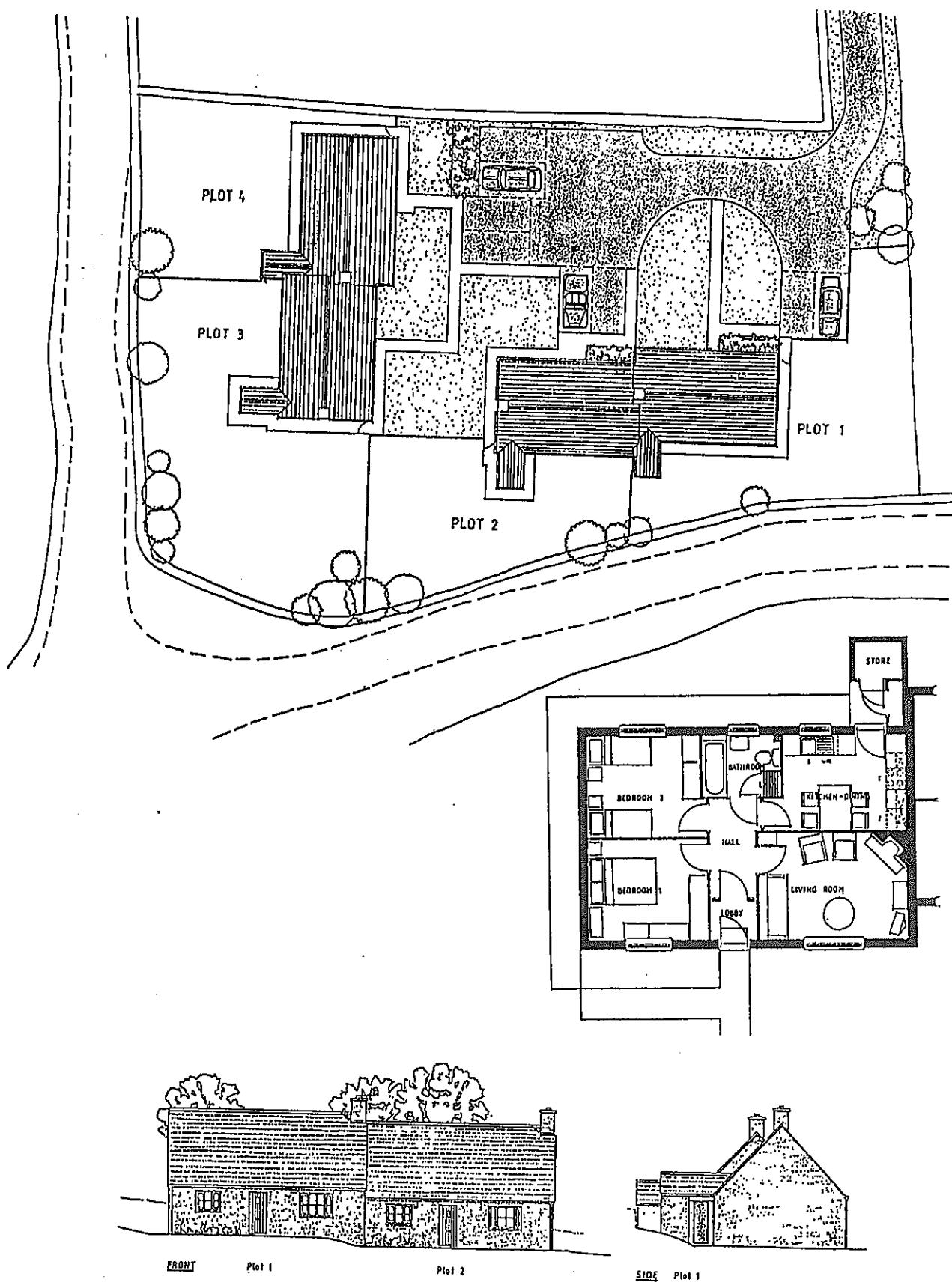
* よき隣人事業 (Good Neighbours Scheme)

村の困っている人のために何かをしたいという個人の意欲と、村の一人暮らしの高齢者などのニーズとを合致させることを目的とした事業。まず既存のボランティア団体と連絡をとり、不足するところを補うような活動計画を作成し、他の同志を巻き込んでグループを結成。田園地域社会協議会はこの一連のプロセスに対し、計画から研修まで多様な援助を行う。

e. 住宅

田園地域の住宅不足に対応するため、1986年、グロスター・シャー田園住宅協会 (Gloucestershire Rural Housing Association) は、小規模で安価な賃貸住宅の開発を開始。田園地域社会協議会は、これと密接に協力しながら活動している。住宅供給の実現のためにはパリッシュの理解と協力が重要であるため、この啓発に力を入れている。例えば、住宅のニーズ調査の実施や、調査をすでに実施したパリッシュでは、ディストリクトと協力してその結果を討論させ、次のステップへの道を開くよう協力している。また、調査の終わったパリッシュのために、田園住宅協会と協力して「住宅ツアー」を実施し、安価な賃貸住宅や同居住宅の開発モデルの見学の機会を提供している。

コッツウォルド・ディストリクトによる田園地域の安価な住宅開発の例



f. コミュニティ・ケア

1993年4月から、政府の「コミュニティ・ケア」改革が開始された。高齢者などを施設よりもできるだけ地域でケアするというものだが、田園地域では、病院や各種サービスへのアクセスが容易でなく、またケアの必要な高齢者が相互に離れた所に住んでいるため、都市よりもむしろ困難な面が多くなっている。

田園地域社会協議会では、フィールドワーカーによる地域の情報収集、地方団体、ボランティア・グループなどさまざまな団体と連携をとり、「情報の夕べ」の開催など有益な情報の提供を行っている。また、「d. ボランティア活動の促進」で紹介した「よき隣人事業」などによる小規模ボランティアの育成や、地域の福祉施設との連絡も、欠かすことができない側面である。



田園地域社会協議会は、地域の高齢者の状況を把握し、適切な情報の提供を行う。このため、地域の高齢者施設とも密接な連携を取っている。この地域は、地元特産の石で建設されていることが多く、この施設も同様。

g. 交通

遠隔の田園地域では、公共交通サービスの不足はことに重要な問題である。この対策として現在注目されているのは、「コミュニティ・バス」というシステムである。これは、パリッシュなどを基礎単位として管理運営されるミニ・バスであり、グロスター・シャー・ケントでは、地域のボランティア団体が運転と管理の協力を実行しているところもあり、円滑な実施のために効を奏している。田園地域社会協議会では、パリッシュで行われる実施調査の援助や、ボランティア団体との連携などを行っている。また、コミュニティ・バスに限らず、一般的な運転ボランティアを行っている団体もあり、これらの団体との連携も行っている。

h. 若い世代の家族と子供

遠隔地に住む若い世帯は、公共交通機関の不足と経済的な問題のため、とかく孤立しがちになる傾向にある。また、近年は職業訓練を受ける場合の保育システムの不足

が顕在化してきた。このため、田園地域社会協議会のフィールドワーカーは、全国的な民間教育団体との協力の下、地域の保育事業や学童保育の実施を指導したり、職業訓練企業協議会などの財政的支援を得て、問題の啓発に努めている。

1993年、田園地域社会協議会は、全国サッカーくじの収益による基金から資金を得て、北コツツウォルド移動おもちゃ情報プロジェクトを開始。これは、僻地に住む親子のために、定期的に新しいおもちゃや図書、地域の成人教育や職業訓練などの情報を満載したバスを走らせるものである。この実施のために、専属の職員を一人置き、地域に母と子のグループ（Mum and Toddler Groups）を結成したり、ボランティアとの連携などを行っている。



田園地域を走る移動おもちゃバス

i. 地域の歴史

地域のアイデンティティを強め、地域についての知識を普及するため、田園地域社会協議会では地域の歴史委員会（部会）を設けて、各種社会教育活動を促進している。委員会では4半期ごとに会合を持ち、専任の職員を置いて、年1回発行の「グロスター県の歴史（Gloucestershire History）」のほか、季刊の「グロスター県地域の歴史ニュースレター（Gloucestershire Local History Newsletter）」を発行している。

事業としては、毎年1回地元高校を会場に「地域の歴史の夕べ」と称して講演会を開催するほか、地域に歴史愛好家グループが結成されるのを援助（規約モデルや最新講師名簿の送付など）したりしている。

また、地域の歴史に関連した1000の質問を設定した、パリッシュ対象のクイズ大会（Calor Gloucestershire Parish Quiz）を実施。24のパリッシュが団体として参加し、この模様は、BBCラジオで放送された。

j. 雇用

田園地域社会協議会は、関連するフィールドワーカーを通じて、県やディストリクトが策定する開発計画について意見を述べたり、田園開発地域の計画策定委員会に参

加することによって、地域の雇用促進に間接的に貢献している。

また、近年、不要になった農業用建築物を利用した事業所の建設が進められているが、この実施の過程でいろいろな情報を提供したり、そこで新たに事業を始める人と連絡をとって、事業の運営に貢献したりしている。



農家の作業小屋を改造した事務所で印刷業を始めたニックさん（ジーンズにペストを着た人）。事業を始める前はフリーのグラフィック・デザイナーだった。仕事の性質上、町の中に立地する必要がないので、環境のよい田園地域に事務所を持てたことを喜んでいる。ここで働く職員は近所の村から通勤しており、ニックさん自身も「天気がよいと馬で通うんですよ。」と笑う。（乗馬は英国で大変人気のあるスポーツである。）

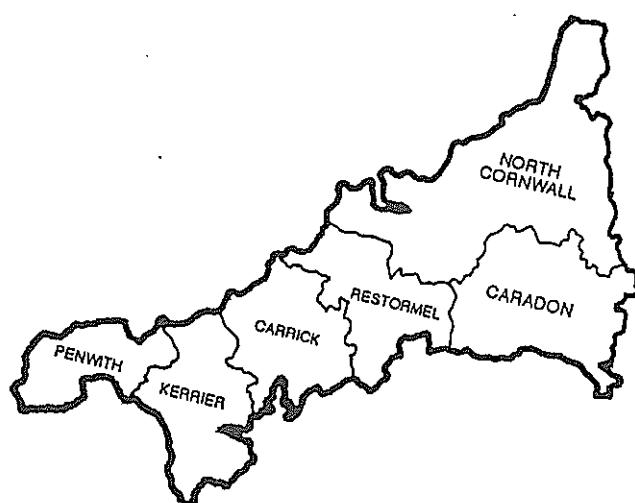
最近は、村の各種団体が発行する印刷物も「見栄えのよさ」が求められており、需要が多い。グロスター・シャー田園地域社会協議会も、レターヘッドや名刺などの印刷を依頼している。

2. コーンウォール県

(1) コーンウォール県の概要

① 基本的な事項

- a. 人口 481,000人
毎年平均1%増加。2001年までに50万人を越えると見込まれている。増加の原因は、退職者が移住してくるためと思われることが多いが、実際は増加したうちの2/3は勤労者とその家族である。
- b. 面積 3,548平方キロ
- c. 政治的バランス
自由民主党（中道） 42、無所属 21、労働党 8、保守党 6、自由党 1、その他 1
- d. 県都トルロ（Truro）とロンドンとの距離 約480km
- e. 高齢化率（65歳以上） 19.5%
(英国平均 15.7%)
県外からの移住者が多い反面、15~24歳までの若い層の流出が多く、このことが高齢化率を引き上げている。若い人の流出の要因は、省内に就労先と高等教育機関が不足しているためといわれる。
- f. 年金受給者（男性65歳以上、女性60歳以上）の人口比 22.7%
(英国平均 18.3%)
- g. ディストリクト数（市町村に相当） 6



h. 県の特色

ア. 強い地域アイデンティティ

地域的に隔絶された位置にあることから、英國の先住民族ケルトの、伝統的に特殊な文化と強いアイデンティティを育ててきた。コーンウォール県「出身」の人々は、英國にはめずらしく同郷意識が強い。

イ. 観光立県

コーンウォール県は他の地域に比較して温暖なこと、海に囲まれた美しい景観に恵まれていることから、伝統的に観光地として栄え、今日でも国内では最も多くの人が訪問する地域である。英國は通常11の地方(region)に分類されるが、コーンウォール県を含む西部地方(West Country)は、一地方だけで全英國観光客の24%、イングランドの32%を集める。

コーンウォール県単独の数値をみると、1990年の1年間に320万人が訪れ、一人平均7.3晩宿泊し、6億3千3百万ポンド(約1013億円)を観光に費やしている。県内の観光関係の職は、約3万3千あり、コーンウォール県全就労数の21%にのぼる。

ウ. 小さい町や村の散在

コーンウォール県には大きな都市がなく、小規模の町や村が散在している。県人口の2/3は、人口1万人未満の村に住んでおり、イングランドとウェールズの平均1/5と比べると非常に多い。

エ. 多い中小企業

コーンウォール県は全国平均と比べると、大企業が少なく中小企業が多い。

事業所の被雇用者数別比較(1989年)

被雇用者数(人)	コーンウォール県 (%)		英 国 被雇用者数
	事業所数	被雇用者数	
1~10	76.7	26.5	16.2
11~24	14.6	21.1	13.7
25~49	5.4	16.8	12.4
50~99	2.1	13.2	11.9
100~199	0.8	10.0	11.9
200~499	0.4	8.6	14.0
500~	—	3.8	19.8

オ. 鉱業の衰退

コーンウォール県は伝統的に鉱業の盛んな地域であった。ことに、陶土の産出、すずの採掘などが5千人規模の事業所で行われていたが、近年大幅に衰退。このため深刻な失業問題が起こっている。

② 田園地域に関する特記事項

a. コーンウォール田園開発地域 (P 60参照)

(Cornwall Rural Development Area)

1984年、田園開発委員会によって田園開発地域に指定された。指定範囲は一部の市部を除く県全域であり、県土の85%に及ぶ。田園開発地域はイングランド全体では35%であるから、いかにコーンウォールが全体として後開発地域であるかがわかる。

(参考)

*平均収入 (1990年)

コーンウォールの平均収入は、英國の県のうち最も低い。

・フル・タイムの男性の平均収入 週241.9ポンド (4万円弱)

(英國平均より18%低い)

・フル・タイムの女性の平均収入 週166.8ポンド (約2万7千円)

(英國平均より17%低い)

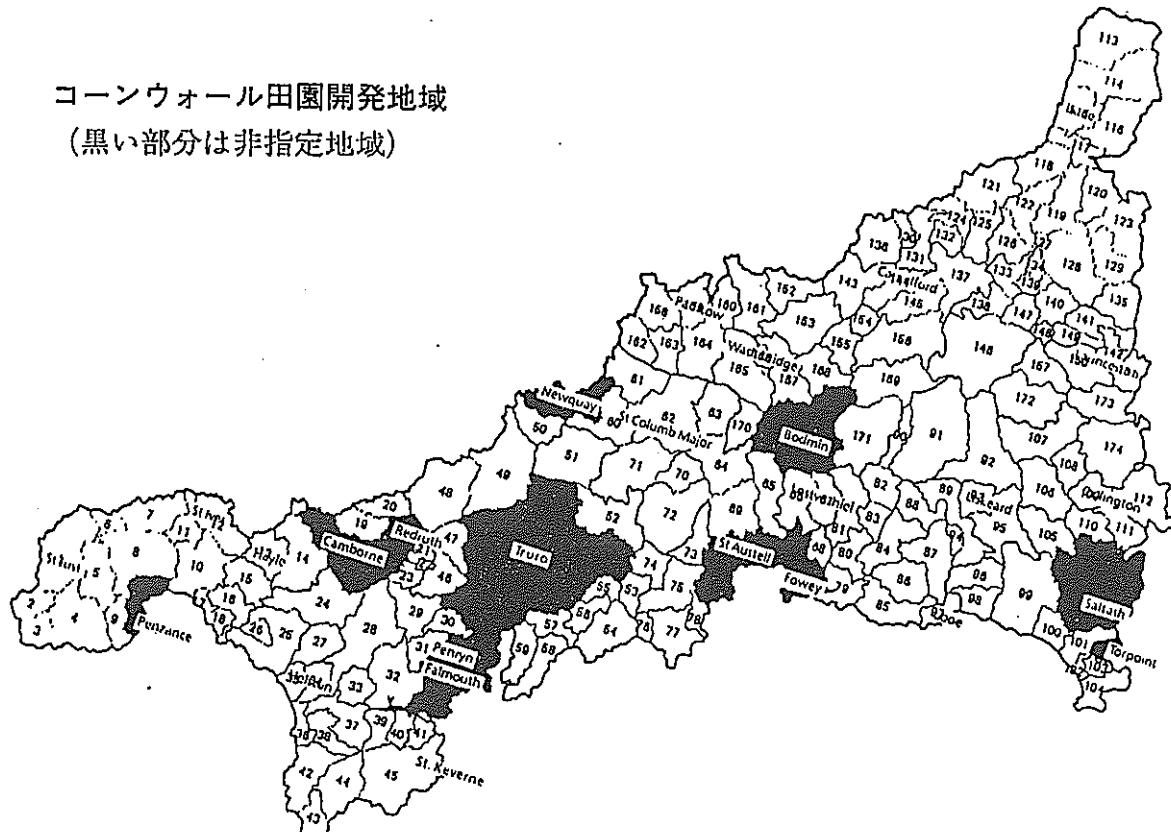
*失業率 (1991年)

1991年のコーンウォール田園開発地域の失業率は9.2%で、田園開発地域全体の平均6.0%、イングランド全体の7.5%よりも高い。

また失業者数は1991年4月現在、田園開発地域のうち最も多い。

コーンウォール田園開発地域

(黒い部分は非指定地域)



b..コーンウォール・ヨーロッパ「対象5 (b)」地域 (P65参照)
(European 'Objection 5(b)' for Cornwall)

1988年来、コーンウォール県のほとんどの地域は、ECの構造基金の対象5 (b) (後開発田園地域)に指定されてきた。1993年7月にEC規則が改正され、指定基準が変更されたのに伴い、県は国を通じてECに対し、全県指定を強く働き掛けたが、その結果、県全域が対象地域に指定されることになった。なお、働き掛けはコーンウォール県がリーダーシップをとり、県内の全ディストリクト及び多くの関係団体や県選出国会議員と連携がとられた。

(参考) EC規則による新しい指定基準と、コーンウォール県の状況

ア. 基礎的基準—「総合的な社会・経済的開発レベルが低いこと」

- ・国内総生産 (gross domestic product : GDP)

住民一人あたりEC平均の76.3%。全国平均の80%であり、英国内最低。

- ・賃金

英国内最低の賃金水準。1992年の成人男子の週給は264.5ポンド(約4万2千円)で英国平均の22.2%。農業・水産業による収入は週177.5ポンド(約2万8千円)で、これをさらに下回る。

- ・失業率

英国内で最も高い失業率を抱える県の一つ。失業率80%の集落もある。

イ. 補助的基準—「農業従事者の割合が高いこと、農業収入が低水準であること、人口密度が低いこと、のうち2つ以上充足すること」

- ・高い農業従事者の割合

コーンウォールでは農業従事者の割合は8.4%で、英国平均の2%、EC平均の6.9%のいずれよりも高い。

コーンウォールの農業従事者の内訳 (人)

分類	1982年	1987年	1992年
自営の農業者、共同経営者	8,210	7,936	7,642
自営の経営者の配偶者	2,394	2,488	2,385
賃雇用された経営者	66	70	84
家庭内労働者	1,291	1,354	1,080
賃金労働者	2,749	2,391	2,263
季節労働者	2,343	2,088	2,055
計	17,053	16,327	15,509

・低水準の農業収入

コーンウォールの農業収入は、英國平均の2／3

・低い人口密度

1平方キロメートルあたり120人で、英國平均の240人、EC平均の140人を下回る。

c. 西コーンウォール・リーダー・プロジェクト (P 68参照)

(West Cornwall LEADER Project)

ア. 地域の特色

西コーンウォールは、イングランドに2か所あるリーダー・プロジェクト指定地域の一つである。この地域は、コーンウォール内の3つのディストリクト(Penwith, Kerrier, Isle of Scilly)をカバーする。この地域は、過去10年間に常に失業率が英国内で10番以内であり、平均賃金は国の20%以下となっている。この地域は園芸が盛んであり、園芸に焦点を当てた開発が行われているのがプロジェクトの特徴といえる。

イ. 事業予算

全体予算は134万ポンド(約2億1400百万円)。EC構造基金、コーンウォール県、農業水産食糧省、田園開発委員会の共同出資による。

ウ. 事業実施主体

地域の関係16団体による助言グループが2か月に一度会合を開くほか、事業の法的・財政的実施主体として、1992年に会社が設立され、2名の専任職員が置かれている。

エ. 事業目的と具体的な事業例

*農業・園芸・田園開発のセンターを設立すること

カンボーン町ローズウォーン(Rosewarne, Comborne)に、40ヘクタールの土地取得と既存の建築物の改造によるセンターづくりが行われた。

*農業・園芸・田園一般に関する学習機会と職業訓練の場を提供すること

・コーンウォールで生産された食品や郷土料理の振興。

・花生産者グループのコンピューター管理システムを促進するための研修。

*人々・生産物・環境に付加価値をつける開発を促進すること

・花の伝統的な卸売りから、契約販売への転換。

・これまで輸入に頼っていた観葉植物を、コーンウォールで生産開始。

*マーケット情報、技術革新、生産物改良、資金等をうまくアレンジすること

・圏内の農業士により農業マーケティング協会を設立。

・海老のふ化技術の改善研究。

オ. 田園ツーリズムの振興

農業に関連した田園ツーリズムの振興は、農業の多角化を進める上で特に重点が置かれている。このために行われた活動には次のようなものがある。

- ・移住したコーンウォール出身者（3世、4世）を対象としたアメリカ市場調査
- ・コーンウォール農場宿泊パンフレットのドイツ語、フランス語版作成
- ・農場宿泊のためのインフォメーションセンター設立
- ・既存の観光場所の評価と分類、及び質的向上
- ・コーンウォールらしいよさを備えた良質の宿泊所には特別な認定を行い、他のマーケット活動と共同した促進を行う。

(2) コーンウォール県の開発の実情 －ECに接近した県へのインタビュー

コーンウォール県は、イングランドの中で数少ないECに接近した県への開発地域の指定を受けている地域を抱える県であり、イングランドで最もECに接近した県であるといえる。ここでは、地域の開発を進める上で、中心的存在となっている県にとって、ECはどのような意味を持っているのかを中心に、県の開発担当にインタビューしてみた。

日 時 :	1994年6月27日(月) 10:30~12:00
場 所 :	コーンウォール県庁計画部次長室
面接相手 :	県計画部次長 マーティン 氏 県計画部計画課長 リチャード 氏 県計画部新イニシアティブ課長 ヘーゼルタイン氏

[田園地域の変化]

－コーンウォールでは、40年ほど前に人の流れが変わりました。1880年頃が人の流出が最高で、人々はアメリカやアフリカの各国に移住していました。この流れは、1950年代まで続きました。その後、人の流れは町から田園へと変わりました。1960年代に、政府が産業の地方分散政策に着手しこれが効を奏したといえますが、この時期に、人々の考え方自体に大きな転換があったと思います。

－しかし、コーンウォールは、遠隔地であることからもともと人口が少なく、すずや陶土の採掘、農業など伝統的な産業が落ち込んだこと、若い人が減り、高齢化率が高まったことなどから、いろいろ問題を抱えています。

－政府は、5年くらい前から、田園地域の問題に关心を示すようになってきました。この結果、最近ではやたらに新しい補助金制度ができて、担当者でもわけがわからなくなるほどです。一つの補助金申請が失敗に終わっても、他の補助金制度への応

募にまわすこともよく行われています。あまりに各種制度が多岐にわたっているため、コーンウォール県庁では、応募する県民のために、「田園地域のための補助金ハンドブック(Fact-Finder : Sources of Finance and Advice for Rural Cornwall)」を作りました。これはなかなか便利で評判がいいですよ。

[田園開発地域と専任職員]

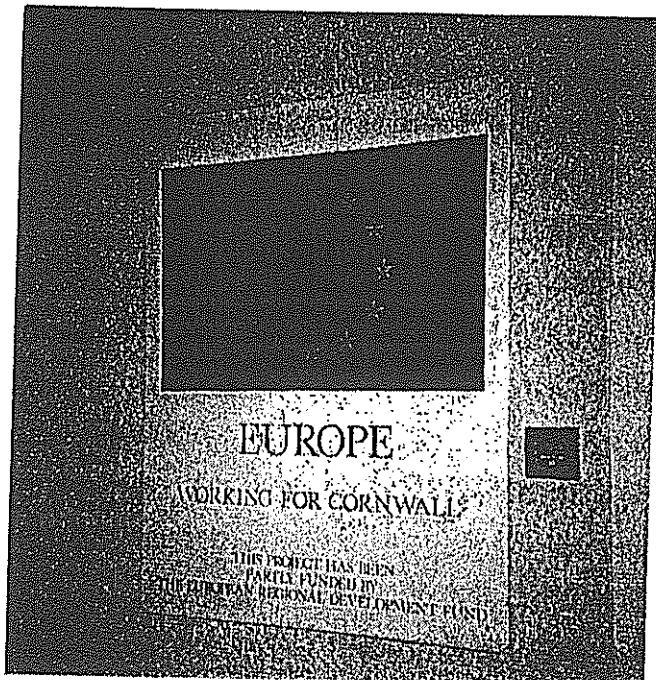
－コーンウォールの大部分は、国の田園開発地域の指定を受けていますが、ほとんどの事業で国から50%の事業費補助が受けられます。残りは地方団体が負担するのが普通です。田園開発地域の「開発」は、小さい事業が予定されていて、それも最近は経済開発よりも、コミュニティ振興の方に重点が置かれるようになってきました。

－コーンウォールでは、田園開発プログラムのために、専任職員(Rural Development Programme Officer)を一人置いています。このプログラムは年間100万ポンド(約1億6千万円)ほどの事業ですが、いろいろな地域の人々とのコミュニケーションを図ったり、事業の適切な推進に欠かすことのできない存在です。彼は県の職員として雇われていますが、県と6つのディストリクトが共同で出資・活用しています。こうした職員を置くのは決して一般的ではなく、例えば隣のデボン県も同じく田園開発地域を抱えていますが、デボンではこうした職員を置いていません。コーンウォールでプロジェクトがうまくいっているのはこのためです。

[EC構造基金5(b)と田園開発地域との相違]

－EC構造基金5(b)と田園開発地域を比べると、指定基準もほとんど同じですし、全体に目的もよく似ています。現にコーンウォールでは、ごく一部を除き、ほとんどの地域は重なり合っています。しかしECの場合は、遅れている経済開発を促進するのが第一義的なねらいであり、投下する資金もけた違いに大きいのです。一方でコミュニティ・サービスの向上や地域社会の活性化については、各国の社会政策の問題とされ、ECは関与しません。田園開発地域においては、コミュニティ対策が重要視されていますから、この点において両者は大きく異なります。

－ECの開発地域5(b)の指定を受けると、1億6800万ポンド(約270億円)の助成が得られます。平均40%がECからですが、道路などの場合は、25%がEC、50%が国、残りの25%が地方団体の負担となります。国の田園開発地域の場合はわずか100万ポンドですから、非常な金額の違いです。



欧洲構造基金（地域開発基金）からの出資で建設されたことを示す表示。セント・アイブスの海岸に建てられた、コーンウォール・テート・ギャラリーの入り口に提示されている。

[EC助成金申請のプロセスと国との関係]

一現在、次の指定期間（1994～1999年）のために、ECに提出する開発計画を作成している過程にあります。ECに計画を提出するのは、形式的には国ですが、実質的には該当地域の関係団体で構成される連絡組織（European Partnership）で作成します。今年の4月に、この地域で作成した新たな6年間の開発計画を国に提出したもののが（Rural Development Plan: South West Region 5(b)）ありますので、お見せしましょう。

- *この計画書は、1994年4月に、地域の連絡組織の長であるコーンウォール県の議長から、組織を代表して、国の地方事務所の長に対して提出されている。
- *計画書の2・3ページ目は、参加した組織の代表者のサインがいっぱいに印刷されている。コーンウォール、デボン、サマセットの3県にまたがる計画なので、地域選出の国會議員13名、ヨーロッパ議会議員2名を初めとして、各県の事務総長、関連ディストリクトの事務総長、リーダー・プロジェクトの長、地域の土地所有者協会の長などが名前を連ねている（次頁参照）。

Signatories

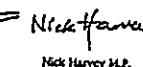

 Euan Bal
 Sebastian Cox M.P.

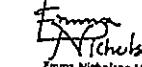
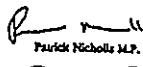
 David Harris M.P.

 Robt Hicks

 Matthew Taylor M.P.

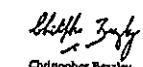
 Paul Tyler M.P.

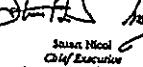
 Sir John Hannan M.P.

 Nick Harvey

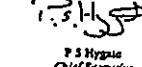
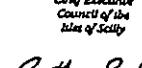
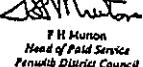
 Sir Peter Emery M.P.

 Emma Nicholson M.P.

 Patrick Nichols M.P.

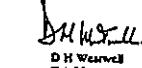
 Dame Janet Pookes D.B.E. M.P.

 Rupert Allerton M.P.

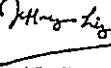
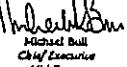
 G. J. R.
 Antony Stoen M.P.

 Christopher Beasley M.P.

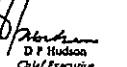
 Margaret Daly M.P.

 Susan Nicol
 Chief Executive
 Cornwall County Council

 Richard Clark
 Chief Executive
 Devon County Council

 P. S. H.

 P. S. H. Hygate
 Chief Executive
 Council of the
 Isles of Scilly

 F. H. Munton
 Head of Paid Service
 Penwith District Council

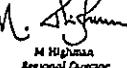
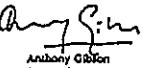
 G. G. Cox
 Chief Executive
 Kerrier District Council

 D. H. Warrell
 Chief Executive
 North Cornwall
 District Council

Signatories


 Jack Neil
 Chief Executive
 Carrington District Council

 Jeffrey Lugo
 Chief Executive
 West Devon District Council

 Michael Bull
 Chief Executive
 Mid Devon
 District Council

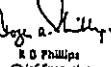
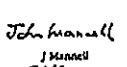
 D. T. Cudlitz
 Chief Executive
 North Devon
 District Council

 Frank Palmer
 Chief Executive
 Torridge District Council

 Peter Cocks
 Chairman
 West Cornwall LEADER Project

 Mike Board
 Chief Executive
 Westcountry Development
 Corporation Ltd.

 M. Highman
 Regional Director
 JIFF

 Anthony Clinton
 Regional Director
 SW Region NCU

 Simon Hodgson
 Regional Manager South
 Rural Development Commission

 J. T. Willis
 Regional Secretary
 Country Landowners Assoc.

 Jeremy Poolin
 Land Stewart
 Duchy of Cornwall

 D. B. Phillips
 Chief Executive
 Somerset TEC

 John Marshall
 J. Marshall
 Chief Executive
 Devon & Cornwall TEC

 Jenny Baile
 Chairwoman
 S.A.V.A.G.E.

 H. Townsend
 Chairwoman
 Cornwall Fibres
 Management Group

 M. N. G. Cooke
 Chairwoman
 Devon Fibre
 Management Group

—この計画を作成する段階で、ずいぶん苦労がありました。実質的に作ったのは私たちですが、国に計画書を事前に持っていくと、現実性がないとか、具体的でないとか、いろいろ文句を言われるので。そしてその都度書き直しを命ぜられます。しかし、国の人々は地域の実情がわかっていないません。私たちは、ブリュッセル（EC本部のあるベルギーの首都）に県事務所を置いて、いろいろ連絡を取っていますが、ここを通じてEC本部と相談したところ、彼等はわれわれの言い分をよく理解してくれるのです（注）。われわれがロンドンに県事務所を置かず、ブリュッセルに置くのはこのためです。

（注）EC官僚はEC各国出身者で構成されており、国の全部が後進開発地域に指定されているアイルランドやポルトガル、ギリシャ、またほとんど全部が指定されているスペイン出身の職員などがずいぶんいる。彼等はおのづから後進開発地域に同情的だといわれる。

—こうした交渉過程を通じて、結果的に私たちは、国の助けを借りず、自分たちの力だけで計画書を完成させました。私たちは、これをとても誇りに思っています。

—今、私たちはたくさんのお金をどう使いこなすかが問われています。たった100万ポンドの田園開発地域のプロジェクトのために、県に専任職員が置かれているのに対して、ECの1億6800万ポンドの事業には置かれていらない状況です。私は、もっと

十分な職員体制が必要だと思っています。

[開発と保存の関係ーことにランズ・エンドの景勝地の開発について]

コーンウォールの半島の突端は、ランズ・エンド（地の果て）と呼ばれる美しい海岸で知られる。文字通りイングランドの最西部であり、その名に魅かれて訪れる人も多い。

私がここを訪問すると言ふと、コーンウォールの民宿の主人は、「あそこに行っても巨大な駐車場と変な建物があるだけで、きっとがっかりしますよ。」と、あまり勧めたくない様子であった。実際にやってみると、確かに大きな駐車場と観光施設が作られていて、どちらも有料であり、その代金（約6ポンド。およそ千円）を支払わないとランズ・エンドにアクセスすることができないのである。観光施設の中は、地元の画家による画廊、迷路、レストラン、子供の遊具、みやげもの屋などが並んでいて、それほど趣味の悪い建物でもないのだが、英國の他の景勝地を見慣れた目には、いささか奇異に感じられた。私は、こうした開発を許したことについて、県の計画担当者に聞いてみることにした。

—（私の質問に困惑した表情で）開発する場合に、田園地域の景観や環境をこわさないような配慮はもちろん大切です。おっしゃるように、ランズ・エンドの開発には大きな論議がありました。残念ながら、今でも地元の人には大変評判が悪いのです。

—この地域は個人の所有で、1984年に売りに出されました。この競売に参加したのが、一つはナショナル・トラストであり、他方は民間デベロッパーでした。ナショナル・トラストは開発絶対反対の立場を表明しており、他方のデベロッパーは、英国内のあちこちで観光開発を行っている有名な人でした。結果は、ナショナル・トラストの資金が不足したために、競売に破れ、デベロッパーが落札したのです。

—現在の開発規制システムでは、開発許可を得るまでに糾余曲折があるにせよ、ひとたび許可されると、そのデザイン・コンセプトに口をはさむことができません。今回の開発については、こうしたプロセスの問題があります。

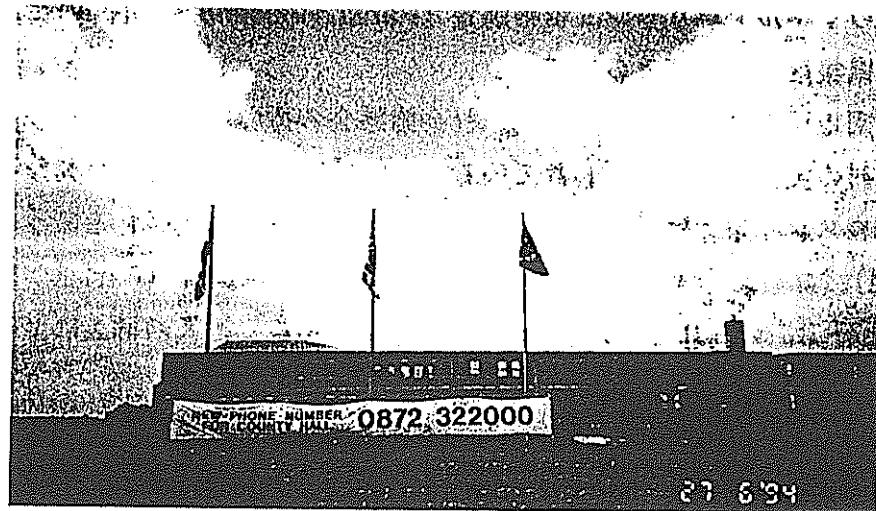
—本当に美しい海岸を見たかったら、ランズ・エンドではなく少し北の方に歩いてみてください。そこは自然のままに保存されていますから、きっと満足されると思います。

[コーンウォール人の地元帰属意識と県庁職員]

—コーンウォール人は、地元意識が強いというのは本当です。私たちは皆ここ生まれですし、他の県庁に比べて、ここは地元出身の職員が多いと思います。県庁や役場は、地元の最大の雇用主であり、若い人のための仕事の少ないここでは、役所に勤められることは幸運なことです。

—最近は、私の友人の中にも、コーンウォールから長距離通勤している人がかなりあります。コーンウォールで働くことはできなくとも、在宅勤務などの勤務形態の普

及や、道路事情の向上によって、かなり離れた所まで通うことができるようになってきています。平日は忙しくても、週末を美しいコーンウォールでゆったりと過ごしたいと思う人は多いのです。



コーンウォール県庁。左から県旗、国旗、E.C旗と並んでいるのが印象的。

3. 村に住む人々

(1) コーンウォール・パリッシュ世帯調査 (Parish Household Survey) にみる村の現状と島根県集落実態調査との比較

英国の田園地域では、各県の田園地域社会協議会の指導によって、パリッシュを単位とした「村の実態調査」が行われている。これは県によって名称が異なっており、例えば、グロスター県では「ビレッジ・アブレーザル（村の評価）」という名称を使い（P108参照）、コーンウォール県では、「パリッシュ世帯調査 (Parish Household Survey)」と呼ぶ。いずれも、「パリッシュを基礎とした、村人の村人による村人のための生活アンケート調査」である点で共通している。

村の実態を数量的に把握する試みは、筆者の派遣元である島根県でも実施されている。島根県過疎地域対策協議会が、1991年から1992年にかけて実施し、1994年に出版・公表された「集落実態調査」がそれで、過疎対策の資料とするため、村の実態をアンケートと面接により探ろうとするものである。

両者は、調査の実施方法や内容が少し異なるとはいって、村の実態を数量的に把握し、問題点を明らかにすることによって、今後の村の改善に役立てようという目的において共通している。また、質問内容には似たものが多く、両者を可能な限り比較することは、日本の過疎対策を考える上で非常に意味のあることのように思われる。

コーンウォールは、

- ア. 県のほぼ全域が田園開発地域及び EC の構造基金 5 (b) 地域に指定されている
後進経済開発地域であること
 - イ. 大きい都市が全くなく、人々の大部分は小さな村や町に住んでおり、大都市から離れた地域であること
 - ウ. 大きな産業や高等教育機関がなく、若者の流出が問題になっていること
- の 3 点において、島根県と類似性を持ち、比較するのに適当な地域である。このため、コーンウォールの既存のパリッシュ世帯調査結果 2 つを紹介しながら、島根県の集落実態調査結果と比較してみることにする。

① 調査の手順

- ・県田園地域社会協議会が調査票モデルを作成、各パリッシュに実施の啓発。

↓

- ・各パリッシュの会合において、調査の実施を検討。

↓

- ・田園地域社会協議会の調査票モデルを基に、各パリッシュで調査内容を決定。

↓
・パリッシュによってパリッシュ内の住民に調査票を配布。

↓
・パリッシュによって調査票回収。

↓
・パリッシュによって結果分析。調査結果を出版。

パリッシュ世帯調査では、調査結果の活用はもとより、集落の住民自身が実施することによる教育的効果が期待されている。このためパリッシュの負担が大きく、また強制的ではないので、全部のパリッシュに実施させることは困難である。

島根県の場合、行政資料にすることが第一義的な目的であるから、一斉、大規模な調査が予定され、住民はあくまで調査の対象であり、行政職員が大部分を担っている。

島根県集落実態調査では、世界農林業センサスの区域を「集落」として採用。

過疎町村の指定を受けた地域の集落を対象に、県・市町村職員、学識経験者等が実施。調査には次の3種類がある。

- a. 人口、世帯数の動向等の基本的な調査
- b. 集落の代表者に対する集落の実態聞き取り調査
- c. 集落の代表者に対する集落の実態アンケート調査

② 今回比較するパリッシュ世帯調査

県内各地のパリッシュで調査が行われているが、今回紹介するのは、次の2地域。

*セント・キー (Saint Kew)・パリッシュ

7つの集落で構成される。総人口は約830人。

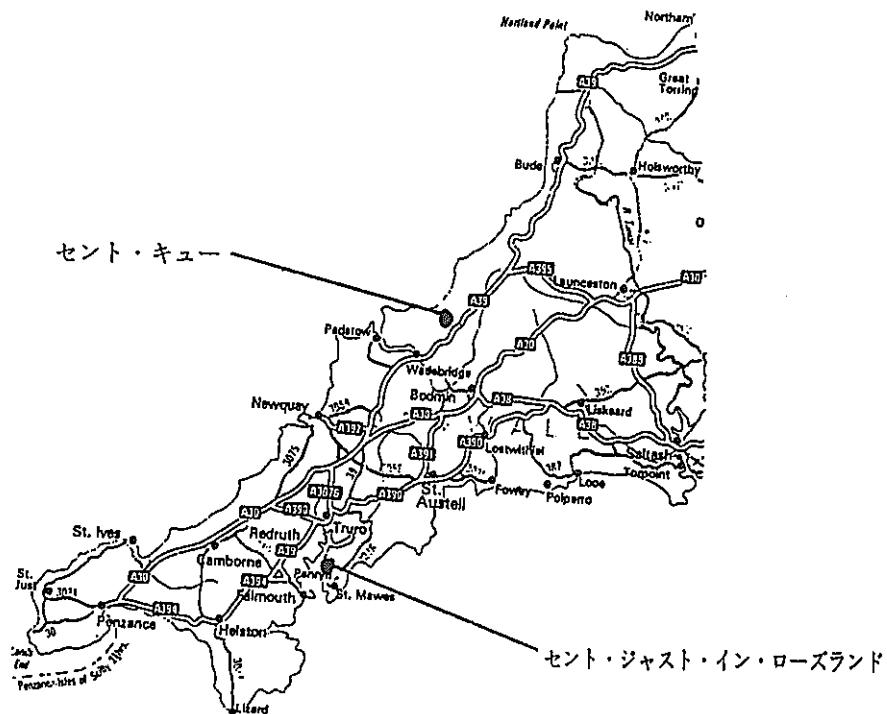
750の調査票を配布。回収数474。(回収率64%)

*セント・ジャスト・イン・ローズランド (Saint Just in Roseland)・パリッシュ
ユ

2つの集落で構成される。総人口は約2,280人。

500の調査票を配布。

回収数376 (回収率75%)



③ 年齢別住民構成

年齢別住民構成（1991年国勢調査による）

年 齢	セント・キュー	セント・ジャスト
(歳)	(%)	(%)
0 ~ 17	10.8	13
18 ~ 24	8.0	8
25 ~ 60/65	54.1	41
60/65~(注)	26.4	38

(注) 年金受給年齢。男性65歳、女性60歳以上。

島根県過疎地域の年齢別住民構成（1990）

年 齢	割 合
0~14 (歳)	17.1 (%)
15~29	11.3
30~64	47.3
65~	24.3

コーンウォールの全体の高齢化率（65歳以上）が19.5%（英国全体15.7%）、年金受給者率が22.7%（英国全体18.3%）であるから、上記の2つのパリッシュともかなり高齢化が進んでいることがわかる。

島根県は高齢化率が18.2%で全国一高いが、過疎地域だけでは24.3%とさらに高くなる。年齢区分が異なるので少し比較がむずかしいが、両パリッシュとも島根県の過疎地域の平均よりも若年層が少なく、特にセント・ジャストでは高齢化が進行していることがわかる。

④ 県外からの転入者

a. 現在の地域に居住している期間別転入者の割合 (%)

居住期間	セント・キュー		セント・ジャスト		
	現在の集落	現在の県	現在の家	現在の集落	現在の県
1年未満	3	2	6	3	1
1～5年	20	10	26	14	11
6～15年	24	16	33	28	20
15年以上	35	28	31	36	34
移動の経験なし	18	44	4	19	34

島根県過疎地域の集落への過去5年間の転入数

- ・496集落から、1,040人の転入が報告されている。
- ・1集落の人口平均を実態に即して150人として計算すると、過去5年間の転入者の割合は、1.4%となる。
- ・転入者のうち県外者は22.5%を占め、これが住民全体に占める割合は、約0.3%である。

どちらのパリッシュも、現在の集落から動いたことのない人は20%弱であるが、セント・ジャストでは、生まれた家ずっと暮らしている人はわずか4%しかない。また、県外に出たことのない人の割合は、高齢化率が特に高いセント・ジャストでは34%であり、住民の2／3は他県からの転入者である。

島根県では人の動きが少ない。過去5年間の他県からの転入者は0.3%であり、両パリッシュの同じ内容の数字12%と比べると、1／40の動きしかない。

b. 転入者が当該集落に移って来た理由

理 由	セント・キュー	セント・ジャスト
	(%)	(%)
快適な環境を求めて	48	49
退職したため	21	27
雇用を求めて	13	6
親戚・友人の近くに住むため	9	6
ヨット・クラブがあるから	—	3
安価な住宅を求めて	5	0
その他	4	9

移住の最も大きな要因は「環境」である。田園好きの英国人らしい結果といえる。高齢化が特に進んでいるセント・ジャストでは、多くの退職者が移住して来ることがわかる。また、セント・ジャストは海辺のため、ヨット・クラブの存在を挙げる人が3%もいる。趣味を生活の中心に置く英國人の考え方が現れているといえるだろう。

c. 県外からの転入者が以前住んでいた地方

(地方については p98 の地図参照)

地 方	セント・キュー	セント・ジャスト
南東イングランド (South East England)	64 (%)	53 (%)
南西イングランド (South West England)	15	16
中部イングランド (Midlands)	8	18
北イングランド (North England)	5	6
外国その他	8	7

両パリッシュとも、圧倒的に多いのはロンドンのあるイングランド南東地方からの転入者である。このため、地域の住民は、生粋のコーンウォール生れよりも南東地方からの転入者の方が多いという結果になっている。退職者の多いセント・ジャストでは、コーンウォールの属する南西イングランドよりも、中部イングランドからの転入者が多くなっている。

⑤ 住 宅

パリッシュ世帯調査の実施にあたって、パリッシュの議長から住民あての依頼状が出されている。この冒頭部分に、「若者たちをコミュニティにとどまらせるために、安価な住宅と、地域内での職場の提供に、私たちは特に关心を持っている。」という文章がある。「住宅」「職場」が2大若者定住対策というところだろう。

a. 今後10年以内に別の住宅を必要とする人の割合

セント・キュー	9.5%
セント・ジャスト	16.5%

これらの理由としては、成人した若い人々が独立した家を希望する場合が最も多く、その他には、高齢や身体の不自由等により、生活しやすい家へ移動を希望する場合が多い。

b. (別の住宅を必要とする人が)別の住宅に移動する場合の 移動希望先

移動希望先	セント・キュー	セント・ジャスト
同じ集落内	67 (%)	88 (%)
近くの他の村	12	2
近くの町	9	3
その他	12	7

c. (別な住宅を必要とする人が) 取得可能な住宅の価格

価 格	セント・キュー	セント・ジャスト
400万まで (円)	40 (%)	59 (%)
400~ 560万	20	19
560~ 720万	28	6
720~ 880万	0	13
880~1120万	6	0
1120万以上	6	3

セント・ジャストの場合、720万円以下の低価格の住宅しか買えない人々の92%は、コーンウォール生まれである。このことは、転入者との間に所得格差があることを示している。

(参考) セント・ジャストの住宅価格 (1992年)

住 宅 の 種 類	セント・ジャスト	県 平 均
一戸建住宅(Detached)	(円) 約2800万	(円) 約1370万
二戸一棟住宅 (Semi-Detached)	—	約800万
平屋一戸建住宅(Bungalow)	約2100万	約1100万
小規模田園住宅(Cottage)	約1500万	—
多数連棟住宅(Terraced)	—	約700万
アパート(Flat)	約1400万	約550万
平 均	約2100万	約930万

この表をみると、セント・ジャストの住宅価格は、県平均の2倍を超えている。セント・ジャストは県外から多くの退職者が転入してきているが、そのことが住宅価格をこれほど吊り上げていることに驚きを感じる。「町よりも村の方が住宅価格が高い」という英国の実情をよく示しているといえよう。

一方、b. c. で示したように、コーンウォールに昔から住んでいる人は、自分の村に引き続いで住みたいと考えているにもかかわらず、低所得のため村内の住宅にはとても手が届かない。英国の田園地域では、住宅問題が特に重視されており、安価な小規模住宅を提供する必要性が強調される理由がよく理解できる。

島根県集落実態調査では、住宅供給問題に関する質問は設定されていない。
日本では過疎地域は市部よりも住宅価格が安いのが「常識」であり、住宅の取得自体はほとんど問題となっていないからだと思われる。

⑥ 開発に対する住民の態度

パリッシュ内に新たな住宅開発を行うことについての態度

態 度	セント・キュー	セント・ジャスト	
		パリッシュ生れ	平 均
贊 成	(%) 21	(%) 36	(%) 22
環境に配慮されれば賛成	45	47	49
反 対	34	17	29

住民の住宅ニーズに応じて、パリッシュ内に安価な住宅を建設しようとする地方団体の施策はあるが、住民の反対により実現が困難なことが多いという。上記の両パリッシュでは、環境保護に配慮する等の条件を付けても、住宅建設に反対する住民が1／3もいることが明らかになっている。セント・ジャストの調査では、パリッシュ生れでない、他の地域からの転入者が、主たる反対者であることが明らかである。

セント・ジャストの反対者のコメントとしては、次のようなものがある。

「開発は村の個性を損なう。」

「この村は十分大きく、これ以上拡大することはない。」

「人々は家を求めて移動できるのだから、住宅が欲しければ移動すればよい。」

「私たちは、強欲な民間デベロッパーに対して断固反対する。」

こうした反対に対して、セント・ジャスト・パリッシュ世帯調査報告書では、「こうした反対は、過去の開発の苦い思い出に基づくものが多い。住宅建設にあたっては、建物のデザイン、建設場所の配慮など、反対意見を考慮して開発を行う必要がある。」とコメントしている。

島根県集落実態調査では、住民の開発への態度を聞く設問はない。

島根県の過疎地域では、地元出身者が大半を占めることもある、開発に対して英國ほどの反対がなく、大きな問題となっていないことによるのだろう。

⑦ 雇用

雇用が若者定住対策の第2の柱であることについては、P131参照。

a. 成人の職業内訳

職業	セント・キュー	セント・ジャスト
退職者	37(%)	40(%)
自営業	21	21
勤労者	18	21
主婦／夫	15	9
就職活動者	6	2
学生	2	4
長期療養者	1	1
その他	—	1

b. 職業の種類

職業	セント・キュー	セント・ジャスト
農業・漁業・園芸	26.9(%)	12(%)
専門職・管理職	16.5	18
ホテル・給食・民宿	14.3	23
建設(ビル・配管等)	11.5	15
小売関係	9.9	10
一般事務職	7.2	6
その他	13.7	16

c. 就労先としてパリッシュ内に小規模の企業を新たに誘致することについて

	セント・キュー	セント・ジャスト
賛成	32(%)	55(%)
反対	68	45

セント・キューでは、2／3以上の人々が反対であるのが注目される。

d. 人々はどこで働いているか

就労地	セント・キュー	セント・ジャスト
パリッシュ内	32(%)	51(%)
パリッシュ外 (うち町外)	68	49 (21)

セント・ジャストでは、過半数の人がパリッシュ内で働いているが、これはパリッシュ内に小規模産業施設を設置したことと、漁業用施設の整備を行ったためと分析している。

e. 現在求職中の人はどのような仕事を欲しているか

内容が多岐にわたり偏りはない。具体的には次のようなものがある。

- ・管理的職務
- ・農業・園芸
- ・建設・運転
- ・小売関係
- ・民宿
- ・レジャー
- ・ケア・ワーカー
- ・教育
- ・工業技術系
- など

* 島根県の過疎地域の世帯の中心となる人の職業区分

職業	割合(%)
自営(農林漁業)	27.9
自営(商工業)	10.8
勤務(町内)	28.9
勤務(町外)	16.1
無職	16.3

* 島根県集落実態調査の中から、企業への雇用に関する点を拾うと次の通り。

- ・ 身近な町内には勤め口は十分あるが、地方都市の企業との賃金格差が大きい。
このため、できれば近くの町にも大企業が来てほしい。
- ・ 道路の整備によって通勤可能地を増やしてほしい。
- ・ 「今の仕事が少ない」「自分にあった勤め口がない」という雇用に関する悩みは、全体の悩みの中で約10%を占める。

⑧ 教育

地域の教育施設に満足していますか (%)

教育対象年齢	セント・キュー		セント・ジャスト	
	満足	不満足	満足	不満足
5歳未満	82	18	78	22
5~16	91	9	85	15
16~18	64	36	77	23
18歳以上	53	47	67	33
通学のための交通手段	92	8	91	9

満足・不満足の理由がないこと、学校までの距離が不明なため、この数値の分析は困難である。ただ、義務教育については、総じて満足度が高いが、高等教育・成人教育については、不満を持つ人が比較的多い。

島根県集落実態調査では、教育に関して次のような結果が出ている。

- ・ 学校までの距離が遠い。

- ・通学にはバス・JRなどが使われているが、統合や廃校によりスクール・バスを利用しているところもある。
- ・県内に子供の志望に合う大学がない。

⑨ 道路・交通

a. 車の所有台数

	セント・キュー	セント・ジャスト
1台	93(%)	54(%)
2台以上		27
なし	7	19

b. バスの利用

利用頻度	セント・キュー	セント・ジャスト
日常的に利用	4(%)	8(%)
時々利用	20	38
利用したことがない	70	54

c. 地域の交通問題を解決するために必要なこと（セント・ジャスト）

一方通行地域の導入	48.0 (%)
スピード制限の実施	10.6
車の通行制限	8.6
主要駐車場までの道路の整備	6.2
徒歩通行の励行	4.0
道路の拡張	2.5
その他	20.1

この調査を行ったのはセント・ジャストだけであるが、地域の主たる交通問題が、「多すぎる車の交通量」であることがわかる。英國では日本のような山間部がないため道路の状況がよいこと、車の使用が普及していることが原因であろう。

島根県集落実態調査では、峠や狭隘な地形のところでは幅員が狭く、1台しか通れなかつたり、スピードが出せないと不満がきかれた。道路の線形をよくして通勤範囲を広げれば定住に役立つという意見もある。また、英國には少ない除雪の問題もある。

⑩ 買い物

a. パリッシュ内の買い物についての意見

意見	セント・キュー	セント・ジャスト
大変よい	14(%)	12(%)
よい	39	43
普通	37	38
悪い	7	5
大変悪い	3	2

b. パリッシュ内の買い物の問題点

問題点	セント・キュー	セント・ジャスト
選択の幅が少ない	68(%)	34(%)
駐車場が少ない	21	19
アクセスが不便	3	23
その他(高すぎる)	8	24

c. パリッシュ内に欲しい商店

肉屋、魚屋、パブなど、具体的なさまざまな要求があるが、両パリッシュとも最も要望の高いのは、「郵便局に併設された商店」である。

(注) 英国では郵便局は、年金や各種公共サービスの手続き窓口として多様な活動を行っており、村の溜まり場的な存在にもなっている。

島根県集落実態調査では買い物について次のような意見がみられる。

- ・集落内に商店がない。
- ・車を持たない高齢者世帯の場合、商店へのアクセスが困難。

日常の買い物についての意見を両調査で比較することはできないが、商店へのアクセスの問題があることは共通している。

⑪ 健康・福祉

a. 精神・身体障害者を抱える世帯数

セント・キュー	13%
セント・ジャスト	17%

b. パリッシュ内で障害者の介護をするのは誰か
(パリッシュ外からの地方団体やボランティアによるサービスは別)

介護をする人	セント・キュー	セント・ジャスト
家族 (配偶者／内縁のパートナー)	62(%)	43 (30) (13)
（その他の家族）		
近所の人	15	22
誰もいない	23	22
その他		11

c. 高齢者のためにデイ・ケアセンターが必要か

	セント・キュー	セント・ジャスト
必 要	46(%)	49(%)
不必要	54	51

d. 高齢者のために地域に介護者グループの設立を望むか

	セント・キュー	セント・ジャスト
必 要	44(%)	57(%)
不必要	56	43

e. 地域の介護ボランティアを企画した場合、協力できるか (セント・ジャストのみ)

できる	35%
できない	65%

*上記の結果に基づき、セント・ジャスト・パリッシュでは、地方団体や医療組織の協力を得て、地域の介護ボランティア・センターの結成に向けた取組みを開始した。「できる」と答えた人のうち40名は、氏名・住所を記載していたため、パリッシュはまず彼らに働きかける予定である。

島根県集落実態調査によると、医療・福祉については次のような記述がある。

- ・通院のための交通機関が不便。
- ・最悪の事態の場合には、子供のところよりも施設に入る。
- ・子供に迷惑をかけたくない。
- ・給食や入浴サービスを、特別養護老人ホームやデイ・サービス・センターで行う町村が増えており、老人施設に対する偏見が少なくなっている。

- ・在宅福祉に対する希望は潜在的に多い。
- ・独居老人に対するサービスとして、ホーム・ヘルパーの巡回サービスや社会福祉協議会の給食サービスなどがある。
- ・集落全体で独居老人の様子を気をつけている例もある。
- ・独居老人だけで一緒に暮らして助け合いをしたらどうかという声もある。

パリッシュ世帯調査と島根県集落実態調査との結果では、次の点に違いがみられる。

* 子供の介護者としての役割

障害を持つ人を介護するのは家族が多数を占める点では同じだが、子供の役割がかなり異なる。島根県の調査からは、「子供」がまず第一の介護責任者として浮かび上がってくるが、パリッシュの結果からはそれが見られない。

* ボランティアに対する姿勢

パリッシュの調査には、調査を通じてボランティア活動を促進しようとする意図が感じられる。島根県の調査では、ボランティア活動についての設問はない。

⑫ 緊急サービス

a. 救急車サービスについての感想

	セント・キュー	セント・ジャスト
よ い	52(%)	59(%)
普 通	28	18
悪 い	4	6
わからぬ	16	16

b. 消防サービスについての感想

	セント・キュー	セント・ジャスト
よ い	46(%)	74(%)
普 通	22	11
悪 い	3	0
わからぬ	29	14

c. 警察のパリッシュ保護体制に満足しているか

	セント・キュー	セント・ジャスト
満足	45(%)	24(%)
不満足	55	76

セント・ジャストの女性のみの世帯では、10%しか満足していない。
「パリッシュ内で警察官を見たことがない」「これまで2度、警察官が車に乗って村を通り過ぎるのを見ただけ」という村人のコメントが紹介されている。

島根県集落実態調査では、次のようなことが述べられている。

- ・広域消防の到着に20分以上かかるところがあり不安。
- ・消防団員の高齢化、不足
- ・救急車の到着に30分以上かかることがあり不安。

(13) 環 境

a. パリッシュに特別な保護を必要とする特徴(景観など)があるか

	セント・キュー	セント・ジャスト
ある	43(%)	54(%)
ない	57	46

b. (aで「ある」と答えた人に)特別に保護すべきと思われるものは何か

セント・キュー	セント・ジャスト
森・特定の樹木	20.3(%)
教会	18.4
村全体	17.4
特定の橋・鉄橋	16.9
特定の農場	8.7
特定の景観	7.7
その他	10.6
集落全体	55.2(%)
樹木	32.4
特定の景観	8.1
その他観	4.3

c. パリッシュ内に隠すか取り除きたい目障りなもの
があるか

	セント・キュー	セント・ジャスト
ある	37(%)	44(%)
ない	63	56

「目障りなもの」とは、具体的には次のようなものである。

特定の建築物（特に新しいもの）、商店の店頭、頭上を通る送電線と送電塔、新しいゴルフコース、ごみの多い道路、手入れされていない庭、犬の糞など

島根県集落実態調査では、村の景観保護に関する設問はない。

⑯ レジャー施設

a. パリッシュ内にどのようなスポーツ・レジャー施設が欲しいか

セント・キュー	セント・ジャスト
・スイミング・プールの希望が多いが、財政的に無理であろうと考えられている。	戸外スポーツ 36.3(%)
・サッカー、クリケット、テニスなどのチームと多目的なグラウンドへの要望も多い。	スイミングプール 35.0
	スポーツセンター 10.2
	屋内スポーツ 7.6
	その他 10.9

b. 若者のための施設としてどのようなものが欲しいか

セント・キュー	セント・ジャスト
・若者のための施設・制度の不足には、一般に不満が多い。	スポーツ施設 40.2(%)
・最も要望の多いのは、フォーマル（スクウト活動など）またはインフォーマルな青年クラブである。	青年クラブ 39.3
	喫茶店 6.3
	その他 14.2

島根県集落実態調査では、スポーツ・レジャーについては次の結果が出ている。

- ・「気がかり、悩みに感じていること」のトップは、「娯楽の機会や文化的な刺激が少ない」ことである。
- ・「日常生活で不便に感じていること」の2番目は、「手軽に楽しめる文化・教養・娯楽施設がない」ことである。
- ・若者の定住のため、「文化・教養・余暇施設の整備」は3番目に重要である。
- ・集落の若い人から、花嫁や若者の遊び場、人とのつきあいの場を要求する意見がある。
- ・若者の娯楽はパチンコ、カラオケボックスが多い。
- ・青年団活動は、地域にもよるが、参加者が減ってきている。

パリッシュ世帯調査では、スポーツへの要求が高い。

一方島根県では、スポーツよりも、文化教養的なもの、室内での娯楽への関心が強い。

⑮ 村に対する全般的な意見（セント・ジャストのみ）

(1) セント・ジャストに住むこと一般

- ・今の集落以上のすばらしいところを知りません。
- ・この地域の友好的な雰囲気を守るために、いかなる援助もします。
- ・こんな美しいところに住めて本当にうれしいです。

(2) 従来の居住者からの転入者に対する意見

- ・新しく来た人たちの意見は、たいていエクサイティングで、チャレンジ精神があります。
- ・このパリッシュでは、多くの雇用と生活の糧は、こうした村への訪問者や滞在者がもたらしてくれています—1年のうち限られた期間ですが—。(夏などの休暇のため、一時的に村に滞在する人は多い)
- ・パリッシュ内の2つの集落は分断されたコミュニティです。一つは生活の安全を享受している一団（新しい裕福な転入者）であり、他方はこれまでそれを享受してこなかった一団です。前者のグループは、彼等には（自分たちのことだけでなく）村全体について責任があることを再教育すべきです。

(3) 住宅について

- ・村の大きな家には住めない人たちのために、新しく小さな家族用の住宅を建設されるのはいいことです。しかし、今後もっと多くの家族が、町から

来る裕福な人のために、別の家を探さなければならなくなるでしょう。

(4) パリッシュ世帯調査の実施について

- ・このような調査を実施するパリッシュを祝福します。
- ・この質問内容はとてもいいと思います。今後も毎年続けてください。
- ・パリッシュによる貴重なイニシアチブです。
- ・このような機会に参加させていただいてありがとうございました。

島根県集落実態調査では村での生活全般について、次のような言及がある。

・現在の生活に

満足 47%、不満足 11.7%、どちらでもない 36.9%

- ・自然が多く住みやすい。生まれたときから住んでおり愛着がある。
- ・新しく入ってくる人を受け入れる余地がある。
- ・新しく入ってくる人の住居は、行政が用意する。
- ・10年後の集落の人口について、減少すると考える人は、増加と考える人の12.3倍にのぼる。集落の消滅を予想する人もいる。

⑯ 両調査の比較一覧

	パリッシュ世帯調査	島根県集落実態調査
調査実施主体	パリッシュ(田園地域社会協議会の協力)	島根県過疎地域連絡協議会
調査時期	1992年	1991~1992年
集落の単位	パリッシュ	過疎地域の集落(農林業センサスの単位)
回答者	各世帯内の17歳以上全員	各集落の代表
共通する質問事項	人口・年齢別構成、雇用、教育、道路・交通、買い物、健康・福祉、緊急サービス、娯楽施設、集落への転入	
独自の質問事項	集落居住年数、住宅、開発への態度、環境(景観保存)	集落の共同作業・伝統行事、自治会、花嫁対策、転出、若者の定住対策、集落の未来
若者の定住対策 (3つまで)	雇用の場 安価な住宅	能力を活かせる雇用の場 文化・余暇施設、道路整備
特徴	・人口は全体として増えており、人口減に対する危機感はない。	・人口減への危機感が強く、村の消滅すら予感されている。
	・人口増の原因は、外部からの転入者が多いことによる。	・人口減の原因は、若者の流出と、高齢者の死亡である。
	・高齢化率が高く、この原因は高齢者の転入と若者の流出にある。	・高齢化率が高く、この原因は若者の流出にある。
	・住民の2/3近くは転入者	・住民はほとんどそこの生れ。
	・裕福な転入者によって、住宅価格は町の2倍以上に高騰。	・住宅の価格に関する問題はない。
	・若年層は、仕事不足と住宅の高騰のため流出。(成人した若者が親の家に住む習慣がない)	・若年層は、やりがいのある仕事と刺激を求めて流出。
	・転入者と従来の住人との間で、開発等をめぐって対立。	・冠婚葬祭への出費や、人間関係への悩みがある。
	・村の景観保存への意識が高い。 ・ボランティア活動への意欲が高い。	・高齢者の介護者として、子供への期待度が高い。 ・道路整備への要望が強い。

(2) 村に住む人へのインタビュー

イングランドの村に住む人は、どういう生活をし、何を考えているのかは、とても興味のあるところである。このため筆者は、調査に訪れたグロスター県とコーンウォール県で、下記の3人の女性を選んでインタビューを行った。このインタビューから、彼らの田園地域での生活や考え方、日本との共通性や違いが見えてくるはずである。

インタビューを行ったのは、次の女性たちである。

*ミセス・ビア (Mrs Jenny Beer)

グロスター県の Brookthorp という村で、古い農家を改造した家でベッド・アンド・ブレックファスト（民宿）を経営。3人の子供は成人し、現在一人暮らし。民宿を経営する傍ら、パリッシュの事務職員として働いている。60代前半。

*ミセス・スミス (Mrs Isobel Judith Smith)

コーンウォール県の Praze-an-Beeble という村で、夫と二人暮らし。4人の子供は成人し、空いた部屋を使って、民宿を経営している。上記の Mrs Beer と異なり、生活の主たる手段はミルク生産農業士の夫の収入であり、民宿経営にはあまり本腰を入れていない。50代前半。

*ミセス・テイラー (Mrs Margaret Louise Taylor)

コーンウォール県の Camborne という小さな町で、警察職員として勤務。2人の子供は成人し、現在は夫と二人暮らし。自治体国際化協会ロンドン事務所職員のハイジさんの母親でもある。50代前半。

① ミセス・ビアとのインタビュー「民宿の経営とパリッシュの仕事について」

日 時 : 1994年 6月 12日・13日

場 所 : 民宿「ギルバーツ」のダイニング・キッチン

民宿「ギルバーツ」は、美しい景観で有名なコッツウォルドに近い。広い道路から外れて、野うさぎが駆け抜ける細い道に入るとまもなく、古い木組みが素敵な建物が現れる。これが、400年も前に建てられた農家を改造し、4部屋（最高7人まで宿泊可能）の民宿にした「ギルバーツ」である。ここはイングランド観光局から、「強くお勧めできる（Highly Commended）」とのお墨付きをもらっている優良民宿である。

この主人ミセス・ビアは、一見ぶっきらぼうだが、とてもさっぱりとした性格の人である。民宿をはじめ、緑が目にしみる周囲の敷地に放し飼いにされた鶏や羊の世話、有機農法による野菜づくり、養蜂などを、朝から夕方遅くまで一人で行っている。これに加えて、合間には、住民200人ほどの小さいパリッシュの事務を、パート・タイマーとして行っている。

今回のインタビューは、グロスター県に調査のために出張した際に宿泊し、私と彼女の双方の空き時間を調整しながら行った。

[彼女自身のことについて]

—私が両親と一緒にこの村に来たのは、1937年のことです。両親は、この建物が気に入って、こわれかかっているのを建て直して民宿を始めました。

—私はここで育ったわけですが、ずっとここに住んでいたわけではありません。娘時代にノッティンガムの寄宿学校に入り、それから就職、結婚に伴って、ロンドン、プリストルと移りました。

—またここに戻ってきたのは、民宿を経営していた母親が亡くなったからです。私の夫はプリストルに職を持っていましたが、ここからすると高速道路の便利がいいので、車で30分ほどで通えますし、私もこここの民宿を続けたかったです。

—子供は3人いますが、皆成人してグロスター県外に住んでいます。娘はパキスタン人と結婚して、しばらくパキスタンに住んでいましたが、パキスタンの気候が合わず体調をこわしたため、家族ともどもまたイギリスに帰ってきました。

—子供と一緒に住みたいとは思いません。もちろん、時々はお互に会ったりしますが、私はここで自分の生活をいろいろ楽しむのが好きですし、子供にこの民宿を引き継いでほしいとも思っていません。

[民宿の経営について]

—この建物は、400年前のものであり、グレード2の登録建築物です。当初の保存・改修は、すべて両親の個人的な考え方と資金によって行われました。

—数年前に風呂の改良をしましたが、その時はイングランド観光局から、25%の補助金をもらいました。これ以外には、特にどこからも補助は受けていません。

—現在、イングランド観光局や、農場休暇協議会に民宿として登録しています(P92参照)。毎年会費を払って登録しておくと、各団体が全国の民宿一覧のガイドブックを作るとき掲載してもらえます。

—イングランド観光局では、部屋に風呂やテレビがあるか、お茶のサービスがあるなどによって、宿泊所のグレードを王冠マークで表していますが、夕食のサービスがないと、王冠2つが最高です。ですから、民宿（ベッド・アンド・ブレックファスト）ではどんなにがんばっても2つの王冠だけで、数多ある民宿の中では、王冠2つは実際のところあまり意味がないのです。このため、もっと付加価値を付けるためには、いかに設備やサービスがいいかについて、自分でイングランド観光局に推薦の手紙を書いて、「お勧めできる（Commended）」「強くお勧めできる（Highly Commended）」のお墨付きをもらうのです。私も「Highly Commended」をもらうために、何時間もかけて手紙を書きました。

一民宿の宣伝については、イングランド観光局、農村休暇協会の民宿一覧の冊子のほかに、自分で独自にリーフレットを印刷していますし、地元のディストリクトの観光部局がつくる観光案内パンフにも載せてもらっています。ここはディストリクトはストラウドですが、グロスターからの便もいいので、ストラウドの観光パンフだけでなく、グロスターのパンフにも載せてくれています。

一宿泊者の数は、昨年は不景気で少し減りましたが、長期的に見て増加しています。これは、昨年度の宿泊者数を月別に集計したものです。

4月	63人	10月	61人
5月	61人	11月	34人
6月	83人	12月	19人
7月	102人	1月	54人
8月	138人	2月	78人
9月	120人	3月	13人

(合計826人。1年を通じて毎日平均2.3人)

一夏のお客さんは、田園散策などレジャー目的の人が多いのはもとですが、うちには冬でもかなりの人がやってきます。冬は、ビジネスマンや、転居するための家探しのためにこちらあたりを見て回る人などが多いです。

一だいたい民宿からの通常の年収は、1万9千ポンド(300万円あまり)ほどです。私は一人暮らしで、どこへも遊びに行くわけでもありませんし、これで十分です。

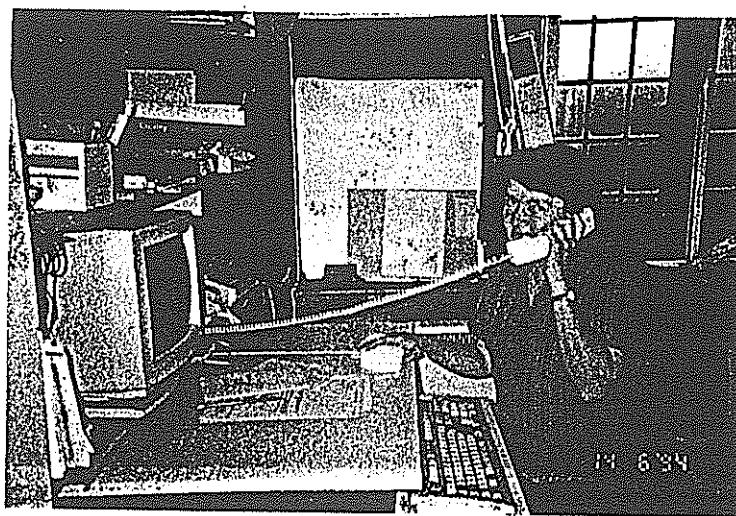
一英語が通じないお客様もあります。ついこの前も、英語のできないフランス人が予約もなくやってきて、しかもあいにく満室だったのです。私もフランス語は全く駄目ですから、意思を伝えるのにえらく時間がかかりました。でも、こういうハプニングはとても楽しいです。



ミセス・ピアが経営する民宿「ギルバーツ」。約400年前の建築物である。

[パリッシュの事務職員の仕事について]

- 私がこここのパリッシュの事務職員になってから12年経ちます。パート・タイムとして主に家で仕事をしており、職員は私一人です。
- 私がどうして事務職につくことになったかについてお話ししましょう。私の前任者は84歳でした。この人が高齢のために辞めることになったとき、私が推薦されたのです。私はここにずっと住んでいるし、私以外にやる人もいないでしょう。
- ここは住民300人程の小さい村なのでこういう選び方をしますが、大きなパリッシュだと公募するのが普通です。また、大きいパリッシュではフル・タイムで報酬もかなりありますが、私は年に300ポンド（5万円弱）しかもらっていない。それでも最近コンピューターを買ってもらったので、仕事がずいぶん楽になりました。
- パリッシュ事務職員の仕事は、毎月1回、村の集会所で行う会合の準備と、広報紙を発行して、住民に会合の案内や、いろいろな情報を提供することです。
- 毎月の会合に出席する人は、議員を除けば多くありません。必ず出席する人が2人ほどで、あとは議題に応じて関心のある人が参加するだけです。
- こここのパリッシュの議員は6人で、今の議長は農家の主婦です。4年に一度選挙しますが、転入・転出が激しいので、けっこう顔ぶれは変わります。それでも一番長い人は、17年間議員を続けています。
- 村に新しく転入してきた人には、パリッシュからの歓迎の手紙を出します。これは村の歴史や現在の活動を書いており、パリッシュ活動への積極的な参加を訴えるものです。（この手紙の文末にはこう書かれている。「村を単なる“宿泊所”にしてはなりません。村のアイデンティティを楽しみましょう。」）
- パリッシュの職員の研修コースが、チエルトナム・グロスター・カレッジで行われていて、私も参加しました。私は第一期生でしたが、法律や地方自治、財務などいろいろなことが勉強でき、自信が持てるようになりました。



自宅の部屋でパリッシュの仕事をするミセス・ビア

[村について]

- 村の人口は少しずつ増えています。しかし、50年も昔は、2ベッドルームの家に8~10人の子供がいたのですが、今は子供の数が非常に減りました。
- 新しく転入してくる人と、古くから住んでいる人との間の摩擦は、それほどあるわけではありません。ただ、転入者の80%は、村の活動に非協力的です。
- 村ではイベントはほとんどやりません。年に1回、クリスマスの時期に、村の集会所でくじ引き大会などをやる程度です。これには多くの人が参加します。
- パリッシュの活動の一環として、1989年にビレッジ・アプレーザル (P108参照) を実施しましたが、これは手間が大変でした。あんまり手間がかかるて、その間に住民も変わり、時代遅れになりそうです。アプレーザルの印刷の表紙には、1952年に村の集会所で行われた展示会の時に、誰かが書いた村の地図を使いました。なかなかいいでしょう。でも実はこの地図にはあちこちに間違いがあるんです。
- このアプレーザルの結果、安いコストの住宅建設 (ディストリクトが実施) と、村のニュースレターの発行を実現しました。
- 今、村で当面の問題になっているのは、チャリティー目的のガラクタ市を村で開くのを阻止することです。問題は、この種の市では、しばしば収益金をチャリティー目的に使用していないこと、またそこでの品物が盗難にあうことが多いことです。



ミセス・ピアの住む村。手前が村の集会所で、パリッシュの毎月の会合はここで行われる。正面の白い壁の建物は村で1軒だけのバブ。

② ミセス・スマスへのインタビュー「村の生活と女性サークル活動」

日 時 : 1994年6月28日

場 所 : 民宿「トレマイン・ヴィラ」の居間

民宿「トレマイン・ヴィラ」は、コーンウォールもかなり西の小さい集落、Prave-an-Beeble の外れにある。民宿の情報誌にも掲載されていず、村人に聞いてもほとんどだれも知らない、対外的な宣伝を全くといつていいほどしていない民宿である。

細い田舎道をしばらく行ったところに、一軒だけ離れて建っており、窓から見えるのは一面の農地と、遠くの教会の尖塔だけである。

ここのお主人 Mrs Smith は、非常にしっかり者といった感じの、上品な農家の奥さんである。駐車場に車を出し入れするたびに、わざわざ外に出て誘導してくれる親切な農業士のご主人と 2人ぐらしをしている。

[彼女自身のことについて]

—私がコーンウォール県に住むようになったのは20年前です。コーンウォールの中でも家を移りましたが、ここに住むようになってから10年経ちます。

—夫は、農家の生まれではありませんが、15歳の頃から農業に関心を持ち、一貫して農業士として働いてきました。彼は今ミルク生産に従事していますが、自分の技術に自信を持っています。

—私には 4人の子供がおり、今は皆成長して巣立ちました。長女は結婚してイスラエルに住んでおり、長男は県内、他の 2人の子供は県外に住んでいます。

—長男には 3人の孫がおり、嫁がフル・タイムで働いているので、週に 2日ほどは孫の子守をしています。孫の世話は大変で、週 2日がせいぜいです。あの 3日は、嫁はプロのチャイルド・マインダーに預けています。

[民宿の経営について]

—6年前に子供達がここを巣立った後、3つの部屋が空いたので、これをを利用して民宿を始めました。この地域では、農家の一戸あたりの農地が狭く、農業収入だけでは十分でないので、多くの農家がこうした副業をしています。

—しかし、すでにお話ししたように、私は週に 2日は孫の子守をしていますし、休みには子供達が帰ってくるので、その部屋を確保する必要がありますから、あまり本腰を入れて民宿をやっているわけではありません。このため、外部への宣伝はせず、知り合いの民宿と連絡をとって、そこが定員以上の申し込みがあった時、お客様をまわしてもらうようにしています。それでも観光シーズンには、週に 10人程度のお客がありますから、けっこう忙しいです。



ミセス・スミスが経営する民宿「トレマイン・ヴィラ」

[村の生活について]

—大きい都市から村に転入してくる人は多いです。すぐ向こうの家も、ロンドンから来た人です。ロンドンからコーンウォールの景色にあこがれて来る人は多いですが、ここではいい仕事がないので困ることもあるようです。

—私自身10年前にこの村に来ましたが、実をいうとあまりこの村には溶け込んでいません。パリッシュのこともあまり関心はありません。なぜなら、パリッシュは教会と一緒に組織で、教会に関する行事が多いからです。(注)

(注) 歴史的に、パリッシュは「教区」であったから、活動は教会と結び付いていたが、今日は、制度的には法的な地方団体となっている。しかし實際には、住民から「パリッシュ=教区」と見られているようだ。

—村には小さい店もありますが、日常の買い物は、ほとんど隣の町に新しくできたテスコ(大きいチェーン店のスーパー・マーケット)に車で行きます。村で利用するのは、新聞を買うほかは、郵便局とガソリンスタンドくらいのものです。

—村には、プレイズ・フェア・デイといって、夏のお祭りがあります。バンドの演奏や子供のダンス、絵の展覧会、馬術競技などをやりますが、なかなか楽しいものです。これをだれが実施しているかですか? …誰でしょうね、これまで考えたことがないのでわかりません。

—村のパブの近くの空き家に、よく若者たちがたくさん集まっています。あれは仕事のない若者たちが、酒やドラッグに浸っているのですが、村の年寄りはこわがっています。ドラッグが簡単に手に入ることもありますが、家庭での親の教育力が非常に落ちていると思います。

(注) 黒づくめの若者が10人ばかりカラスのように集まって、村のパブの脇の塀のところでウロウロしているのを筆者も見た。

[地域の女性サークル活動について]

- 私は10年前にこの村に移ってきましたが、この前は割合近くの村に住んでいたので、今でもその村の友人たちとの付き合いが多いです。
- 「Women's Institute」という全国的な婦人会組織がありますが、それは会費が高いので、私たちは「Ladies' Institute」という名前を付けて、気の合う女性たちでサークルを作りました。最初のメンバーは、まだ私の子供達が村の小学校に通っていた頃、親同志で知り合った人たちです。
- 子供が小さい間は、子供を通じて知り合いができやすいですが、人にもよりますが、子供がないと新しい村で友達をつくるのはむずかしいことがあります。
- 現在、Ladies' Instituteには24人の仲間がいますが、毎月第2月曜日の夕方8時から10時まで定例会を持ちます。私は車でここから出かけていきます。土日は家族のために使う日ですから、会合を持つことはありません。子供は通常8時には寝かせますから、子供が寝た後リラックスして集まれるわけです。
- 集まって何をやっているかというと、まずおしゃべりです。気の合った者が集まっておしゃべりするのは本当に楽しいですね。またいろいろな講師を呼んで話を聞いたりもします。テーマは料理やお花など。また、バーベキューをしたりもします。



スミスさんご夫婦。ご主人は近所の農場でミルクの生産の仕事をしている。

[今後の生活について]

- この村に住んで10年になりますが、また家を移ることを今真剣に考えています。ご承知のように、子供達も家を出てしまって、今は民宿をやっていますが、私たちには少し広すぎます。それに、コーンウォールは風が強く湿り気が多いので、もう少し気候のよい所に行きたいと思っているのです。
- 今考えているのは、デボン（隣の県）です。夫は、自分の農業技術に自信を持っていますから、新しいところでも適当な農場を見つけて働けると思います（注）。

(注) ご主人は、昔は自分で農場を経営していたが、その後それをやめて他の農場で雇用されるようになった。

—子供と同居するつもりは全くありません。自分の老後についてはあまり考えたくないですが、民間老人ホームに行くかもしれません。私は以前、民間ホームでボランティアをしていましたことがありますが、ホテルのようではよかったです。入園料は高いですが、家を売れば入れるでしょう。

③ ミセス・テイラーへのインタビュー 「まちの活性化イベントと若者のこと」

日 時 : 1994年6月27日

場 所 : ミセス・テイラーの自宅の台所

ミセス・テイラー（通称マギー）は、自治体国際化協会ロンドン事務所に勤務するハイジさんのお母さんである。二人の子供は巣立ち、現在はコーンウォールの西に位置するカンボーンという町で、ご主人と一緒にぐらしをしている。カンボーンは昔は鉱業の盛んな町であったが、今は鉱業は大幅に衰退、大きな事業所はほとんどなくなり、若者の働き場が不足している。

ミセス・テイラーさんは、こうした町で警察に勤務しながら町の地域活動でも活躍する、やさしく元気あふれた女性である。

[彼女自身のことについて]

—この町には30年間住んでいます。父が牧師だったので、父の移動に伴ってここにやってきました。

—ここに移ってきた当初、母は友達をつくるのに苦労していました。ただ、ここカンボーンの町には鉱業を教える学校があって、当時世界中から人が来ていましたので、住民の間にもフレンドリーな雰囲気があり、まもなく溶け込むことができました。

—私は23年前から、すぐ近くの警察署で、女性の囚人の世話をする仕事をしています。女性の逮捕者がいるとポケット・ベルが鳴って警察に出かけます。警察官から身柄を引き受けて、医師や弁護士などに引き渡すまでの世話をするのが私の仕事です。逮捕者が出るのは昼も夜もありませんから、真夜中に出かけることもあります。

—仕事を始めた頃は女性の逮捕者は少なかったのですが、今では勤務時間が週に47時間とか57時間とかいう時もあります。

—私は自分の母の介護を家でしていましたので、夜によく母が階段から落ちたりして大変でした。警察で夜中に仕事をしている時に家から電話がかかってきて、勤めか

ら一度家に戻って、また働きに出たこともあります。

[町の若者について]

—私は2人の子供がいますが、2人ともロンドンに住んでいます。多くの人がロンドンに出ていますが、それは勤め口がないので仕方なくそうしているのです。ハイジもここで働いたことはありますが、パート・タイムや臨時の仕事しかなかったので、決心してロンドンに出ました。でも彼女はここが好きで、月に1度は帰ってきます。金曜日の夕方ロンドンを車で出るので、ここに着くのは深夜の2時頃です。ですから土曜日はほとんど家で寝ている状態で、また日曜日にはロンドンに帰らなければなりません。それに、彼女の車は小さくてあまりスピードが出ませんから大変です。

—昔はここは、鉱業とエンジニアリングの大きな産業があったのですが、今は皆つぶれてしまって、あるのは小さな企業ばかりです。ハイジの友達も、ここでは仕事がないので皆外に出ています。若い人にとって、地元に仕事がないのは深刻です。

—息子のキースは、コーンウォール県には大学がないので、隣の県の大学に入りました。できるだけ家から近い大学に行くのが彼の希望だったのです。今はロンドンでいい職を得て私も喜んでいます。

—仕事を通じて若者を見る機会が多いですが、最近はドラッグに関わる事件が多いですね、日本ではどうでしょうか、ここでは薬が簡単に手に入ってしまうのです。それと、家族が昔に比べると緊密でなくなってきたために、家庭の教育力が落ちています。

—先週もひどい事件がありました。13歳の少女が泥酔して警察に保護されたのですが、家に電話したところ、親は警察で一晩預かってくれというのです。法律で少年は警察で夜を過ごしてはいけないことになっているのですが、親が引き取らないので、仕方なく一晩預かりました。翌日、親は午前中買い物に行って、その帰りに警察に子供を引取りに來たのです。若い親には、私たちの理解を超えたところがあります。

[まちの活性化イベントのこと]

—コーンウォールには、コーンウォールの歴史と地域に対して功績があった人を「バード」として登録する制度があります。現在は250人ほどのバードが登録されていますが、これは大変名誉なことです。私の母も、家族の歴史を調べて本を出したことが評価されてバードに選ばれました。

—現在250人ほどのバードがいますが、年に1度彼らが一堂に会するイベントがあります。バードはコーンウォールだけでなく、世界中にいますから、世界中から集まっています。この時、バードは長いマントを着てずらりと並びます。このイベントには誰でも参加でき、皆で歌を歌ったり、写真撮影会をしたりします。

—このイベントはゴーセット（古いコーンウォールの言葉）といいます。毎年秋、コ

ーンウォール内の町が持ちまわりで実施します。今年はここカンボーンで行われますので、成功させようと町は盛り上がっています。

一カンボーンでは、春に年中行事のイベントがあります。「Trevithick Day」といって、カンボーン出身の蒸気エンジンの発明者、Richard Trevithick にちなんだお祭りです。蒸気機関というとスチーブンソンを思い浮かべる人が多いですが、最初に蒸気エンジンを発明したのは Trevithick です。

(注) カンボーンの町の目抜き通りには、Trevithick の銅像が建っている。

—このお祭りは、町の有志が発起人となって、10年ほど前に始められました。お祭りは1日だけですが、いろいろな店が出たり、町民の歌や踊りなどにぎやかです。この経費はほとんど住民が出し合っていますが、ディストリクトも少し負担しています。

—町民のさまざまな事業の中心となっているのは、コミュニティ・センターです。ここでは47の事業をしていて、赤十字やスカウトなどの活動も行っています。

—またコーンウォールの各町には、オールド・コーンウォール・ソサエティというグループがあります。これは主として高齢者が、地域の歴史を掘り起こす活動をしているもので、定期的に本も出版するなどがんばっています。

[将来のこと]

—この家を買って10年になりますが、子供達も家を出て、少し私たち2人には広すぎるため、どこかに移ろうかと思っています。どこかといえば、もっと田舎の方でしょうね。確かに、ここは駅も近くて便利はいいですが、田舎の方が魅力的です。

—子供と一緒に暮らす気はありません。もちろん子供がそうしたいというのなら一緒に住んでもいいですが、生活の形態も違いますし、それぞれの生活を大事にした方がいいと思います。



自宅の庭でくつろぐミセス・ティラー



IV. まとめ—英國から何を学ぶか





英國の田園地域は、「人が増えている」という意味で、日本の過疎地域の理想を実現している。筆者の所属する島根県の町では、大都市の住民に対して、退職後の居住地として選んでもらえるよう、町を挙げてPRに力を入れているから、黙っていても人がやってくる英國の田園地域は、うらやましい限りかもしれない。

この背後には、多くの社会的・文化的な違いがあるから、日本で将来、英國と同じような現象が、同じような規模で起こることは想像しにくい。しかし、早い段階で人口の都市集中を終えた「先輩」として、英國の経験から学ぶことは意義あることだと考えられる。本章ではレポートのまとめとして、今日の英國の田園地域の問題点を挙げるとともに、日本が英國から学んだ方がよいと思われることを簡単に述べる。

1. 英国の田園地域の問題点

(1) 開発と環境保護との競合とコミュニティの分断

現在の英國の田園地域の最大の問題は、開発と環境保護との競合である。

今日の美しい田園地域は、農業と地方団体の厳しい開発規制によって形成されてきたが、農業の衰退と住宅の高騰によって、就労の場と安価な住宅が必要になっている。これを実現するには、既存の開発規制を一部ゆるめざるをえない場合など、田園地域の居住者の生活のためには、環境保護を主張するだけでは済まなくなっている。

田園地域の開発の必要性については、近年広く理解が得られるようになってきている。しかし同時に、「英國人の共通の財産 (Common Inheritance)」として、田園地域の環境保護を主張する人々はそれを上回る勢力となっており、開発には必ず環境への配慮が求められることが、政府の田園地域に関する政策の焦点となっている。

開発と環境とを統合する新しい概念として、近年「保存的な開発(sustainable development)」が主張されている。これに対しては、理念としては支持できるものの、現実には妥協的でいわめてあいまいな概念であるという指摘もある (『rural sustainable development (Rural Development Commission 1993)』より)。何より実際的な問題は、具体的な開発 (ことに住宅開発) 計画を実現しようとする場合に、住民の間で、開発と環境との接点がなかなか見出だせないことであろう。

このことは、もう一つ別の側面を持っている。集落の中の転入者と従来の居住者の間の意識の格差の問題である。住民の間にコンセンサスが得られない理由は、コミュニティの中に、関心と利害の異なる別のグループがあることによる。転入者のグループは、せっかくその美しさに魅せられて移り住んだ村の景観をこわしてほしくないし、長く居住している人のグループにとっては、愛着のある村で生活を続けるには、それにふさわしい場が必要なのである。ことに、住宅については、価格の高騰の原因が転入者にあることも問題である。「もはや村 (地域的な広がり)=コミュニティ (統一的

な人々の集団) ではない。」と田園開発委員会のレポート「English Rural Communities」はいう。「今の村のコンセプトは『コミュニティの中のグループ集団』である。」

(2) 英国内の南北問題

田園地域について、「遠隔 (remote)」と「アクセス容易 (accessible)」の区分がなされることがあるが、本稿ではそれ以外はすべてひっくりめで説明してきた。それは、各種の統計や資料がそれ以外の区別をしていないことによる。

しかし、田園地域もそれが位置する「地方」によって、それぞれの間に、地方間格差の影響を受けた相違があるようだ。

例えば、P19の地図を見ると、過去10年間の人口増加率が高いのは南部であって、平均すると北部は少ない。また、下記の表は、地方ごとの人口増減予測であるが、地方間の違いはかなり大きい。ことにイングランド北部は今後の減少が予測されており、リバプールのような北西地方の都市は、今後人口が激減するといわれている。

各地方内では、人口は都市部から田園地域に流れて行くものと予想されるが、英国全体の南北格差によって、「北部田園地域」「南部田園地域」に何らかの相違点を生じることが考えられる。

1986～2000年までの雇用と人口の増減予測

地 方 (注)	雇用総数 (%)	人 口 (%)
早い速度で成長する地方		
東アンгリア (East Anglia)	+24.2	+15.9
南西部 (South West)	+24.2	+12.4
東ミッドランド (East Mid-land)	+23.5	+11.0
ゆるやかに成長する地方		
南東部 (South East)	+ 8.1	+ 3.9
ヨークシャー&ハンバーサイド	+ 7.2	- 0.5
西ミッドランド (West Mid-land)	+ 3.6	+ 0.5
スコットランド	+ 2.6	- 4.8
ウェールズ	+ 0.7	+ 0.2
減少する地方		
北アイルランド	- 5.4	- 7.3
北部 (North)	- 5.8	- 6.3
北西部 (North West)	- 7.2	- 7.9

(Cambridge Econometrics/Northern Ireland Research Centre, Regional Economic Prospects 1987) (注)地方の位置については P98 の地図参照。

2. 英国から何を学ぶか

(1) 自然を愛する心

英国人がレジャーのために、いかに頻繁に田園を訪れているかは驚くばかりである。家族や友人と広い野原をただ歩くことが、若者にとってもディスコや映画などよりもかに人気のある娯楽なのである。

人々は休日に訪れるだけではあきたらず、町から田園地域に移り住み始めた。少々遠距離でもよいから、ゆったりとした自然の中の田園地域に住みたがるのである。子供が健全に育つには、自然にふれることが不可欠とも考える。彼等は頭の中で思うだけでなく、実際に行動に移すのである。

私たち日本人は、そこに人工的な何かがなければ「文化的でない」「退屈」と考えやすい。英国人のように、自然と景観そのものが文化だと考え、そして自然に触れることが人間の生き方に不可欠と考え、それを楽しむことができるような生き方こそ、日本の田園地域活性化に必要なものではなかろうか。

(2) 静寂へのあこがれ

英國に住んでみると、日本はいかに人が多いかを実感する。ロンドンでは朝のラッシュ時でも電車に座ることができるのだが、英国人はそれでも「ロンドンは大都市で人が多すぎる」と言う。日本では地方の県でも県都の人口が10万人といえば非常に少ない感じるが、英國ではそれが普通である。

日本では「過疎」というと、活気がなく寂しいと感じる。筆者はいろいろな英國の村を訪れたが、それらの村は、日本の過疎地域と比べてももっと小さな集落で、家が数軒しかないところもある。彼らにとっては村とはそういうもので、それを「寂しい」というよりも「静かでよい」と考える。日本では、過疎を逆手に取るために「適疎」などと呼ぶ人もあるが、改めてそう呼ぶまでもなく、多くの英國人にとって人間らしい暮らしとは、日本の過疎地くらいの人口の集落にあるのだ。私たちは、人の多さと離踏に慣れすぎた感覚を、もう一度見直してみる価値があるのでなかろうか。

(3) 美しい村への誇りと開発の手法

このことは、1. の問題点の方でも指摘した。転入者の開発絶対反対の姿勢は利己的と批判されるが—確かにそのとおりであるが—、美しい村を絶対守ろうとするその姿勢は、学ぶべき点の一つでもある。自分の住む村の美しさに気付いていることは、村に誇りを持つために非常に重要なことだからである。パリッシュ世帯調査の中でも、約半数の人が、意識的に、村のすぐれた景観を特別に保護すべきだと考えている(P140)

参照)。

また、これに対する開発の手法も学ぶべきところが多い。グロスター・シャー・カウンティの実例で示したように、新しい事業所を作るために、使われなくなった農家の倉庫を改造するなど、新しい建物よりも古い方に価値を置く英國人の感覚によく合致するものである上、景観を壊さない優れた施策である。建物の構造から日本ではむずかしい面もあるが、「村の景観保護」はもっと意識されてよいのではないか。また、安価な住宅開発の例(P111参照)では、ゆったりとした敷地と駐車場、村の雰囲気に合った建物の外観など参考になる。

(4) 道路を始めとした社会資本の整備

英國の田園地域に人が住むようになったのは、根本的には田園が好きだからであるが、それを可能にしたのは、よく整備された道路と自家用車の普及である。田園地域に人が移動し始めたのは1950年代の半ばであるが、自家用車が普及し始めた時期とちょうど一致している。

かなり人里離れたところでも、町へのアクセスが非常によく、車で15~20分も行けば町の中心街に着くことができる。また、高速道路へのアクセスもよいので、大都市への通勤も可能である。ちょっとした幹線道路はほとんど片側2車線であり、高速道路は片側3車線である。また、高速道路は無料であるから、いちいち料金を払う手間もない。

島根県集落実態調査の中で、「道路を整備すれば定住に役立つ」という意見があったが、全く同感である。日本の場合、山がちな地形のために道路には経費がかかるが、過疎問題だけでなく大都市問題を解決するためにも、質の高い道路の整備を行う必要がある。

この他、後進地域である田園開発地域の指定基準に「セントラル・ヒーティングのない世帯の割合」という項目があるが、何と15.9%以上だと指定対象となるのである(P60参照)。ちなみに、ロンドンと東京の冬の平均気温は同じである。また、1991年の田園地域のサービス実態調査によると、下水道設備のない田園地域のパリッシュは22%だけである(P72参照)。基本的な生活基盤を整えることが、魅力ある田園地域づくりには不可欠であろう。

(5) 転入者を受け入れる柔軟性のある社会

パリッシュ世帯調査によると、集落の2/3が転入者というところもある。土着の人の方が少数派であるほど、英國の村には流動性がある。人が出入りすることが、全く日常茶飯事になっており、年齢層に関わらずこの動きは激しい。日本ではよくあることだが、村を去ることへの罪悪感や、見知らぬ村に転入する緊張感などは、ここで

は全く無縁のように見える。日本のような村の共同作業や行事が少なく、村のアイデンティティが日本ほど強くないことも、英國の村の移動に緊張感が伴わない理由の一つだろう。

コーンウォールでのインタビューによると、子供が巣立った後は夫婦二人では家が広すぎる所以、転居する場合がかなりあるようだ。英國では、自分で住宅を建てることはほとんどなく、家財道具が一式付いた家を借りるか買うかする方法なので、転居も楽だし、古い家だと大きく成長した木のある庭も付いている。こうした住宅の取得方法は、人の移動を促す上で有益であろう。

(6) 多彩なボランティア活動とその組織化

セント・ジャストでは、パリッシュ世帯調査を契機に、介護ボランティア・グループが設立された。地域のニーズの存在と、それを助ける意欲のある人とをうまく結び付けたわけである。ボランティア活動に実際に参加する人の多さと、パリッシュや田園地域社会協議会の、人々の活力を組織化する力量に学ぶところが多い。

また、グロスター・シャー県で紹介したように、希望に応じた運転ボランティアや、寝たきりの人を家庭で介護する人に休息を与えるための介護ボランティアなど、実に多彩で気がきいている。ボランティア活動が真に根付いた社会であることを感じさせる。

資料1 「田園地域」の訳語と定義

1. 訳語について

本書で「田園」「田園地域」と訳したものの中には、英語では「rural area」と「countryside」の2種類がある。感覚的には、rural area=田舎、countryside=田園地域といった響きがあるといってよいが、英國環境省の担当者に聞いてみても、使用法が厳密に区分されているわけではないようだ。

これらは、いわば本書の最も基本的なキー・ワードであるにもかかわらず、「田舎」「地方」「農村」「田園」など違ったニュアンスの言葉の中から、統一的な訳語を定めるのが難しかった。その中で、「田園」「田園地域」を選んだのは、日本では「田舎」という言葉には一種の蔑みが感じられ、本書はそれに抵抗することが目的だったこと、「地方」では、地方の中での都市とそれ以外の地域の区別ができないこと、「農村」では、農業が主たる産業というイメージがあり、農業に従事している人が極めて少ない英國ではしっくりこない面があることによる。「田園」には明るく美しい印象があり、最近の日本でも好んで使用されるようになっているようだ。

2. 「田園地域」の定義

英國には、「田園地域」の法的な定義はない。しかし田園開発委員会は、原則として、人口1万人未満の集落（英國は日本の市町村に相当するディストリクトの規模が大きいため、単位としては概ねディストリクトの選挙区を採用している。）を事業の対象としている。

（参考）

各国の「田園地域」の定義

オーストラリア	ホリディ・リゾートなどを除き、人口が1,000人以下の集落
オーストリア	人口5,000人以下の町
カナダ	人口1,000人以下かつ人口密度が400人／平方キロ以下の地域
デンマーク	人口200人以下の集落
ノルウェー	〃
フランス	人々が隣接した家または200m以下の距離にある家に住んでおり、人口2,000人以下の町
ポルトガル	人口10,000人未満の町
スイス	〃

資料：UN Demographic Year-books and Robinson (1991)

資料2 田園地域に関する関係団体一覧

1. 公共部門

(1) EC 関係

* 欧州構造基金 (Structure Fund)

欧洲社会基金 (European Social Fund)、欧洲地域開発基金 (European Regional Development Fund)、欧洲農業指導保証基金指導部門 (Guidance Section of the European Agricultural Guidance and Guarantee Fund) の3つの基金の総称。EC の地域間格差を是正することを目的とし、EC の地域政策の核となっている。従来、3 基金が個別に運用されていたが、相互の有機的な運用を目指すため、共通のルールに基づく「構造基金」として再編成された。具体的な対象としては、(1)後進地域の開発促進、(2)衰退産業地域の構造転換促進、(3)長期的な失業への対策、(4)若年層の職業訓練、(5)農業の構造調整と後進的農村地域の開発がある。

(注) 欧州社会基金 (European Social Fund)

1958年に創設され、特定の地域の産業構造の転換に伴う新たな雇用と職業訓練を支援することを目的とする。

欧洲地域開発基金 (European Regional Development Fund)

1975年に創設され、産業構造の変化や構造的な低開発などによって起こる地域間の経済格差の是正を目的とする。

欧洲農業指導保証基金指導部門 (Guidance Section of the European Agricultural Guidance and Guarantee Fund)

EC 共通農業政策に基づき、地域の農業構造の再調整と田園地域の開発を目的とする。

(連絡先)

European Commission London Office

8 Storey's Gate, London SW1P 3AT

Tel : 071-973-1992

(2) 政府・政府の外郭団体

[イギリス]

* 環境省 (Department of the Environment)

住宅及び都市計画、環境及び田園地域、地方自治体及び都市地域の3つの機能を持つ。現在の田園地域に関する政策の中心的役割を果たす。

Room N19/14, Marsham Street, London SW1P 3EB

Tel : 071-276-3000

* 農業水産食糧省 (Ministry of Agriculture, Fisheries and Food)

国内の農業政策全般と EC の共通農業政策の実施に責任を持つ。全国農業者同盟 (National Farmers' Union) と田園土地所有者協会 (Country Landowners' Association)との関係が深い。

Whitehall Place, London SW1A 2HH

Tel : 071-270-3000

* 森林委員会 (Forestry Commission)

植林や、木材その他の森林生産物の生産促進とともに、田園地域の自然景観とアメニティの向上を目的とする。英国全体の森林に責任を持つ。

231 Corstorphine Road, Edinburgh EH12 7AT

Tel : 031-334-0303

* イングリッシュ・ネイチャー (English Nature)

イングランドの自然保護全般に責任を持つ政府への助言機関。主たる機能は、特別科学的重要地域 (Sites of Special Scientific Interest : SSSIs) の指定と管理、自然保護に関わる各種アドバイス、委託研究やその他の研究の助成などである。

Northminster House, Peterborough, PE1 1UA

Tel : 0733-340345

* 田園委員会 (Countryside Commission)

1968年田園地域法 (Countryside Act 1968)に基づいて設立された環境省の外郭団体。イングランドの田園地域の自然景観とアメニティの保護促進を目的とする。

John Dower House, Crescent Place, Cheltenham,

Gloucestershire GL50 3RA

Tel : 0242-584270

* 田園開発委員会 (Rural Development Commission)

1974年、それまでの開発基金 (Development Fund) から、イングランドの田園地域の社会的・経済的開発を促進する団体として再編成された。その機能は、田園地域の雇用機会の創出や住宅問題の解決、地域社会の活性化など。

141 Castle Street, Salisbury, Wiltshire SP1 3TP

Tel : 0722-336255

* イングランド観光局 (England Tourist Board)

1969年観光開発法 (Development of Tourism Act 1969)に基づき、英國観光庁 (British Tourist Authority)と共に、英國の観光産業の促進を目的として設立。地方団体や民間の観光開発を促進させるための触媒としての役割が期待されている。

Thames Tower, Black's Road, Hammersmith, London W6 9EL

Tel : 081-849-9000

[ウェールズ]

* ウェールズ省 (Welsh Office)

ウェールズについて、農業、経済、教育、環境など全般的な管轄権を持つ。

Cathays Park, Cardiff CE1 3NQ

Tel : 0222-825111

* ウェールズ田園協会 (Countryside Council for Wales)

ウェールズの田園地域において、イングランドのイングリッシュ・ネイチャーと田園委員会の機能を併せ持つ組織。

Plas Penrhos, Fford Penrhos, Bangor, Gwynedd LL57 2LQ

Tel : 0248-370444

* ウェールズ開発庁 (Welsh Development Agency)

1975年ウェールズ開発法に基づいて設立された。ウェールズ全域における経済開発の促進を目的とする。

Pearl House, Greyfriars Road, Cardiff, CF1 3XX

Tel : 0222-222666

* 田園ウェールズ開発委員会 (Development Board for Rural Wales)

1976年田園ウェールズ開発法 (Development of Rural Wales Act 1976)に基づいて設立された。特に開発の遅れた中央ウェールズ（地域は全ウェールズの40%を占めるが人口は7%に過ぎない）の社会・経済的開発を目的とする。

Ladywell House, Newetown, Powys SY16 1JB

Tel : 0686-626965

* ウェールズ観光局 (Wales Tourist Board)

イングランド観光局と同じ。

Brunel House, 2 Fitzalan Road, Cardiff CF2 1VY

Tel : 0222-499909

[スコットランド]

* スコットランド省 (Scottish Office)

スコットランドについて、農業、経済、教育、環境など全般的な管轄権を持つ。

St Andrew's House, Edinburgh EH1 3DG

Tel : 031-556-8400

* スコティッシュ・ナチュラル・ヘリテッジ (Scottish Natural Heritage)

スコットランドの田園地域において、イングランドのイングリッシュ・ネイチャーと田園委員会の機能を併せ持つ組織。

12 Hope Terrace, Edinburgh EH9 2AS

Tel : 031-447-4784

*スコティッシュ・エンタープライズ (Scottish Enterprise)

スコットランドの経済開発と環境改善及び職業訓練に責任を持つ。

120 Bothwell Street, Glasgow G2 7JP

Tel : 041-248-2700

*スコットランド観光局 (Scotland Tourist Board)

イングランド観光局と同じ。

23 Ravelston Terrace, Edinburgh EH4 3EU

Tel : 031-332-2433

(3) 地方団体

*県 (County Council)

域内の田園地域に対して全般的な責任を負う。県が作成する地域の開発計画 (Structure Plan) は、県内の田園地域政策の根幹となる。田園地域の開発許可など具体的な権限はディストリクトにある。

*ディストリクト (District Council 日本では市町村に相当)

1972年地方自治法 (Local Government Act 1972) により地方団体が再編成される以前は、田園ディストリクト (Rural District) と呼ばれる地方団体が存在したが、1974年の同法の施行後は地域による区別はなくなった。ディストリクトは、地域の開発計画である地域計画 (local plan) の策定と実施に責任を有するが、民間の開発申請に対して強い規制の権限を持っている。

*ローカル・カウンシル (パリッシュ・コミュニティ)

中世に教会が設けた教区に起源を持ち、1894年地方自治法 (Local Government Act 1894) で住民に最も身近な最下層の地方団体として法制化された。イングランドではパリッシュと呼ばれるが、ウェールズでは英國国教会が廃止されたため、教会を連想させる名称は好ましくないとされ、コミュニティと呼ばれている。おおむね田園地域に存在し、平均人口は約1,500人と小規模である。少額ながら (千円程度) 税の徴収権も持ち、小公園などレクリエーション施設の管理、墓地の管理、環境対策、街灯やバスの待合所の管理など、田園地域の住民の生活に密接した仕事を行っている。

2. 民間部門

(1) 経済関係

*田園土地所有者協会 (Country Landowners' Association)

1907年に設立された田園地域の土地所有者の団体で、その目的は、土地所有に係る権益の保護及び田園地域の保護である。これまで農業と環境保護との調和に努め

てきており、全国農業者同盟 (National Farmers' Union) とは深い関係を持っている。保守党との繋がりを通じて、政府への強い政治的影響力を持っている。

*全国農業者同盟 (National Farmers' Union)

各県の農業者の連絡組織からスタートし、1908年に全国組織として設立された。

農業者の利益代表として政府に対して強い影響力を持っている。

(2) 環境保存関係

*田園イングランド保護協会 (Council for the Protection of Rural England)

田園地域の景観保護を目的とする団体の中で最も傑出した団体の一つ。1926年に設立。設立当初から、政治家、文化人、都市計画専門家などと強い関係を持っていた。田園地域の環境を守るため、産業の開発や不調和な建物の建築などに対して反対活動を続けてきた。

Warwick House, 25 Buckingham Palace Road, London SW1W 0PP

Tel : 071-976-6433

*ナショナル・トラスト (National Trust)

1895年に設立された、英国で最も古い環境保護団体の一つ。その特種性は、歴史的価値のある建築物や美しい景観の地域を、有志が資金を出し合って買い取ることにある。1907年には法的な地位を与えられ、組織は発展を続けており、英國の田園地域の環境保護に果たしている役割は極めて大きい。

36 Queen Anne's Gate, London SW1H 9AS

Tel : 071-222-9251

*英國環境保存ボランティアトラスト (British Trust for Conservation Volunteers)

全国的に実際的な保存活動の提供を促進するボランティアによる団体。保存活動のみならず、研修会や教育活動も行っている。

36 St Mary's Street, Wallingford, Oxon OX10 0EU

Tel : 0491-39766

(3) レクリエーション

*農場休暇協議会 (Farm Holiday Bureau)

安価で質の高いサービスの提供を目指した宿泊施設を経営する農家のグループで構成される、全国的なネットワーク。個々の農家は、全国81の農場休暇グループ (Farm Holiday Groups) に所属する。協議会は、農場宿泊の経営の促進や、研修、政府や関係団体との連絡などを行う。

National Agriculture Centre, Stoneleigh Park, Warwickshire CV8
2LZ

Tel : 0203-696909

* 歩行者協会 (Ramblers' Association)

田園地域の散歩を促進し、遊歩道と田園地域の自然と景観の保護を目的とする。

1-5 Wandsworth Road, London SW8 2XX

Tel : 071-582-6878

* 長距離歩行者協会 (Long Distance Walkers' Association)

田園地域や山の長距離歩行が好きな人々で構成された団体。長距離歩行に関する各種活動を行う。

29 Marway Road, Brotton, Saltburn-by-Sea, Cleveland TS12 2RH

Tel : 0287-76409

(4) 社会全般

* 田園地域社会協議会 (Rural Community Council)

田園地域の生活向上を目的とする県レベルの組織で、1920年にオックスフォード県で設立されたのが始まり。現在は、イングランドのすべての県で組織されている。1970年代の半ばから、開発委員会から補助金が出るなど、田園地域の開発と地域の活性化に果たす役割が一層期待されてきている。パリッシュを中心に、県やディストリクトなど地方団体との関係も強い。全国組織として、田園地域社会協議会全国会議 (Action with Communities in Rural England) がある。

Action with Communities in Rural England

Somerford Court, Somerford Road, Cirencester, Gloucestershire,
GL7 1TW

Tel : 0285-653477

* ルーラル・ボイス (Rural Voice)

1980年、田園の地域社会の利益を促進するため、9つの関係全国団体（注）が共同して創設。その目的は、政府やマス・コミ及び社会全体に、田園地域の抱える諸問題をアピールし、理解を得ることにある。県レベルでは、田園地域社会協議会を通じて活動している。

c/o ACRE, Somerford Court, Somerford Road, Cirencester, Glos.
GL7 1TW

Tel : 0285-653477

(注) 参加団体

田園イングランド保護協会

田園土地所有者協会

全国農業者同盟

田園地域社会協議会全国会議
全国パリッシュ協議会 (National Association of Local Councils)
ボランティア団体全国協議会
(National Council for Voluntary Organisations)
全国婦人会連合会(National Federation of Women's Institute)
青年農業者クラブ全国連盟
(National Federation of Young Farmers' Club)
全国運輸・一般労働組合農業・関連労働者部会
(Agricultural and Allied Workers' National Trade Group of the
Transport and General Workers' Union)

*全国婦人会連合会(National Federation of Women's Institute)

田園地域の女性の生活条件の向上を目指し各種活動を行う、県レベルの組織の全
国連合会。地域では定例会を持ち、文化・学習活動など多彩な活動を展開している。

104 New Kings Road, London SW6 4LY

Tel : 071-371-9300

資料3 タイプ別田園ディストリクト一覧

1. 遠隔の田園ディストリクト (Remote Rural District)

Medina	West Somerset
South Wight	Yeovil (now South Somerset)
Dover	Leominster
Swale	South Herefordshire
Thanet	North Shropshire
Fenland	Oswestry
Breckland	South Shropshire
Broadland	High Peak
North Norfolk	Boston
South Norfolk	East Lindsey
Kings Lynn and West	North Kesteven
Norfolk	South Holland
Babergh	South Kesteven
Forest Heath	West Lindsey
Mid Suffolk	East Yorkshire
St Edmundsbury	Holderness
Suffolk Coastal	Craven
Waveney	Hambleton
Caradon	Richmondshire
Carrick	Ryedale
Kerrier	Scarborough
North Cornwall	Selby
Penwith	Pendle
Restormel	Ribble Valley
Scilly Isles	Allerdale
East Devon	Copeland
Mid Devon	Eden
North Devon	South Lakeland
South Hams	Teesdale
Teignbridge	Wear Valley
Torridge	Alnwick
West Devon	Berwick-upon-Tweed

North Dorset	Castle Morpeth
Purbeck	Tynedale
Wimborne (now East Dorset)	

2. アクセスが容易な田園ディストリクト (Accessible Rural District)

Mid Bedfordshire	Woodspring
North Bedfordshire	Cotswold
South Bedfordshire	Forest of Dean
Newbury	Stroud
Aylesbury Vale	Tewkesbury
Chiltern	Mendip
South Buckinghamshire	Sedgemoor
Wycombe	Taunton Deane
Lewes	Kennet
Rother	North Wiltshire
Wealden	Salisbury
Braintree	West Wiltshire
Epping Forest	Bromsgrove
Maldon	Malvern Hills
Rochford	Wychavon
Tendring	Wyre Forest
Uttlesford	Bridgnorth
Basingstoke and Deane	Shrewsbury and Atcham
East Hampshire	East Staffordshire
Hart	Lichfield
New Forest	South Staffordshire
Test Valley	Staffordshire Moorlands
Winchester	North Warwickshire
East Hertfordshire	Rugby
North Hertfordshire	Stratford on Avon
Ashford	Warwick
Canterbury	Ereash
Shepway	North East Derbyshire
Tonbridge and Malling	South Derbyshire
Tunbridge Wells	The Derbyshire Dales

Cherwell	Blaby
South Oxfordshire	Charnwood
Vale of White Horse	Harborough
West Oxfordshire	Hinkley and Bosworth
Mole Valley	Melton
Tandridge	North West Leicestershire
Waverley	Rutland
Adur	Daventry
Arun	East Northamptonshire
Chichester	Kettering
Horsham	South Northamptonshire
Mid Sussex	Wellingborough
East Cambridgeshire	Ashfield
Huntingdonshire	Gedling
South Cambridgeshire	Newark and Sherwood
Northaven	Rushcliffe
Wansdyke	Beverley
Boothferry	
Glanford	
Harrogate	
Chester	
Congleton	
Crewe and Nantwich	
Macclesfield	
Vale Royal	
Fylde	
Lancaster	
Rossendale	
South Ribble	
West Lancashire	
Wyre	

参考文献

1. 第一章

- ・「フランス流バカンスの秘密」、井上ひさし、朝日新聞 1993年8月23日
- ・Enjoying the Countryside : Policies for People, Countryside Commission 1992
- ・The UK Tourist Statistics 1992, UK Tourist Board 1993
- ・明日の田園都市、E・ハワード著／長素連訳、鹿島出版会 1979
- ・漱石の倫敦、ハワードのロンドン、東秀紀著、中央公論社 1991
- ・Aspects of Britain : Planning HMSO 1992
- ・Aspects of Britain : Conservation HMSO 1993
- ・The Green Belts, Department of Environment, HMSO 1988
- ・英国都市計画の先駆者たち、ゴードンE. チェリー編／大久保昌一訳、学芸出版社 1983
- ・ヨーロッパの土地法制、稻本洋之助・戒能通厚・田山輝明・原田純孝編著、東京大学出版会 1983
- ・90年代のイギリス都市農村空間の課題、井内昇、「都市問題」1993年5月号、7月号、東京市政調査会
- ・1991 Census : Preliminary Report for England and Wales, HMSO
- ・The Economy of Rural England, Rural Development Commission 1993
- ・Leisure Landscapes, Council for the Protection of Rural England 1994
- ・田舎と都会、レイモンド・ウィリアムズ／山本和平・増田秀男・小川雅魚訳、晶文社 1990
- ・もう一つのイギリス史：野と町の物語、小池滋、中公新書、1991
- ・イギリスの小さな町から、加藤秀俊、朝日新書 1974

2. 第二章

(1) 変化する田園地域と田園地域に関する政策概観

- ・New Trends in Rural Policymaking OECD 1988
- ・The Chaging Countryside, The Open University 1991
- ・Social Trends 1994, HMSO
- ・Action for the Countryside, Department of the Environment 1992
- ・Environment in Trust : The Countryside, The Department of the Environment
- ・This Common Inheritance : Britain's Environmental Strategy, HMSO 1990
- ・The Countryside Handbook, The Open University, 1991

(2) 農業

- Aspects of Britain : Agriculture, Fisheries and Forestry, HMSO 1993
- 英國農業事情, 在英日本大使館資料 1993
- Agriculture in the United Kingdom : 1990, Ministry of Agriculture, Fisheries and Food , HMSO 1991

(3) 森林

- Woodland Grant Scheme The Forestry Commission, 1993
- Woodland Grant Scheme : A Brief Guide to Conserving and Improving the Forest Environment, The Forestry Commission, 1993
- Forests for the Community, Countryside Commission, 1991
- Indicative Forestry Strategies, Department of the Environment, 1992

(4) 開発計画

- Aspects of Britain : Planning HMSO 1992
- Rural Sustainable Development, Rural Development Commission, 1993
- Planning Policy Guidance PPG7 : The Countryside and the Rural Economy, Department of the Environment/Welsh Office, HMSO 1992
- Development Plans : What you need to know , Department of the Environment 1991

(5) 経済

- The Economy of Rural England, Rural Development Commission 1993
- The Rural Development Commission Annual Report 1992–1993
- Rural Development Areas 1994, Rural Development Commission 1994
- Help for Rural Development Areas, Rural Development Commission 1994
- The Economy of Rural England, Rural Development Commission 1993
- Rural Development Strategy for the 1990s, Rural Development Commission 1994
- Rural Sustainable Development, Rural Development Commission 1993
- European Experience of Rural Development, Rural Development Commission, 1993
- Rural Enterprise-Success in the Making, Rural Development Commission, 1993
- Action for Rural Enterprise, Rural Development Commission, 1993
- Promoting Jobs and Communities in Rural England , Rural Development Commission, 1993
- Redundant Building Grants, Rural Development Commission, 1993
- Rural Challenge, Rural Development Commission, 1994
- Countryside Employment Programme, Rural Development Commission, 1992

- European Experience of Rural Development, Rural Development Commission, 1993
- Finance from Europe, A guide to grants and loans from the European Community, London Office of the Commission of the European Communities, 1991
- Community Structural Funds 1994–99, Office for Official Publications of the European Communities, 1993
- LEADER Magazine, LEADER Coordinating Unit

(6) コミュニティ

- English Rural Communities : An Assessment and Prospect for the 1990s, Rural Development Commission, 1993
- Help for Rural Communities, Rural Development Commission, 1994
- Summary and Findings : 1991 Survey of Rural Services, Rural Development Commission, 1992
- Support for Village Halls, Rural Development Commission, 1993
- Rural Action for the Environment, Countryside Commission/English Nature/Rural Development Commission, 1992

(7) 自然環境と景観保全

- Aspects of Britain : Conservation, HMSO 1993
- Countryside Commission Annual Report 1992–1993
- Your Countryside Our Concern, Countryside Commission, 1993
- Grants and Payment Scheme Countryside Commission, 1993
- Landscape Assesment Guidance, Countryside Commission, 1993
- Caring for the Countryside : A Policy Agenda for England in Nineties, Countryside Commission, 1991
- Paying for a Beautiful Countryside, Countryside Commission, 1993
- Design in the Countryside, Countryside Commission, 1993

(8) アクセスとレクリエーション

- Countryside Commission Annual Report 1992–1993
- Your Countryside Our Concern, Countryside Commission, 1993
- Grants and Payment Scheme Countryside Commission, 1993
- Enjoying the Countryside : Policies for People, Countryside Commission, 1992
- National Target for Rights of Way, Countryside Commission, 1993

(9) 観光

- The Economy of Rural England, Rural Development Commission 1993
- Principles for Tourism in the Countryside, English Tourist Board/Countryside

- Commission/Rural Development Commission, 1993
- Visitors in the Countryside : Rural Tourism, English Tourist Board, 1988
 - Tourism and the Environment : Maintaining the Balance, English Tourist Board 1991
 - The Green Light : A Guide to Sustainable Tourism, Rural Development Commission/English Tourist Board/Countryside Commission, 1992
 - Tourism in National Parks : A Guide to Good Practice, Rural Development Commission/English Tourist Board/Wales Tourist Board/Countryside Commission/Countryside Council for Wales
 - Local Tourism Heritage Trust : Guidelines, English Tourist Board/Countryside Commission, 1993
 - The UK Tourist Statistics 1992, UK Tourist Boards, 1993
 - Developing Rural Accommodation : A Good Practice Guide, English Tourist Board 1990
 - Tourism Policy and International Tourism in OECD Countries 1991–1992, OECD 1994
 - Stay on a Farm, Farm Holiday Bureau, 1994

3. 第三章

(1) グロスター・シャー県

- Rural Strategy for Gloucestershire, Rural Strategy Advisory Group, 1992
- South Forest Rural Development Area : Strategy and Work Programme 1994/1995, Gloucestershire, 1993
- Meeting the Challenge of Change : The Countryside Employment Programme in the Cotswolds, Rural Development Commission
- Into the 1990s : The Gloucestershire Tourism Strategy, Gloucestershire Tourism, 1989
- Defence Dependency in Gloucestershire, Gloucestershire County Council, 1993
- Gloucestershire Rural Community Council : Annual Report for 1992–93
- Village Appraisal : Helping you to plan for your community's future, Gloucestershire Rural Community Council, 1991

(2) コーンウォール県

- Cornwall Rural Strategy : Incorporating the Rural Development Programme 1991 Cornwall County Council
- The Rural Development Programme : Work Programme 1994, Cornwall County

Council 1993

- 5(b) for Cornwall and The Isle of Scilly 1994–99, Cornwall County Council
- Devon and Cornwall Objective 5b CSF Ex-Post Evaluation : Interim Report, European Commission, 1994
- Rural Development Plan : South East 5(b) Region 1994–1999, Cornwall County Council, 1994
- Fact-Finder : Sources of Finance and the Advice for Rural Cornwall 1994, Cornwall County Council, 1994

(3) 村に住む人々

- St Kew Parish Household Survey Report, Cornwall Rural Community Council, 1993
- St Just in Roseland Parish Council Housing Survey, Cornwall Rural Community Council, 1993
- 過疎問題調査事業：集落実態調査報告書、島根県過疎地域対策協議会 1994